

平成29年9月宮崎県定例県議会  
決算特別委員会（平成28年度決算）  
総務政策分科会会議録

平成29年10月3日～5日

場 所 第2委員会室



平成29年10月3日(火曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第11号 平成28年度宮崎県歳入歳出決算  
の認定について

○報告事項

- ・平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び  
資金不足比率について

出席委員(6人)

主	査	二見康之
副主	査	岩切達哉
委	員	緒嶋雅晃
委	員	中野一則
委	員	松村悟郎
委	員	前屋敷恵美

欠席委員(1人)

委	員	河野哲也
---	---	------

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
総務部次長 (総務・職員担当)	渡邊浩司
総務部次長 (財務・市町村担当)	武田宗仁
危機管理局長 兼危機管理課長	藪田亨
総務課長	丸田勉
防災拠点庁舎整備室長	宮里雄一
部参事兼人事課長	吉村久人
行政経営課長	日高幹夫

財政課長	川畑充代
税務課長	棧亮介
市町村課長	横山幸子
総務事務センター課長	大田原節郎
消防保安課長	福栄芳政

事務局職員出席者

議事課主査	原田一徳
総務課主任主事	日高真吾

○二見主査 ただいまから決算特別委員会総務  
政策分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。分  
科会の日程につきましては、お手元に配付の日  
程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、そのように決定いたし  
ます。

次に、本日開催されました主査会における協  
議内容について御報告いたします。

まず、審査の際の執行部説明についてであり  
ます。

お手元の分科会審査説明要領により行いま  
すが、決算事項別の説明は、目の執行残が100万円  
以上のもの及び執行率が90%未満のものについ  
て、また、主要施策の成果は、主なものについ  
て説明があると思いますので、審査に当たりま  
してはよろしく願いいたします。

次に、監査委員へ説明を求める必要が生じた  
場合についてですが、他の分科会との時間調整  
を行った上で、質疑の場を設けることとする旨  
確認がなされましたので、よろしく願いいた  
します。

最後に、審査の進め方についてですが、総合  
政策部のみ、6課と4課の2班編成とし、班ご

とに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため暫時休憩します。

午後1時1分休憩

---

午後1時3分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成28年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○桑山総務部長 総務部長でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、今回御審議いただきます平成28年度決算につきまして、お手元に配付いたしております主要施策の成果に関する報告書と、平成28年度決算特別委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、平成28年度一般会計決算の概要についてであります。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。

決算の総括を記載しておりますけれども、平成28年度の決算額は、歳入が5,789億1,248万1,000円、歳出が5,665億997万8,000円と、それぞれ前年度と比べまして大幅な減少となっております。これは下に注書きもしておりますけれども、前年度の特殊要因といたしまして、口蹄疫対策転貸債等償還金1,200億円が計上されていることによるものであります。この特殊要因を除いた前年度決算額との比較では、右の増減のところ括弧内の数字になりますが、歳入歳出ともに1.2%の減となっております。

それから、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支でございますが、124億250

万3,000円となっております。

また、この形式収支から、平成29年度へ繰り越すべき財源46億9,691万9,000円を差し引いた実質収支でありますけれども、77億558万4,000円の黒字となっております。

なお、前年度の実質収支との差であります単年度収支につきましては、4億3,806万8,000円の黒字となっております。

次に、お手元の平成28年度決算特別委員会資料をごらんいただきたいと思います。

まず、10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページでございますが、総合計画に基づきます総務部の施策の体系を掲載しております。その概要について御説明いたします。

右側に施策の柱を記載しておりますけれども、一番上の連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進でありますけれども、みやざき円陣(Engine)27プロジェクトでは、知事と市町村長との意見交換の場であります宮崎県・市町村連携推進会議や円卓トークを開催しますなど、県と市町村、それから市町村間の連携を推進したところでございます。

次に、2つ目の枠囲みであります、多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりであります。まず、1つ目の防災拠点庁舎整備では、十分な耐震性能を有し、災害応急対策などを円滑に実施できる防災庁舎の整備を行うために、実施設計、それから整備に関する工事を行ったところでございます。

次に、中ほどの新規事業の「南海トラフ地震応急対策強化」におきましては、国が策定しました、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画を実効性あるものとするために、自衛隊などの部隊が集結する後方支援拠

点でありますとか、支援物資を集積する広域物資輸送拠点などの機能充実を図ったところであります。

また、これらの拠点の運営に従事する人材を育成しますとともに、国や各県等の防災関係機関との情報交換や講演会等を行ったところがございます。

次に、6つ飛びまして、航空消防防災管理運営でありますけれども、救急患者の搬送、災害時の応急活動、山岳遭難や水難事故等における捜索・救助、林野火災の消火等の業務に活動する防災救急ヘリコプターの運営管理を行ったところであります。

次に、11ページをごらんいただきたいと思っております。

総務部の平成28年度歳出決算の状況でございます。一番下の段の総務部合計の欄でありますけれども、一般会計と特別会計を合わせまして、一番左の予算額2,705億6,530万2,988円、隣の支出済額が2,693億6,686万7,061円、不用額——右から3番目の欄ですが、11億9,843万5,927円となりまして、執行率は99.6%となっております。

次に、監査における指摘事項等でありまして、この資料の一番最後のページ、35ページをごらんいただきたいと思っております。平成28年度の総務部に係る監査での指摘状況を一覧にしたものでございます。

今回は、指摘事項はございませんけれども、左にあります、収入事務、支出事務、それから、財産の管理につきまして、合わせて6件の注意事項がありました。

今後は、このような注意を受けることのないよう、規則等に基づく適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

また、お手元に、別冊でございます平成28年

度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、1件の意見・要望事項がございました。これにつきましては、後ほど税務課長から御説明を申し上げます。

以上、簡単に概要を御説明いたしました。各課ごとの詳細につきましては、危機管理局長及び担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

**○川畑財政課長** それでは、平成28年度決算の概要について御説明いたします。

まず、平成28年度決算特別委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成28年度一般会計歳入決算の状況について、主なものを御説明いたします。

まず、県税の28年度決算額は、987億3,724万8,000円で、前年度に比べまして、31億4,000万円余、3.3%の増となっております。

また、次の地方消費税清算金の決算額は391億2,183万5,000円で、前年度に比べまして、44億1,000万円余、10.1%の減となっております。

いずれも詳細につきましては、後ほど税務課長が御説明いたします。

次に、2ページをお開きください。

一番上の地方譲与税ですが、決算額が175億2,245万9,000円で、前年度に比べて、30億2,000万円余、14.7%の減となっております。これは、地方法人特別譲与税等の減によるものであります。

1つ飛びまして、地方交付税ですが、決算額は1,866億7,800万2,000円で、前年度に比べて、31億8,000万円余、1.7%の増となっております。これは、普通交付税の増によるものであります。

1つ飛びまして、分担金及び負担金ですが、決算額が23億8,162万2,000円で、前年度に比べ

て、4億6,000万円余、16.4%の減となっております。これは、土地改良事業負担金の減に伴う農林水産業費負担金の減等によるものであります。

次の使用料及び手数料ですが、決算額が103億4,765万7,000円で、前年度に比べて、8億円余、8.4%の増となっております。これは、県立高等学校授業料の増等に伴う教育使用料の増等によるものであります。

次に、3ページをごらんください。

一番上の国庫支出金ですが、決算額が797億187万2,000円で、前年度に比べて、16億7,000万円余、2.1%の増となっております。これは、保育対策総合支援事業費補助金の増に伴う民生費国庫補助金の増等によるものであります。

次の財産収入ですが、決算額は22億2,988万4,000円で、前年度に比べて、8億2,000万円余、58.8%の増となっております。これは、宮崎県ボランティア基金出捐金払い戻し収入の増に伴う、財産売り払い収入の増等によるものであります。

次の寄附金ですが、決算額が3億3,071万8,000円で、前年度に比べて、1億5,000万円余、83.1%の増となっております。これは、宮崎県口蹄疫復興財団寄附金の増に伴う、農林水産業費寄附金の増等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

一番上の繰入金ですが、決算額は247億4,742万2,000円で、前年度に比べて、41億円余、14.2%の減となっております。これは、国の交付金を財源に造成した基金の取り崩しの減等に伴う、基金繰入金の減等によるものであります。

次の繰越金ですが、決算額は126億301万5,000円で、前年度に比べて、8億9,000万円余、7.6%の増となっております。これは、平成27年度

実質収支の増等によるものであります。

次の諸収入ですが、決算額は419億5,227万7,000円で、前年度に比べて、1,256億8,000万円余、75.0%の減となっておりますが、これは、前年度の貸付金元利収入に口蹄疫対策転貸債等償還金1,200億円が含まれているため、それを除きますと、前年度に比べまして、56億8,000万円余、11.9%の減となっております。これは、中小企業金融制度貸付金元利収入の減に伴う、貸付金元利収入の減等によるものであります。

次の県債ですが、決算額616億6,042万3,000円で、前年度に比べて、1億3,000万円余、0.2%の減となっております。これは、臨時財政対策債の減等によるものであります。

次に、5ページをごらんください。

(2) 収入未済額の状況についてであります。表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思います。

28年度の収入未済額は、県税や諸収入など合計で18億円余であり、県税の滞納処分の強化などに努めた結果、前年度に比べて全体で1億9,000万円余、9.6%の減となっております。収入未済額につきましては、今後も圧縮を図っていくこととしております。

次に、6ページをお開きください。

県債及び財政関係2基金の残高等の状況につきまして、グラフでお示しをしております。

まず、一番上のグラフをごらんいただきたいと思います。折れ線グラフが2つに分かれておりますが、上の線が県債残高の全体額を示しております。下の線、下のラインが、償還財源が担保されております臨時財政対策債等を除きました県債残高を示しております。下の線をごらんいただきますと、実質的な県債残高につきましては、毎年度確実に減少の傾向となっております。

ります。

次に、2つ目、真ん中のグラフをごらんいただきたいと思います。棒グラフと折れ線グラフがございますが、折れ線グラフが財政関係2基金の残高を示しております。近年の傾向としましては、ほぼ同じ規模で推移をしております。

また、一番下のグラフを見ていただきますと、経常収支比率の推移を示しております。経常収支比率につきましては、その数値が高いほど、財政が硬直していることを示しております。社会保障関係費の増などによりまして、ここ数年、若干の増加傾向がございます。

しかしながら、平成28年度決算速報値が公表されておりますが、その全国平均の94.3%の水準については下回っているというような状況でございます。

しかしながら、本県につきましては、今後も歳入の伸びが見込めない中、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に、今後多額の財政負担が見込まれ、引き続き厳しい財政状況が続く見通しでございます。

このような状況下においても、人口減少問題や地域経済の活性化など、本県の抱える課題に的確に対応しつつ、将来を見据えた施策を積極的に推進していくためには、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして継続し、予算の効率的かつ効果的な執行を図っていかねばならないと考えております。

次に、ページが飛びますが、8ページをお開きいただきたいと思います。

第3、地方公共団体財政健全化法に基づく報告について御説明いたします。平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてです。この資料につきましては、監査委員

の審査意見書の抜粋等によりまして、作成をしております。

まず、1の(1)の総合意見をごらんいただきたいと思います。健全化判断比率の4つの指標についてであります。

①の実質赤字比率につきましては、標準財政規模に対する一般会計と特別会計を合わせた赤字額の割合ですが、赤字が発生していないため、該当する数値はございません。

②の連結実質赤字比率につきましては、標準財政規模に対する一般会計等と公営企業会計を合わせた全会計の赤字額の割合ですが、これにつきましても赤字が発生していないため、該当する数値はございません。

③の実質公債費比率につきましては、標準財政規模等に対する一般会計等における公債費に、公営企業会計の元利償還金に対する繰出金等を加えた実質的な公債費の割合でありまして、平成28年度決算につきましては、14.2%となっております。前年度の数値と比べまして、地方債の元利償還金の減等によりまして、1.3ポイント改善をしておるところでございます。

④の将来負担比率につきましては、標準財政規模等に対する一般会計等や公営企業会計の借入金等に加え、出資法人の負債など、将来県の負担になる可能性があるものを含めた負債の割合でありまして、122.9%となっております。前年度と比べまして、地方債残高の減少等によりまして、3.5ポイント改善しております。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、今後、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれますことから、比率の推移につきましては、今後も注視していく必要があると考えております。

これらの4つの指標につきましては、いずれも右側の欄の参考として記載をしております。早期健全化基準を下回っておりまして、監査委員の審査意見につきましては、(3) 是正改善を要する事項にありますとおり、特に指摘すべき事項はないとなっております。

次に、資金不足比率についてであります。同じく8ページの下でございますが、2の(1)の総合意見をごらんいただきたいと思っております。

資金不足比率につきましては、各公営企業会計における営業収益等の事業規模に対する資金の不足額の占める割合ですが、いずれの会計におきましても、資金不足が発生していないことから、該当する数値はございません。

監査委員の審査意見につきましては、9ページの上でございますが、(3) 是正改善を要する事項にありますとおり、特に指摘すべき事項はないとなっております。

3、参考といたしまして、指標の推移を掲げております。過去5年間においては、実質公債費比率及び将来負担比率ともに改善している状況でございます。

次に、資料がかわりまして、平成28年度主要施策の成果に関する報告書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入決算の概要についてでございますが、先ほど委員会資料によりまして御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出決算の概要についてであります。

まず、(1) 款別についてであります。表の、平成28年度の一番下の合計欄をごらんください。

歳出決算額は、5,665億997万8,000円で、前年度の特異要因であります、口蹄疫対策転貸債等

償還金1,200億円を除く対前年度比は、表の右端の括弧の中にありますとおり、1.2%の減となっております。以降の説明につきましても、前年度の特異要因を除いた説明とさせていただきます。

この表の右に、対前年度増減をお示ししておりますので、その増減の大きなものにつきまして御説明いたしたいと思っております。

表の下に特徴として記載をしておりますが、まず、総務費につきましては、大規模災害対策基金への積立金等の減によりまして、前年度比で14.4%の減となっております。

次に、労働費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費等の減によりまして、前年度比で13.7%の減となっております。

次に、農林水産業費につきましては、国営土地改良事業負担金等の減によりまして、前年度比で5.1%の減となっております。

次に、商工費につきましては、中小企業融資制度貸付金等の減によりまして、前年度比で10.1%の減となっております。

次に、災害復旧費につきましては、農林水産施設災害復旧費等の増によりまして、前年度比で75.8%の増となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出決算の(2) 性質別の状況でございます。

一番上の義務的経費につきましては、表の下の特徴にも記載しておりますとおり、公債費が利子償還額の減によりまして、前年度比で減となったこと等から、全体では前年度比0.3%の減となっております。

次に、投資的経費についてであります。災害復旧事業費が農林水産施設災害復旧事業費等の増によりまして、前年度比で増となったこと等から、全体では前年度比3.8%の増となっております。



ります。

次に、その他の経費につきましては、積立金が大規模災害対策基金積立金等の減、貸付金が中小企業融資制度貸付金等の減により、それぞれ前年度比で減となったこと等から、全体では前年度比4.2%の減となっております。

決算の概要については以上でございます。

**○棧税務課長** それでは、税務課から、県税及び地方消費税清算金の決算につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の7ページをお開きください。

平成28年度の県税歳入決算は、表の一番上の県税計の欄にありますように、最終予算額が977億3,000万円に対しまして、調定額が1,002億5,714万6,000円、収入済額が987億3,724万8,000円となっております。収入済額の前年度比は103.3%となっており、その右のC-Aの欄にありますように、最終予算額に対しまして、10億724万8,000円の増となっております。

その右の欄になります。不納欠損額は1億6,001万8,000円、還付未済額が2万1,000円となっております。収入未済額につきましては、13億5,990万1,000円となっており、昨年度より1億8,817万3,000円圧縮しております。徴収率につきましては98.5%で、前年より0.3ポイント向上しております。

次に、各税目ごとの増減について御説明いたします。資料の1ページにお戻りください。

県税収入全体では、この表の一番上段の左から4番目、増減の欄にありますように、昨年度と比較しまして、金額で31億4,510万4,000円、率にして3.3%の増となっております。

それでは、主な税目の増減理由について御説明いたします。

まず、県民税のうち個人県民税につきましては、市町村が市町村民税と一緒に賦課徴収しております均等割・所得割、県が賦課徴収します株式会社等からの配当に対する配当割、株式の譲渡所得に対する株式等譲渡所得割の3つが含まれております。

この3つが含まれておる中で、28年度は27年度と比較しますと、1億424万2,000円の増となっております。これは、配当割及び株式等譲渡所得割につきましては、少額投資非課税制度——いわゆるNISAでございますが——この普及によりまして、非課税となる額が増加したこと等から、合わせて5億4,000万円余の減収となったものの、一方で、均等割・所得割につきましては、景況の改善に伴う給与所得の増、特別徴収の推進等の徴収努力によりまして、約6億4,000万円余の増となったことによるものであります。

次に、法人県民税についてであります。法人県民税が1億9,552万8,000円の減となっております。これは、税制改正によりまして、法人税割の税率が、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分から、5.0%から3.2%、条例による0.8%の超過課税分を加えますと、5.8から4.0に下がった影響が平年度化したことから減となったものであります。

次に、中ほどの事業税のうち、法人事業税につきましては、33億3,762万1,000円の増となっております。これは、同じく税制改正によりまして、所得課税に係る税率が平成26年10月1日開始事業年度分から、今度は引き上げられた影響が平年度化したものと、証券業及び電気・ガス供給業は減となったものの、その他の業種では比較的、全体的に好調であったことによりまして、課税所得が増となったことによるものであります。

次に、その下の地方消費税につきましては、5億2,953万3,000円の減となっております。これは、消費の伸び悩みと還付額の増に加えて、前年度の平成27年度におきまして、国から本県への払い込み日が休日になったことにより、本来、平成26年度収入となるべきものが、平成27年度分の収入として計上されたという、一時的な上振れの反動もありまして、減となったものであります。

次に、その下の不動産取得税につきましては、2億4,261万6,000円の増となっております。これは、税額200万円以上の大建築物に対する課税の増等によるものであります。

次に、下から2行目の軽油引取税につきましては、2億5,622万6,000円の増となっております。これは、公共工事の増加等による輸送量の増等により、軽油の消費が増加したことによるものであります。

その他の税目につきましては、記載のとおりであります。

最後に、地方消費税清算金についてであります。一番下の欄をごらんください。

これは、全国で納付されました消費税のうち、地方消費税分を最終消費地へ帰属させるために、都道府県間で清算を行うものであります。

平成28年度の清算金収入は391億2,183万5,000円と、平成27年度に比べまして、金額にして44億1,871万5,000円、率にして10.1%の減となっております。これは、先ほど地方消費税について御説明しましたとおり、地方消費税清算金につきましても、消費の伸び悩みと還付額の増に加えて、払い込み日が休日と重なるという、制度上やむを得ない一時的な上振れ要因が平成27年度に発生していたこと等もあり、減となったものであります。

説明は以上であります。

○丸田総務課長 総務課でございます。総務課の歳出決算状況について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の11ページをごらんください。

総務課の欄でございますけれども、総務課の決算額は、予算額13億8,228万4,013円に対しまして、支出済額は13億3,560万4,987円、不用額は4,667万9,026円となっております。執行率は96.6%でございます。

続きまして、不用額の内容について、主なものについて御説明をいたします。12ページをお開きください。

ページ中ほどでございます、(目)文書費の不用額646万6,591円であります。主なものは、役務費の408万9,547円ですが、これは総務課が集中管理を行っております、文書発送料等の執行残でございます。

続きまして、13ページになりますけれども、(目)財産管理費の不用額3,293万1,597円あります。主なものは、まず、中ほどの需用費の1,657万7,645円につきましては、本庁舎・各総合庁舎、そして特別公舎などで使用する光熱水費等の執行残でございます。

その2段下、委託料1,290万1,130円は、庁舎の清掃・警備委託等に係る経費の執行残でございます。

次の(目)県有施設災害復旧費の不用額706万2,570円は、災害等によって被害を受けました県有施設の補修・復旧経費の執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の59ページをお開きください。

2、安全な暮らしが確保される社会の(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりについてでございます。

防災拠点庁舎の整備につきましては、平成29年3月末に実施設計を完了させるとともに、庁舎建設に伴い必要となる関連工事を実施したところでございます。引き続き、防災拠点庁舎の早期整備に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

総務課からは以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○吉村人事課長 人事課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、11ページをお願いいたします。

平成28年度歳出決算課別集計表の人事課の欄で、上から2段目でございますが、予算額44億3,059万5,000円、支出済額44億1,472万8,243円、不用額1,586万6,757円、執行率が99.6%となっております。

続きまして、主な不用額について御説明いたします。ページをめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。

表の上のほう、(目)一般管理費でございます。不用額が、右側3列目でございますが、975万9,011円で、執行率が99.3%でございます。その主なものとしましては、節の欄の職員手当等の不用額344万526円でございます。これは、主に昨年度12月、1月に川南町、木城町で発生しました鳥インフルエンザの防疫業務に係ります時間外勤務手当の執行残でございます。

続きまして、表の中ほど、(目)人事管理費の不用額でございますが、610万7,746円で、執行

率99.8%となっております。その主なものとしましては、節の欄、職員手当等の不用額197万4,780円でございます。これは、昨年4月に発生いたしました熊本地震に職員を派遣しておりますけれども、そのときの時間外勤務手当の執行残でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

説明は以上であります。よろしくお願いをいたします。

○日高行政経営課長 行政経営課の歳出決算の状況について御説明いたします。

同じ決算特別委員会資料の11ページをごらんいただきたいと思っております。

行政経営課は、上から3段目でございますけれども、予算額1億735万9,000円、支出済額1億615万7,374円、不用額120万1,626円で、執行率は98.9%となっております。

詳細については、16ページになりますけれども、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものはございません。

次に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

行政経営課は以上であります。

○川畑財政課長 財政課の歳出決算の状況について御説明いたします。

同じ委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計及び公債管理特別会計を合計した財政課の決算につきましては、一番下の欄になりますが、予算額2,170億1,703万4,975円に対して、支出済額が2,163億1,575万9,606円となり、不用額は7億127万5,369円、執行率が99.7%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。

ページをお戻りいただきまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計でございます。上から3段目の(目)一般管理費の不用額の欄になりますが、5億2,474万564円の不用額となっております。その理由としましては、財政課の一般管理費には、財政課の事務費のほかに、各部局での必要経費として執行するための共通経費を計上しております。この共通経費が、例えば国庫補助金などに返還や還付の必要が生じた場合など、各課でその都度、予算措置をするのではなく、あらかじめ財政課で予算を一括計上しておいて、必要に応じ、財政課から担当課に予算を流す、予算分任というやり方での対応としているものでございます。

これらの経費につきましては、突発的なものもございまして、各部局で所要額を正確に見込むことが困難であること、また、その他不測の事態が起こった場合に備える必要もありますことから、財政課において年度末まで予算をストックしていたものでございまして、不用額のほとんどは、この共通経費の執行残によるものでございます。

続いて、その次のページ、18ページをお開きください。

一番上の(目)財政管理費の執行率89.7%につきましては、消耗品等の購入などの執行残によるものでございます。

2番目の(目)財産管理費、その下の(款)公債費の(目)元金につきましては、100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものがございませんので、説明は省略させていただきます。

続いて、その下の(目)利子の不用額の欄になりますが、9,900万905円の不用額となっております。これは、銀行等引受債について、利子

支払い等が少なくなったことから不用額が生じたものでございます。

続いて、その下の(目)公債諸費につきましては、100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものはございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、19ページをごらんください。

予備費でございます。予備費につきましては、年度途中において、不測の事態により、予定外の支出の必要が生じた場合などに対処する経費でございます。この予備費は、当初予算額で1億円を計上しておりましたが、このうち28年度中に、2,302万3,025円をほかの予算科目に充用いたしました。その結果、予算現額が7,697万6,975円となり、その全額が不用額となっております。

予備費から予算充用した項目の内訳につきましては、右の説明欄に記載しておりますとおり、①総合農業試験場茶業支場において、茶苗木の品種を誤って別の品種を提供したことによる損害賠償金、②青少年自然の家の子煙突内からアスベストが検出されたため、新たに煙突を設置する改修工事費、③訴訟に伴う弁護士に対する着手金及び謝金、④管理運営瑕疵事故等の損害賠償金及び補償金等の17件となっております。

続きまして、20ページをお開きください。

次は、公債管理特別会計についてでございます。公債管理特別会計は、一般会計からの繰出金などにより、県債に係る元金及び利子の償還等を行うための特別会計であります。

総務費の(目)積立金から、その下の公債費の(目)利子まで、いずれも100万円以上の不用額及び執行率90%未満のものはございませんでしたので、説明は省略させていただきます。

なお、歳入歳出決算審査意見書における指摘要望事項はございませんでした。

財政課からは、説明は以上でございます。

**○棧税務課長** 税務課の歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。

税務課の計は、表の上から5段目にありますとおり、予算額434億4,058万9,000円、支出済額431億2,978万6,748円、不用額は3億1,080万2,252円で、執行率は99.3%となっております。このうち、目の執行残が100万円以上のものが3件ございます。

委員会資料の21ページをごらんください。

最初の税務総務費でございます。不用額は2億9,595万1,933円、執行率は89.4%となっております。これは、主に過年度に納められました県税を還付するための経費であります、県税償還金の執行額が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

中ほどの(目)賦課徴収費をごらんください。不用額は1,301万7,537円、執行率は99.4%となっております。これは、県税・総務事務所及び税務課において執行しております、県税の賦課徴収に要する納税通知書等の印刷をするための需用費や、郵送料などの役務費の執行残でございます。

次に、22ページをお開きください。

下から3つ目の目であります、ゴルフ場利用税交付金でございます。不用額は125万6,676円、執行率は99.6%となっております。これは、交付金の算定基礎となりますゴルフ場利用税の収入額につきまして、見込みよりも収入実績が少なかったことによるものでございます。

歳出決算の状況に関する説明は以上でございます。

ます。

次に、歳入歳出決算審査意見書での審査の意見がありましたので、御説明いたします。

平成28年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の5ページをお開きください。

5、収入の確保についての(1)県税収入の確保についてであります、上から5行目の「今後は」のところになります。読み上げさせていただきますと、「今後は、県税の収入未済額全体の約81%を占めている個人県民税について、賦課徴収を行う市町村との連携をさらに密にして、特別徴収制度の徹底を図る等、効果的な徴収対策を講じられるよう要望する。」との御意見でありました。

個人県民税につきましては、県税全体の収入額の約3割を占めており、その収入未済額は、県税の収入未済額13億5,990万円余のうち、約81%の10億9,727万円余となっております。

このため、賦課徴収権を持つ市町村の徴収業務を支援するため、各県税・総務事務所におきまして、徴収担当職員の併任人事交流や市町村からの徴収引き継ぎ、管内市町村との合同の徴収対策会議等を実施するとともに、特別徴収制度の適正化の推進を図るなど、収入未済額の圧縮に取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村とより一層の連携を図りながら、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

税務課の説明は以上でございます。

**○横山市町村課長** 市町村課の歳出決算の状況につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

市町村課につきましては、表の中ほどにありますとおり、予算額21億4,712万8,000円、支出済額21億4,480万5,547円、不用額232万2,453円

で、執行率は99.9%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。24ページをお開きください。

上から2段目の(目)市町村連絡調整費の不用額126万9,905円についてであります。これは、需用費など事務費の執行残によるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成28年度主要施策の成果に関する報告書の60ページをお開きください。

1、安心して生活できる社会の(1)連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進についてであります。主な事業について御説明いたします。

まず、みやざき円陣(Engine)27プロジェクトであります。これは、県と市町村の連携・協働を推進するため、知事と市町村長が一堂に会する宮崎県・市町村連携推進会議や、県内3ブロックにおける円卓トークを実施し、地域の抱える課題等について、知事と市町村長との意見交換を実施したものです。

また、知事と市町村若手職員との意見交換の場である、役場ぐるまthe談義を7市町村で行ったほか、市町村サポート事業として、9市町村へ市町村課等の職員が出向き、市町村の担当者と当面する課題等について協議し、必要な助言を行ったところであります。

次に、市町村地域づくり支援資金貸付であります。これは、市町村が行う防災・減災事業や行財政の健全化に向けた事業等に対して、無利子で貸し付けを行うものでありまして、昨年は12団体に対し、25件、7億9,998万7,000円の貸し付けを行いました。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して

は、特に報告すべき事項はありません。

市町村課の説明は以上であります。

**○大田原総務事務センター課長** 総務事務センターの歳出決算の状況について御説明いたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

総務事務センターは、表の中ほどに記載してありますように、予算額7億9,606万3,000円、支出済額7億9,196万312円、不用額は410万2,688円、執行率は99.5%となっております。

次に、主な不用額について御説明いたします。同じく委員会資料の28ページをお開きください。

上から3段目、(目)一般管理費の右側にあります、不用額149万4,566円についてでございます。これは、本庁及び各地区の総務事務センターの需用費などの事務費等が、支出見込み額を下回ったことによる執行残でございます。

なお、目の執行率が90%未満のものはございません。

また、監査委員の決算審査意見書につきましても、特に報告すべき事項はございません。

総務事務センターは以上でございます。

**○藪田危機管理局长** 続きまして、危機管理課の歳出決算の状況について御説明をさせていただきます。

決算特別委員会資料の11ページをお開きください。危機管理課は、一般会計の欄の下から2番目になります。

まず、予算額が6億9,471万6,000円、支出済額が5億8,407万4,330円で、不用額が1億1,064万1,670円となっております。執行率は84.1%となっております。

主な不用額について御説明をさせていただきます。同じく資料の30ページをごらんいただき

たいと思います。

まず、中ほどの(目)防災総務費でございますけれども、不用額が1,946万4,872円、執行率が96.6%となっております。不用額の主な理由でございますけれども、節の下から6行目の委託料におきまして、不用額が529万2,313円発生しております。これは、防災に関します、普及啓発資料作成委託料などの執行残ということでございます。

次に、下から3行目の負担金・補助及び交付金の不用額が、1,263万1,350円となっております。これは、減災力強化推進事業におきまして、市町村が行います津波避難タワーなどの整備に対する交付金の事業費の確定等に伴う執行残でございます。

次に、31ページをごらんいただきたいと思えます。

上の(目)消防連絡調整費は、不用額が23万1,100円、執行率が87.8%となっておりますけれども、これは林野火災発生時にヘリコプターで使用いたします、空中消火用のバケットの修繕経費の執行残でございます。

その下の(目)救助費は、不用額が9,094万5,298円、執行率が27.8%となっております。この救助費は、災害救助法が適用となります災害が発生した場合に備えまして、応急仮設住宅の供与などの市町村が実施します災害救助事務に対します県の負担金や、県が支弁しました救助費の額に応じまして法で定められております国庫負担分を災害救助基金へ積み立てるための積立金を計上しておりましたけれども、28年度におきまして、対象となります災害が発生しなかったことから、執行残となったものでございます。

続きまして、主要施策の成果について御説明

をさせていただきます。

主要施策の成果に関する報告書の62ページをごらんいただきたいと思えます。

危機管理課では、2の安全な暮らしが確保される社会を目標といたしまして、(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んだところでございます。

施策推進のための主な事業及び実績につきまして御説明をいたします。

まず、総合防災訓練強化につきましては、伝達参集訓練や図上訓練を実施いたしますとともに、10月には西都児湯地区におきまして、南海トラフ地震を想定した実践的な総合防災訓練を実施いたしました。

次の減災力強化推進につきましては、南海トラフ地震から県民の生命を守るために、沿岸の市町が行う津波避難タワーや避難場所、避難経路等の整備、避難訓練に対する支援を行ったところでございます。

次の災害時緊急車両への燃料供給体制構築につきましては、大規模災害時の緊急車両等への燃料の確保と効率的な配分を図るため、県内32カ所の中核給油所等の在庫量を確認し、備蓄量の確保を図ったところでございます。

次に、63ページをごらんいただきたいと思えます。

一番上の新規事業「南海トラフ地震応急対策強化」につきましては、国が策定をしております南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画におきまして、自衛隊、警察等が集結いたします後方支援拠点や、支援物資を集積する広域物資輸送拠点におきますエア TENT や投光器を配備するとともに、宮崎県津波対策推進協議会を開催したところでございます。

次の改善事業「自助・共助による減災力強化

総合啓発」につきましては、県防災の日フェア、備蓄推進キャンペーン、県民一斉防災行動訓練「みやざきシェイクアウト」、さらには、観光関係者を対象としました観光危機管理セミナーを実施いたしますとともに、テレビ・ラジオCMを活用しました減災行動集中啓発を実施いたしまして、県民の防災に対する意識啓発を図ったところでございます。

次の改善事業「災害対策本部運用体制等強化」につきましては、大規模災害時における災害対策本部の機能強化を図るため、携帯型防災行政無線通信装置の整備を行うとともに、業務継続計画——いわゆるBCP——の事前の備えとして、災害時に県庁舎内で、一時救護所や一時避難スペースとなる場所で必要となります物品の調達を行うとともに、市町村担当者を対象といたしましたBCP策定研修会を開催したところでございます。

次に、64ページをごらんいただきたいと思えます。

上段の改善事業「みんなの力で地域を守る！地域防災力向上推進」につきましては、県内各地域で防災士養成研修や防災士スキルアップ研修を開催し、防災士の養成・能力向上を行うとともに、自主防災組織長等研修会や防災士の出前講座など、防災士の活動の支援や自主防災組織の資機材整備に対する助成を実施したところでございます。

次の新規事業「霧島山警戒避難体制整備」につきましては、火山防災対策といたしまして、本県、鹿児島県及び関係市町で霧島山火山防災協議会を設置いたしまして、噴火警戒レベルの設定について協議するなど、霧島山の警戒避難体制の整備を推進するとともに、定期的に硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定・公表いたしまし

て、観光客など利用者の安全を図ったところでございます。

65ページをごらんいただきたいと思えます。

施策の進捗状況でございますけれども、平成28年度の、表の一番上になりますが、災害に対する備えをしている人の割合は45.6%、それから、一番下になりますけれども、県内の防災士の数は3,710人と、前年度より数値は増加をしておりますけれども、真ん中の自主防災組織活動カバー率は80.0%と、前年度より若干低下をしております。

次に、施策の成果等でございますけれども、これは先ほど御説明いたしました事業の説明と同様の内容でございますので、詳細な説明は省略をさせていただきます。

なお、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

危機管理課は以上でございます。

**○福栄消防保安課長** 消防保安課の歳出決算の状況について御説明をいたします。

決算特別委員会資料の11ページにお戻りください。

消防保安課の計は、表の一般会計、一番下の欄にありますとおり、予算額5億4,953万4,000円、支出済額5億4,398万9,914円、不用額554万4,086円、執行率99%であります。

次に、主な不用額について御説明をいたします。32ページをごらんください。

表の上から3行目の(目)防災総務費につきましては、不用額が216万8,044円となっております。不用額の主な理由といたしましては、節の欄の負担金・補助及び交付金の147万7,953円であります。消防体制強化支援事業における消防団装備の充実強化等に対する補助金につきまして、市町村の整備計画の見込み減となったこ



とによる執行残等であります。

中ほどの(目)消防連絡調整費につきましては、不用額が305万7,560円となっております。不用額の主な理由といたしましては、節の欄の備品購入費の122万819円ではありますが、これは消防学校の訓練のための資機材購入に要する備品購入費の入札残によるものであります。

続きまして、主要施策の成果につきまして、主なものを御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の66ページをごらんください。

2、安全な暮らしが確保される社会を目標といたしまして、(1)多様化する危機事象に的確に対応できる体制づくりに取り組んだところであります。具体的には、施策推進のための主な事業及び実績に記載のとおりでございますけれども、まず、防災行政無線管理につきましては、防災行政無線設備の維持管理及び保守を行うとともに、総合防災情報ネットワークの設備更新として、局舎整備工事を実施いたしました。

次に、航空消防防災管理運営につきましては、山岳海難事故者の救出や救急患者の搬送等、県民の安心な暮らしを確保するため、防災救急ヘリ「あおぞら」を運航しておりますが、平成28年度中の緊急運航出動件数は、合計で129件でありました。

なお、出動回数の中の広域応援につきましては、熊本、大分、鹿児島との4県相互応援によるものであります。

67ページをごらんください。

一番上の改善事業「消防体制強化支援」につきましては、県内20の市町村・組合が実施いたしました、消防防災活動のための資機材の整備等に対して助成を実施したところであります。

次に、予防指導につきましては、消防設備士

及び危険物取り扱い者の資格者への免状の交付等を行うとともに、火災や危険物の事故の未然防止を図るため、知識や技能の習得のための保安講習を行っております。

次に、下段の施策の進捗状況につきまして、人口1,000人当たりの消防団員数は、平成28年度で13.4人であります。

68ページをごらんください。

施策の成果等につきまして、概要を御説明いたします。

①防災行政無線管理につきましては、総合防災情報ネットワークを適正かつ円滑に管理運営し、計画的な更新を行い、非常災害時における通信体制の確保に努めたところであります。平成28年度は、大森山中継局局舎の新設工事を実施したところでございます。

③消防団員の確保対策として、消防団員の研修や啓発による人材育成を行いますとともに、女性消防団員活性化大会を開催したところでございます。

また、広報誌及び加入促進チラシを作成し、チラシにつきましては、県内全ての高校生に配付したところでありまして、平成29年4月1日時点での消防団員数は、県全体で14,688人と、前年より減少はしておりますけれども、新規団員数892名、学生消防団員も23名と増加傾向にありまして、一定の成果が出ているところでございます。

また、女性消防団員は356名となっております。増加傾向が続いております。

なお、監査委員の決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

消防保安課については以上でございます。

○二見主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。また、

関連があるときは、関連とおっしゃってください。

では、私から言っていていいですか。

今の消防保安課の消防団の説明のところ、1つお聞きしたいんですけども、成果に関する報告書の中で、施策の進捗状況における人口1,000人当たりの消防団員の数13.4という実績で、30年度の目標が13.5となっております。また、68ページで、現在、平成29年4月1日時点での消防団員の数、そしてまた増減についての御説明をいただいたんですけども、私の地元でも、消防団員を募集しているところもあれば、定数に達しているところもあるわけなんですよね。

だから、先ほど目標値においては、0.1という差なんですけれども、これも市町村とか、地域によって、かなり差があるんじゃないかなと思うんです。

県の計画としては、全体の人数をどの程度、確保すれば、その数値はクリアできるのか。一方で、その地域地域の実情に合った成果を出していないといけないというのがあるんだと思うんですが、その見解なり御説明をいただきたいんですが。

**○福栄消防保安課長** まさにおっしゃるとおりでありまして、進捗状況の数値、これにつきましては、26年度、現況値は13.5ですけれども、この数値を維持しようということで、目標設定を図ったところであります。

また、消防団員の実情につきましては、主査がおっしゃるとおり、特に僻地、地方と都市部、これでは抱えている問題が大分違うということがありまして、都市部におきましては、被用者、被雇用者が非常に多いということで、若者ですとか、なかなか入ってくれないという問題を抱

えております。

また、山間部、郡部におきましては、消防団に入る必要のある方につきましては、ほぼ全員入っているということで、少子化、高齢化、過疎化によりまして、これを維持するのが非常に困難になってきている問題を抱えております。

ということで、特に山間部、郡部におきましては、なかなか男性では伸び代が少ないということで、女性消防団員の活躍を期待することで、しっかりとした募集活動を行っているところであります。

また、都市部におきましては、若者対策ということで、学生消防団、こちらの加入促進を図ったり、あるいは被雇用者の加入率を上げるために、消防団協力事業所についての施策の推進を行っているところであります。

**○二見主査** 成果指標の説明資料の中で、消防団員養成加入促進並びに消防体制強化支援というところが、大体そこに当たるのかなと思います。これが前年度と決算の額を比較してみたときに、改善事業は前年度がないとなっているんですけども、予算の充て方なり、また対策の構築の仕方、非常にそこら辺が大事になると思うんです。この数年間で、今、御説明いただいた地域の課題に対して、アプローチされているんだと思いますけれども、そこ辺の充実の仕方なり、そういった検討をどのようにされているのか。また、来年度からどういう展開を考えていらっしゃるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

**○福栄消防保安課長** 今、御質問にありましたとおり、いかに消防団員をふやしていくかと、あるいは現状維持を図っていくかということにつきまして、2つの予算を設けまして活動しているところであります。まず、消防団員養成加

入促進、これにつきましては、次世代——今後、消防団員になりそうな若者、特に小学生とか高校生等に対しまして、PR活動を行っているところでございます。

また、次の消防体制強化支援活動事業につきましては、やはり魅力ある消防団をつくっていく必要があるということで、まず、装備の充実強化を図っていこうではないかということで、消防団員の個人装備等につきまして、各市町村に対して補助を行っているところであります。

今後でございますけれども、先ほども申しましたが、まず、都市部におきましては、被用者が非常に多いということもありますので、これについては、協力事業所表示制度を強力に推進しようということで、こちらについては予算も余り必要ないということもありますので、これのメリットをしっかりとつくっていきながら、協力事業所をふやしていこうと考えております。

また、山間部におきましては、先ほども説明しましたが、女性消防団についてしっかりと加入促進を図る必要があるということで、女性消防団員ゼロの消防団を有する市町村に対しまして、強力な働きかけを行った結果、現在、まだ女性消防団員のいない町が3つに減少しておりますので、これを完全に解消するとともに、さらに積み上げを図っていきたいと考えております。

○二見主査 はい、わかりました。

ほか、質疑はございませんか。

○松村委員 防災のところに関連して、62ページの決算で、予算額より決算額が少なかった理由をお聞きしましたけれども、避難タワーは3町村で3基ということですが、29年度予算にもあがっていると思うんです。28年度決算では3基が済んだんでしょうけれど、今、市町村で必

要とされる避難タワーの数が幾つあるか、分母はどのくらいあるんですか。

○藪田危機管理局长 津波避難タワーの整備につきましては、平成31年度までに県と市町村で、全体で26基を整備する予定にしております。そのうち、市町村で整備していただくのが23基となっております。28年度で11基が整備されているところでございます。

○松村委員 26基必要であって、11基が28年度までの予算で措置されて、今後、31年度までに、ほかの部分が計画されているということによろしいですね。

○藪田危機管理局长 そのとおりでございます。

○緒嶋委員 個人県民税の未収がかなり多く、市町村との連携を充実していくということですが、具体的にどういう形で充実されるわけですか。

○棧税務課長 個人県民税の徴収対策につきましては、先ほど御説明をしましたように、併任人事交流といたしまして、県と市町村の税務職員が人事交流を行いまして、協働でいろんな対策を組んでいくという。それと、徴収引き継ぎといたしまして、市町村で徴収困難になった案件を県で引き継ぎまして、県で直接徴収していくという対策と。近年強力に進めております、特別徴収の推進をやっております、要は事業者の方々に、雇用者の個人県民税につきまして、給与から引いていただきまして、それを市町村に納めていただくという特別徴収制度を強力に推進しております、その3つを重点的な柱として、これまで推進してきております。

○緒嶋委員 具体的に、市町村の職員にかかわって、県の職員が徴収する例は、どのくらいあるわけですか。

○棧税務課長 平成28年度におきましては、17

市町村から416件、7,700万円を引き継ぎまして、そのうち2,900万円余を県で徴収をさせていただいております。

**○緒嶋委員** それは、市町村でもどうにもならんというか、徴収が困難であるということで、県にということでありますが、これは毎年大体どのぐらいの比率で、県の徴収になるわけですか。

**○棧税務課長** 過去の状況を御説明いたしますと、28年度が先ほど御説明しました、17市町村から416件でしたが、27年度におきましては、14市町村から391件引き継ぎまして、2,000万円余を徴収させていただきまして、徴収率29.9%。26年度は、16市町村から354件引き継ぎまして、1,764万8,000円ほど徴収させていただいており、25.3%となっております。年を追うごとに、だんだん引き継ぎ額等もふえてきているような状況でございます。

**○緒嶋委員** これはなかなか税務課の職員が、一番仕事としては精神的にも肉体的にも困難が伴って大変だとは思いますが、その中で結果としてそうやっても、具体的にどういものが不納欠損になっておるわけですかね。

**○棧税務課長** 不納欠損につきましては、個人県民税が当然多いというのがございまして、28年度は約1億6,000万円余、県税全体で不納欠損をやっておりますが、そのうちの個人県民税が1億3,500万円余となっております。

その理由でございますが、通常、市町村に賦課徴収権がございますので、市町村が個人住民税を不納欠損したものは、自動的に県税も不納欠損となっております。不納欠損の要件としましては、執行停止を行いまして、3年間継続して期間が満了したものですとか、執行停止後、徴収することができないことが明白になっ

たもの——例えば、法人が一番わかりやすいんですが、法人でいいますと、倒産をしてしましまして、清算まで終わってしましまして、徴収ができないというのが明らかになったもの。あとは、消滅時効といまして、5年間の消滅時効が完成したものが主な要件になりますので、そういうものを不納欠損ということで処理をさせていただくこととなります。

**○緒嶋委員** 件数ではどのくらいあるの。

**○棧税務課長** 平成28年度の不納欠損につきましては、個人県民税を含めまして\*497件となっております。

**○緒嶋委員** 不納欠損は、いたし方ないから不納欠損するんだけど、税の公平性とか負担の平等性とかから言えば、実際、問題があるわけですね。行方不明とか、もうやむを得んでしょから、これ仕方がないんだけど、できるだけ市町村との連携を図りながら。不納欠損する場合には、市町村の税金の中での欠損が、自然と県についても不納欠損になるわけで、不納欠損にするかしないかの相談は県にあるわけですか。

**○棧税務課長** 個別の案件について、この案件を不納欠損するかしないかという御相談は、基本ありません。

ただ、こういう場合はどうすればいいですかというようなことについて御相談があれば、県から助言をさせていただくことはあります。先ほど税の公平性というお話がございましたが、委員もお話をいただきましたように、まずは財産調査とか差し押さえとか、いろんなもの手段を尽くしまして、徴収が非常に困難というものを、一旦、執行停止をします。

それで、3年間のうちに、また追跡調査をや

※次ページに訂正発言あり

りまして、それでも状況が変わらない、やっぱりそれでも取れないというような見きわめをしたものについて不納欠損という手段をとりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

**○緒嶋委員** 不納欠損にするためには、労力的にもコストがかかるわけですね。そういうことを考えると、本当できるだけ決められた期間に、決められた税金を納めてもらうのが一番いいわけですが。大変な立場で、市町村も徴収が不可能だという決断のもとに、首長さんが判断して、そういうことになるわけで、これはやむを得んと思えますけれども。できるだけ不納欠損が少ないように、本当大変だろうと思えますけれども、努力していただきたいと。市町村との十分な連携を期待しておりますので、よろしくをお願いします。

次に、防災拠点庁舎、今、いろいろと工事がなされておりますけれども、28年度の防災拠点庁舎関係の予算は、繰り越しはしなかったわけですか。

**○宮里防災拠点庁舎整備室長** 28年度の防災拠点庁舎の予算につきましては、繰り越しは行っておりません。

**○緒嶋委員** であれば、防災拠点庁舎の工事というか、事業そのものの進捗状況は順調にいつておると理解していいわけですか。

**○宮里防災拠点庁舎整備室長** 防災拠点庁舎建設本体工事は、今年度に着手する予定ということでございまして、実施設計が28年度末に完了、そして今年度は、その準備工事として、臨時駐車場の整備、それと5号館の移転工事を今行っているところであります。

手続については、順調に進んでおります。

**○棧税務課長** 済みません、先ほど御質問があ

りました不納欠損の件数でございますが、497件と申し上げましたが、これは個人県民税を除く県税分だけでございまして、個人県民税を入れますと、1万4,938件となります。申しわけございません。

**○緒嶋委員** 先ほど主査が言われたけれど、消防団員が全体ではふえて、大体予定どおり確保されておるということでありますけれども、消防団員も、後継者がいなくなって、年齢的には高齢化というといかんですが、地域を考えた場合に集中豪雨とか、いろいろ今は局地的な災害等もふえてきた場合に、なかなか本当に住民の安全を確保できるかということで、心配をしておる消防団員が多いわけですね。

だから、私は消防団員の確保のために、消防団員はボランティアという視点が大きいんですけども、やっぱりある程度は報酬の面で改善をしてやらんと。それも市町村でかなり手当的なものの差があるとですね。

当然、これは交付税等で見てあるわけですから、そういう点を含めた場合に、やっぱり処遇改善も含めて団員の確保を図らんと、足りません、足りませんでは、私はどうにもならんんじゃないかと思うんですが、その辺は消防団の中では、余り意見は出てこんどですかね。

**○福栄消防保安課長** 御質問のとおり、消防団員の確保につきましては、ボランティアとはいえ、しっかりと御支援いただいておりますので、報酬等々につきましても、手当てをしていただきたいということで、各市町村の当局にもお願いをしているところであります。消防団長の集まりであります消防協会等におきましても、各消防団長さんが集まりまして、意見の交換等々を行って、各自治体における処遇の差等の意見交換をしながら、処遇改善を図っていった

だいているところであります。

○緒嶋委員 具体的に、日当とか報酬、県下の高いところと低いところ、どういうふうになっておりますか。

○福栄消防保安課長 国の交付金、こちらの団員報酬の交付税単価につきましては、普通の団員で3万6,500円となっておりますが、一番高いところで、団員6万円、一番安いところで2万7,000円でございます。

○緒嶋委員 これはそれだけ団員として、これは3倍近くの差があるということ自体——団員として頑張っておる人は、それでも頑張るといふか、それはそれでいいじゃないかといえ、それまでですが——差があり過ぎるわけですよ。

だから、これは首長さんたちのいろいろな意向もあるかと思うんですけど、余り差があり過ぎるといふような気がしてならないですね。

それから、これはいろいろな意味で、それこそ知事も市町村とのいろいろな連携会議の中で、そのあたりの是正を検討して、全体としてやはり求めていく。国からもいろいろ、それに充てた交付税等の措置もあるわけだから、差がこれだけあるということ自体が、私はどうも納得できんところですよ。

だから、県として、どういう動きをすべきかという視点を持って、県が指導するというか、アドバイスするような、そういうことが私は必要じゃないかなと思っているんですよ。そこ辺が、ちょっと弱いのではないかと思っているけれど、どうですかね。

○福栄消防保安課長 おっしゃるとおりなんですけれども、ただ、県内の場合におきましては、常備消防のある市町村と非常備の市町村がございまして、どうしてもやはり非常備の町村につ

きましては、消防団員に係るいろんな労力、手間等が非常に多いということで、全体的には、非常備の町村につきましては報酬が高いと。

また、常備のほうが充実しているところは、若干そこら辺が低くなっているという格差がございます。ただ、そうは言っても、消防団員につきましては、先ほども申しましたとおり、その役割は非常に重要なものがございますので、今後とも各市町村の首長、当局に対しまして、しっかりと引き上げ等をお願いしてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 特に、ここ30年以内に、南海トラフの地震なんか発生するだろうという想定で避難タワーから何から、いろいろな対策を立てておるわけですよ。それこそ、スポーツでも木花運動公園も対策を立てないかんというような感じだから。そういうことを含めた場合には、消防団員は本当、自分の命をかけて頑張らないかんというときも、それはあるわけですね。

今は、どうあれば避難しようというようなルールがありますけれども、東日本の大震災なんか、それで何百人も命を落とされた団員もおるわけですから。これは相当強力で県でも考えていただきたいと思いますが、危機管理統括監はどう考えておるか。

○田中危機管理統括監 この問題につきまして、本会議でも、中野議員から御質問をいただきました。

一応、各市町村の条例で決まっていますから、それに対して直接どうのこうのは言えませんが、おっしゃるとおり、県内いろいろばらばらでございます。交付税の単価も下回っているところもあるということで、これにつきましては、いろんな機会に、首長さんを含め、私もからもいろいろと意見を申し上げていきたい

と思っております。

ただ、これは全国的な話でございまして、例えば、条例定数に対します充足率でいきますと、大体、本県は真ん中ぐらいでありまして、92.5%ぐらいなんですけれども、都道府県によっては90%を切っているところもあります。全国的に、これは消防団員の確保は、非常に大きな命題になっております。

私どもからも、例えば交付税単価も、もうちょっと上げるとか、消防団員の装備とかのいろんな充実強化のための予算確保に、もうちょっと充実を図ってくれと、国にも申し上げていきたいと思っております。

**○緒嶋委員** ちなみに、常備消防と、非常備消防の地域のことを言われたが、そのとおりで思うんですけれども、県下のそういう報酬の一覧表を見せてください。どこがどうかは、6万円と2万7,000円を一覧表で見れば、一目瞭然です。自分の地元がそうならば、何とかせんといかんじゃないかと、我々も議員の立場で、その地域に要請もできるわけです。どういう形になっておるか、ぜひそれを資料としてお願いします。

**○二見主査** お諮りいたしますが、今の資料要求がありました件は、委員の皆様へ配付という形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○前屋敷委員** 今、税の公平性のお話も出たんですけれども、かなり収入未済がふえている中で、税の公平性からいって、徴収をかけるということもあって、差し押さえの件数なんかもふえているんですよ。

給与の差し押さえ、財産の差し押さえというようなところで、納めなければならない税金ですから、当然、納めてもらう必要もあるんですけれども、今それぞれ生活そのものの格差が広がっ

ている中で、その辺の見きわめは非常に重要視しなければならないと思うんですよ。

給与を差し押さえることで一番早く税金を納めてもらうことができるんですけども、それに至るまでにどうするかというところも。最大限検討をされた上での結果とは思いますが、やはり十分納税者の立場に立った徴収のあり方も、しっかり踏まえてほしいなと思うところです。

これだけで推しはかることはできないんですけども、地方消費税清算金など、前年度からすると1割ぐらい、税収が少なくなっていることなどから見て、景気そのものは緩やかに右肩上がりだと言われているんだけど、県民そのものの暮らしの実態が、こういうことから見えてくるなと思ったところでした。

それとあわせて、税制改革、改正による影響も、県の財政にも影響を及ぼしているなというのも、これで見えてとれるわけなんですけれども、そういうことも勘案して、やはり県民の暮らしに基づいた徴収の方法も、しっかり検討して進めていただきたいと思うところです。

無理やり取り尽くしていくような過酷なことはされていないと思うんですけれども、その辺のところは十分配慮した上で、手だてをとってほしいなというところです。現状がどうかも御説明いただいたんですけど、十分配慮してほしいということも要望しておきたいと思います。徴収のあり方として、現状はどんなですか。

**○棧税務課長** 現状の、まず事実関係というか、状況を御説明させていただきますと、平成28年度の差し押さえの実績でございまして、1億2,794万円余の滞納税額に対しまして、1,808件の差し押さえをさせていただきました。

実際、換価取り立てをしましたものは、その

うちの1,576件で、5,527万円余ございました。これは、滞納税額に対しまして、換価取り立てできたものが半分以下というような状況になっております。実際差し押さえはしたものの、財産がないという状況もあったりもしますので、そういう結果になります。

差し押さえした財産のうちで最も多いのは、預金や給与等の債権で、1,684件ございます。これが全体の約9割でございます。その他自動車を含みます不動産的なものですか、あとは有価証券を含みます動産などを主に差し押さえをしております。

今、御意見のごございました納税者の生活状況を勘案しながらということにつきましては、毎年度、税務行政運営方針を定めておりまして、その中で納税者の実態の把握に努めた上で、必要やむを得ない場合は差し押さえ等の処分を行いなさいということにしておりまして、県税事務所におきましても、納税者の生活状況の把握、調査等を進めた上で、やむを得ないと判断したものについて差し押さえをしていると考えております。

あと、もう一点、先ほどの消費税の清算金のお話でございますが、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、消費税の清算金の減の10%につきましては、消費の伸び悩みもございますが、一方で、27年度で一時的な上振れがあったという要因もかなり大きくございまして、これで単純に景気の動向が見てとれるというような状況にはなってございません。

**○前屋敷委員** 先ほどの差し押さえの件ですが、自動車の差し押さえなどもあるということでしたけれども、やはり本来納めなきゃならない税金ですから、納めるのが当たり前なんですけれども、いろんな事情があって、また仕事上、そう

いった車がないと、なりわいが成り立たないというようなこともあったりするんで。そういったところは今、基本的に置かれているようですけども、しっかりそういう実情も踏まえた上で処置をしていくことを心がけていただきたいと思いますので、改めて要望しておきたいと思えます。

**○中野委員** 関連。不納欠損額が、現年あるいは延滞それぞれあるんですが、先ほど差し押さえをかなりの件数でして、その90%が預金・現金ということでしたから、預金があったり、現金があったから差し押さえできたわけですけども。不納欠損をしたもので、いわゆる差し押さえをせずに不納欠損になった分はどのくらいあるんですか。

**○棧税務課長** 済みません、手元に数字を持ち合わせておりませんので、今どれぐらいというのをお答えすることはできませんが、いろいろパターンがございまして、差し押さえした上で、換価取り立てをして残額が残っているというパターンもございまして、最初から財産等をお持ちでなくて、差し押さえ等も不可能だという場合もございまして。

先ほども御説明いたしましたが、そのものについては一旦、滞納処分の執行停止をかけさせていただきまして、3年間様子を見させていただきます。その上で、それでもやっぱり取れない、財産等を何度か調査しても取れないというものについて不納欠損をさせていただきますので、不納欠損の多くのものが、差し押さえができないまま不納欠損になっているというほうが多いのではないかと、感覚的には思っております。

**○中野委員** 差し押さえする場合には、現金であるとか預金であるとか、事前調査をして差し



押さえするということですかね。

○**棧税務課長** そうでございます。まず、差し押さえをするためには、どこにどのような財産があるかを調査した上でないとできませんので、財産等を特定した上で差し押さえという形になりますから、まずは調査が前提になります。

○**中野委員** 差し押さえをしたうちの90%が預金・現金だったから、現金とかあるということがよくわかったもんだなと思ったんですよね。それで、そういう聞き方をしましたが、不納欠損が1億5,800万と現年が143万あるわけですが、ほとんどが差し押さえをするものもなかったから、取るものがなかったから不納欠損ということになったんだと思うんだけど。

県の場合は、債務名義をとる必要もないわけだから、もっと早目に手を打てば回収できたかもしれないというものはなかったですかね。

○**棧税務課長** 基本的に、まずは納期限が来まして、1カ月後ぐらいに督促状を出します。それを10日間過ぎますと、差し押さえはできる状態にはなるんですが、さはさりながら、それですぐ差し押さえということには至らずに、まずは納税者のお話を聞いたりですとか、調査をしたりとかということを始めます。

それから財産調査を始めて、あれば差し押さえをしますけれども、その間にやはり一度、二度、催告をさせていただきまして、あくまで自主納付を求めていくという作業をさせていただきます。もし納期限が来て督促を出して10日後に差し押さえたら、押さえられたかもしれないというケースはあるかもしれませんが、やはりあくまでも自主納付が前提ですので、その手間はかけさせていただきたいと思っております。

○**中野委員** もっと早く手を打ってあげればと、取れたものも取れなかったということを確認

わけにはいかんでしょから、これ以上のことは言いませんが、ただ、さっきも言ったとおり、行政の場合は債務名義をとる必要もないわけだから、やろうと思えばぱっとできるわけですよ。その辺のタイミングも心得てやってほしいと思いますが、現年度で143万1,000円ありますよね。これの件数と、どういうケースで、こういうのが発生するものですかね。何件ぐらいあって、その例になるようなものを。

○**棧税務課長** 今、手元にある数字で御説明をさせていただきまして、現年度も過年度分を合わせますと、497件あるわけですが、このうち、先ほどから繰り返し御説明をさせていただきます、3年間の執行停止日が満了したものにつきまして、333件ございます。

執行停止期間中に、今度は逆に最初のところにさかのぼりまして、5年間の時効が早く到来したものがございまして、それが140件ございます。

執行停止して、即不納欠損にしたというものが24件ございます。これは、即執行停止が、ほとんどの場合、法人等の関係でございまして、先ほども一部御説明をさせていただきましたけれども、倒産して、清算もされて、会社自体が存続しないというような状況になった場合に、3年間とか5年間待つことなく、即欠損ということをやっております。

○**中野委員** 今、時効が発生したのが何件と言われましたかね。

○**棧税務課長** 執行停止期間中に、その時期が到来したのがございまして、それが140件ございます。

○**中野委員** 執行停止期間に時効という、そういうときに時効はあり得るんですか。

○**棧税務課長** 時効中断後、進行する理由には

いろいろあるんですが、要は差し押さえるものがなかったりしますと、時効中断の原因というか、そういう要素がないものですから、時効が進行する場合がございます。

○中野委員 差し押さえるものがなかったから、時効は中断できなかったということがあるんですか。ちょっと想像が付きませんが。

○棧税務課長 時効の中断には、法的な意味での催告と、あと滞納処分がございますが、滞納処分が先ほどから申し上げておりますように、財産等が一切なくて、行方不明の状況もありますけれども、差し押さえの処分ができなければ、時効は中断せずに、そのまま進行します。

○中野委員 ちょっと理解はできませんが、時効が発生するようなことはせんようにしてほしいと思いますがね。時効が発生したから、滞納したものを回収できなかったのは、何か理由に苦しみますね。

○棧税務課長 繰り返しの御説明になりますが、差し押さえ等の徴収のための、いろいろな手段を講じないまま、ただ単に時効が到来したから完成して取れなかったというものはありません。執行停止するという判断をした上で、時効の到来が早かったものについて不納欠損をやる場合があるということでございます。

○中野委員 そういうことがあり得るんですか。

○棧税務課長 はい、繰り返しの御説明になって申しわけございませんが、要は、法的な意味での時効の中断措置がとれなければ、時効は進行していきますので、あくまでも執行期間停止中に、そちらが早く到来するという場合があります。

○中野委員 差し押さえとか、そういうことが法的云々という言葉で言われたんだと思うんだけど、そうでない方法の時効中断ですよ。

そういうことも含めれば、時効中断は全部成立すると思うけれどね。それなのに、時効が云々は、ちょっと僕には理解できないな。

民間じゃないし、公的な機関だから、さっきから言っているけれども、債務名義をとる必要もないわけだから、手続をすれば、ぱっぱとできるんですがね。

○棧税務課長 おっしゃるように、債務名義をとる必要はないというのはございますが、法的な意味での時効を中断する措置もきちっととらないと、逆に私どもは、そういう自力執行権とか、いろんな権利を与えられていますので、きちっとその辺は法的な手続をとりながら、委員がおっしゃいますように、できるだけ時効が発生しないよう、今後とも努めていきたいと思っております。

○中野委員 とにかく回収にあたっては、取れないものは仕方がなくて、さっさと不納欠損処理をすればいいと思うんですよ。

ただ、さっき言ったように、解せないけれど、法的手続以外のことも含めて、時効はきちっと中断、その手続を踏まれて、そしてある程度ずっと見て、回収できないものは、ある期間内に処理していくという手続は、きちんとされていかれるべきだと思うんですよ。

市町村が窓口というのも、かなりあるわけでしょう。だから、その辺のことをきちっと市町村に指導して、今言ったような時効中断のことやら法的手続のこと、あるいはそうでない時効中断のことを含めて、きちんと整理をして、やっぱり取れないものは仕方ないわけけれども、正当な理由があって取れないようなものについて、不納欠損という処理をすべきだと思うんですよ。

それで、そういうことは要望しておきますが、

現年度の何か具体的な合理的理由を。現年度に不納欠損をしたんだという、合理的理由がないと、28年度に発生した税金が取れなくて、しかも欠損にしたということでしょう。どういうときというのを、一、二例教えてください。

○**棧税務課長** 現年度分につきまして、この28年度分もそうなのですが、ほとんどの場合が法人関係の税目で、法人が倒産して、実態がない、解散してしまっているというものについて、現年度分については不納欠損をするという事例がほとんどでございます。

○**中野委員** それで、何か大口のものがありますか。

○**棧税務課長** 28年度については、大口のものはなかったと記憶しております。

○**二見主査** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** それでは、以上をもって、総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

---

午後3時0分再開

○**二見主査** 分科会を再開いたします。

それでは、あすの分科会は午前10時に再開し、総合政策部の審査から行うことといたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**二見主査** 何もないようですので、以上をもって本日の分科会を終了いたします。

午後3時0分散会

平成29年10月4日(水曜日)

情報政策課長 蕪 美知保

午前9時57分再開

出席委員(6人)

主 査 二見康之  
副 主 査 岩切達哉  
委 員 緒嶋雅晃  
委 員 中野一則  
委 員 松村悟郎  
委 員 前屋敷恵美

欠席委員(1人)

委 員 河野哲也

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 日隈俊郎  
県参事兼総合政策部次長  
(政策推進担当) 井手義哉  
総合政策部次長  
(県民生活担当) 鶴田安彦  
部参事兼総合政策課長 松浦直康  
秘書広報課長 横山浩文  
広報戦略室長 吉村達也  
統計調査課長 和田括伸  
総合交通課長 小倉佳彦  
中山間・地域政策課長 奥 浩一  
産業政策課長 重黒木 清  
生活・協働・男女参画課長 弓削博嗣  
交通・地域安全対策監 最上川 周一  
みやざき文化振興課長 川口泰夫  
記紀編さん記念事業  
推進室長 米良勝也  
人権同和対策課長 工藤康成

会計管理局

会計管理者 福嶋幸徳  
会計管理局次長 中原順一  
局参事兼会計課長 青山新吾  
物品管理調達課長 佐藤領子

人事委員会事務局

事務局長 原田幸二  
総務課長 佐野由藏  
職員課長 原 拓実

監査事務局

事務局長 奥野信利  
監査第一課長 門内隆志  
監査第二課長 福嶋正一

議会事務局

事務局長 甲斐正文  
事務局次長 上山伸二  
総務課長 小田博之  
議事課長 長倉健一  
政策調査課長 谷口浩太郎

事務局職員出席者

議事課主査 原田一徳  
総務課主任主事 日高真吾

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成28年度決算について部長の説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総合政策部長の日隈でございます。

本日は総合政策部の決算について審査いただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。では、座って説明いたします。

それでは、平成28年度総合政策部の決算につ

いて、お手元の決算特別委員会資料に基づいて御説明させていただきます。

委員会資料を2枚めくっていただきまして、1ページをお開きください。

これは、県総合計画「未来みやざき創造プラン」のうち、総合政策部に関連します主要施策について、体系表にしたものでございます。

この体系表に基づきまして、右側の上に括弧で書いてありますが、施策の柱ごとに概要を御説明いたします。少し長くなりますが、よろしくをお願いいたします。

まず、左側でいくと1つ目の分野になります。が、「人づくり」についてであります。

右側の施策の柱の欄を順に御説明申し上げます。

まず、魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実といたしまして、高等教育コンソーシアム宮崎との連携のもと、みやざき地方創生若者定着促進費によりまして、インターンシップの実施やキャリア発見セミナーの開催に取り組んだほか、産業人材育成に係るコーディネーターを配置しまして、効果的な事業運営に努めたところでございます。

また、私立学校振興費補助金や私立高等学校等就学支援金などによりまして、私立学校の特色ある教育の振興や私立高校生等を持つ世帯に対して、教育費負担の軽減を図ったところでございます。

次に、文化振興の欄でございますけれども、宮崎国際音楽祭の開催や若山牧水賞の実施など、多くの県民がさまざまな機会を通じて文化に親しむことのできる環境の整備に努めたところであります。

次に、男女共同参画社会の推進でございます。男女共同参画センターにおける各種講座の開催

や女性の多様な働き方に向けた講演会等を実施するとともに、性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」を7月に開設いたしまして、相談等の支援を行ってまいりました。

次に、NPOや企業、ボランティア等、多様な主体による社会貢献活動の促進でございますが、NPO、企業、県などの多様な主体が協働して行う提案公募型事業や「みやざきNPO・協働支援センター」において、相談や研修等を実施するなど、NPO活動や協働の促進を図ってまいったところでございます。

また、次の人権意識の高揚と差別意識の解消でございますが、県民や企業・団体等を対象とした研修会の開催や児童生徒を対象とした人権作品の募集など、さまざまな人権問題に関する啓発事業等を実施しまして、人権意識の高揚を図ったところでございます。

次に、2ページをごらんください。

2つ目の分野でございます「くらしづくり」についてでございます。

また右に移りまして、施策の欄を見ていただきたいと思えます。

まず、安心して快適な生活環境の確保でございます。

国の交付金等を活用しまして、消費者啓発の強化や市町村の消費生活相談体制の充実に努めるとともに、消費生活センターに消費生活相談員等を配置しまして、消費者被害の未然防止や解決支援に努めたところであります。

次に、快適で人にやさしい生活・空間づくりでございますが、ユニバーサルデザインの普及・啓発を推進するため、アイデアコンクールや講演会を実施いたしました。

次に、地域交通の確保であります。

日常生活に必要なバス路線の維持・確保に努

めますとともに、地域公共交通の活性化に取り組む事業者等への支援に取り組んだところであります。

次の情報通信基盤の充実及び利活用の促進でございますが、これは携帯電話等エリア整備事業によりまして、サービス未提供地域の解消に努めたところでございます。

次に、中山間地域の維持・活性化でございます。中山間地域振興計画に基づいた全庁的な施策の推進を図るとともに、県民運動の推進や地域資源を活用した商品開発等をテーマとしたセミナーの開催など、中山間地域の活性化に向けた取り組みを行ってまいりました。

次に、連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進でございます。

市町村と地域住民が一体となった地域づくりを支援しますとともに、持続可能な地域づくりのために市町村が連携して取り組む事業に対する交付金による支援のほか、移住促進のため、東京と宮崎に開設いたしました「宮崎ひなた暮らしUIJターンセンター」を運営しまして、住まいや仕事等の情報発信、相談対応を行うとともに、市町村の受け入れ体制充実の取り組みに対する支援を行ったところでございます。

次に、安全で安心なまちづくりについてであります。

幼稚園、保育所等へのアドバイザーの派遣や地域安全に関する情報発信や啓発を行うなど、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に努めるとともに、次の交通安全対策の推進としてマスメディアを活用した効果的な広報・啓発を行いまして、シートベルト・チャイルドシートの着用推進、あるいは交通安全思想の普及と交通事故の防止に取り組んだところでございます。

次に、3ページをごらんください。

3つ目の分野であります「産業づくり」についてであります。

また右の施策の欄をごらんいただきまして、まず、産業間・産学金官連携による新事業・新産業の展開でございます。

みやざきフードビジネス振興構想を推進するため、県内産学金官による全県的な推進体制を整備するとともに、10のテーマを設定したフードビジネスプロジェクトに庁内外の関係機関が連携して取り組んだところであります。

また、昨年度はフードビジネス振興構想の重点項目の一つであります「食による観光宮崎の新生」の実現のために、県民の投票により決められた宮崎のおすすめメニューのパンフレットを作成、配布いたしまして、食による本県観光の魅力発信に取り組んだところであります。

次に、観光の推進についてでございますが、県民に地域に残る神話や伝承などをより深く知ってもらうため、神話のふるさと県民大学を実施したほか、首都圏や関西の大学との連携講座や首都圏等での神楽公演の開催など、神話の源流みやざきのブランドイメージの浸透に努めたところでございます。

次に、県境を越えた交流・連携の推進でございますが、全国知事会、九州地方知事会等を通じまして、各県と広域的な連携強化を図りまして、共通する課題や具体的施策について検討、実施しましたほか、県境地域の市町村が連携して実施する世界ブランドの活用に向けた取り組みへの支援を行ったところであります。

次に、交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

各公共交通機関の利用促進を図るとともに、国及び関係機関等への要望活動を行うなど、陸・海・空の輸送機能の維持・充実に努めたとこ

るであります。

また、トラック輸送から海上輸送や鉄道輸送にシフトする貨物に対する助成を行いまして、県内の港等への荷寄せによる物流の効率化を推進したところであります。

次に、4ページをごらんください。

最後になりますが、「その他」の分野であります。

重点施策の総合企画と総合調整でございますが、県総合計画を展開するための調査等を行いますとともに、政策評価による検証を行いまして、課題があるとされた分野については、予算の重点施策に位置づけるなど対応を図ったところであります。

また、本県のよさや課題を客観的に捉え、多面的な「ゆたかさ」を総合的な視点で測定する「ゆたかさ指標」を作成しまして、公表したところでございます。

さらに、広い意味での地産地消を推進するため、地産地消や100万泊、中山間地域振興の3つの県民運動について、普及・啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、県民目線による行政サービスの向上でございまして。

広報紙やテレビ番組等の各種媒体を活用した広報活動によりまして、広く県民に県政に関する情報提供を行ったところでございます。

また、知事とのふれあいフォーラムや出前講座等の広聴活動によりまして、県民の意見を直接、また幅広く伺いまして、対話と協働による県政の推進を図っているところであります。

最後に、各種統計調査の実施でございますが、統計セミナーや親子統計グラフ教室、統計グラフコンクール等を開催いたしまして、統計についての普及啓発を図りますとともに、経済セン

サス活動調査など各種統計調査を実施しまして、本県の施策立案に資する基礎資料の収集に努めたところであります。

施策体系表に基づく説明は以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

次に、5ページをごらんください。

平成28年度の決算の状況についてでございます。

総合政策部全体といたしましては、この表の予算額の下欄を見ていただきますと、一般会計、特別会計を合わせて、予算額が123億9,255万3,000円でありまして、これに対して、右に移ってもらいまして、支出済額が119億8,201万9,126円でございます。

その右ですが、翌年度繰越額が1億9,581万4,000円でございます。一つ欄を飛びまして右に行きますが、不用額が2億1,471万9,874円となっております。執行率は96.7%でございます。翌年度への繰越額を含めますと、上の括弧ですが98.3%となります。

続きまして、36ページをお開きください。

平成28年度の総合政策部の監査の結果でございます。

指摘事項が4件、注意事項が1件ございましたので、直ちに改善に努めたところでございます。

詳細につきましては、後ほど関係課長から御説明いたします。

また、お手元の平成28年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書の中に、後でござんいただきたいと思いますが、2件の意見・留意事項がございました。これにつきましても、あわせて後ほど関係課長から御説明させていただきます。

以上、概要について、私から御説明させていただきましたが、詳細につきましては、これか

ら各課長から説明させますので、よろしく願いいたします。私からの説明は以上でございます。

○二見主査 部長の説明が終了いたしました。

これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課の審査を行います。

平成28年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦総合政策課長 総合政策課でございます。

総合政策課の平成28年度予算に係る決算状況について御説明をさせていただきます。

お手元の資料の決算特別委員会資料、5ページをごらんいただきたいと思います。

総合政策課は、一般会計と開発事業特別資金特別会計の2つがございます。まず、一般会計につきましては、この表の一番上の段であります。総合政策課のところ、予算額が7億1,568万5,000円に對しまして、その右隣、支出済額が7億814万3,645円、右側に行きまして、不用額のところが754万1,355円で、執行率が98.9%ありました。

また、開発事業特別資金特別会計につきましては、この表の下から2段目の段であります。総合政策課と書いてありますが、予算額1,400万1,000円に對しまして、支出済額が1,393万8,910円、不用額が6万2,090円、執行率は99.6%ありました。

6ページをごらんいただきたいと思います。

当課の決算事項別の明細につきましては、6から8ページに記載をしておりますが、この中で目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明をいたしま

す。

6ページの表の3段目のところ、(目)企画総務費の不用額582万3,305円でございますが、その主なものといたしまして、表の中ほどのところの旅費でございますが、この不用額が149万9,674円、それから、一つ飛びまして需用費が76万2,205円、それから一番下の段でございますが、負担金・補助及び交付金の不用額が79万3,623円でありました。これらは主に県外3事務所の活動経費の執行残であります。

7ページをお開きいただきたいと思います。

(目)計画調査費でございますが、不用額171万8,050円、その主なものといたしましては、真ん中から少し下の段でございますが、委託料の不用額83万6,543円でございます。その内容といたしましては、県民意識調査の入札残、それから、東日本大震災復興活動支援や水素エネルギー等の普及啓発に係る委託業務の執行残であります。

続きまして、特別会計の歳入決算について御説明をさせていただきますと思います。

恐れ入りますが、資料をかえていただきまして、平成28年度宮崎県歳入歳出決算書をごらんいただきたいと思います。

この資料につきましては、前のほうが一般会計、後ろが特別会計となっております。後ろの特別会計の10ページをごらんいただきたいと思います。

開発事業特別資金特別会計の歳入歳出決算書とありまして、歳入につきましては表の上になります。

上の表の歳入合計の欄を見ていただきますと、調定額が1,400万576円に對しまして、収入済額が同額の1,400万576円となっております。したがって、収入未済額はゼロとなっております。



特別会計の歳入決算については以上でございます。

続きまして、平成28年度の主要施策の成果について御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、主要施策の成果に関する報告書をごらんいただきたいと思っております。

報告書の11ページから総合政策課になっております。

11ページでございますが、まず「人づくり」、3の(2) NPOや企業、ボランティア等、多様な主体による社会貢献活動の促進であります。表にありますように、当課としましては東日本大震災復興活動支援事業を実施しております。

表の右側で、主な実績・内容等とありますが、民間団体が復興活動を支援しておりますけれども、その4団体について、その活動を支援したというものでございます。

下に施策の成果等とございます。震災の発生後、復旧の進捗とともに被災者、それから被災地の状況も変化してきておりまして、昨年度は、仮設住宅から災害公営住宅への転居に伴うコミュニティの再構築などの支援について行ったところでございます。

12ページをお開きいただきたいと思っております。

「くらしづくり」でございます。

1の(2) 快適で人にやさしい生活・空間づくりにつきましては、表にありますようにユニバーサルデザインの普及・啓発事業を実施したところでございます。

下の施策の成果等をごらんいただきますと、宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針に基づきまして、ユニバーサルデザインの認知度、理解度を高めるため、小中学生及び一般県民を対象にしたアイデアコンクールを実施したところで

ございます。

また、県内の観光施設、スポーツ施設、公共施設等の関係者を対象にした講演会も実施したところでございます。

13ページをごらんいただきたいと思っております。

「産業づくり」であります。2の(2) 県境を越えた交流・連携の推進であります。表にありますように2つの事業に取り組んでおります。

表の上の総合企画調整につきましては、全国知事会や九州地方知事会を通じた活動でございます。

それから、その下の地域連携軸構想推進事業につきましては、東九州軸など広域的な連携を推進するものでございます。

施策の成果等をごらんいただきますと、全国知事会では真の地方分権改革の実現に取り組んでおりまして、地域の実情を踏まえた提言等を国に対して行ったところでございます。

また、九州地方知事会では、「九州はひとつ」の理念のもと、九州独自の発展戦略の研究や具体的な施策の検討・推進、それから、昨年度は熊本地震への対応も行ったところでございます。

ページをおめくりいただきまして、14ページをごらんいただきたいと思っております。

「その他」であります。1の(1) 重要施策の総合企画と総合調整であります。

表にあります4つの事業に取り組んだところでございます。

まず、総合計画策定・戦略展開につきましては、政策評価、それから、東京オリンピック・パラリンピックおもてなしプロジェクトの推進等を行ったところでございます。

それから、その下の、新しいゆたかさ見える化につきましては、「ゆたかさ指標」の作成を行っ

たところでございます。

そのほか、地産地消県民運動発信力倍増事業や水素エネルギー等利活用構想策定基本調査を行ったところでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

施策の成果等のところにつきまして、主なところを御説明させていただきます。

②のところでありまして、オリンピック・パラリンピックの競技大会を契機とした地域活性化を図っていききたいということでありまして、内閣官房のオリパラの事務局長さんをお呼びしまして、セミナーを開催したところがございます。

また、ホストタウンにつきましても、ドイツに加えまして、昨年度は新たにイタリア、イギリス、モンゴルの登録が実現したところがございます。

④をごらんいただきたいと思いますが、「ゆたかさ指標」につきましては、本県のよさや課題を県民の皆様と共有し、よい点については県内外に発信をしていきたいということで、「ゆたかさ指標」の作成、公表を行ったところがございます。

⑥をごらんください。水素エネルギーに関しまして、産学官による研究会を立ち上げまして、意見交換あるいは先進地視察等を行いながら、構想の策定に向けた報告書を取りまとめたところでございます。

また、セミナーの開催やみやざき産業祭における燃料電池自動車の展示等を行うなど、啓発活動も行ったところがございます。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しまして、特に報告すべき事項はございません。

総合政策課は以上であります。

○横山秘書広報課長 秘書広報課でございます。

まず、決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

秘書広報課の決算額は、上から2段目でございますとおりの予算額4億4,889万7,000円に対し、支出済額4億4,734万5,685円、不用額155万1,315円、執行率99.7%となっております。

次に、10ページと11ページが決算事項別の明細でございますけれども、目の執行残100万円以上、執行率90%未満のものはございません。

続きまして、主要施策の成果についてでございます。

報告書の16ページをお願いいたします。

「その他」、県政一般の(2)県民目線による行政サービスの向上としまして、表にございまずとおりの、まず、広報活動事業の主な実績として、印刷広報事業によりまして、「県広報みやざき」を年6回発行、新聞広報事業によりまして、県政のお知らせである「県政けいじばん」を年24回掲載、テレビ・ラジオ放送事業によりまして「おしえて!みやざき」などの県政番組を放送、このほか県ホームページでのさまざまな情報発信を行ったところがございます。

これらの事業によりまして、施策の成果等にも記載しておりますけれども、広く県民の皆様には、県政の情報をタイムリーにわかりやすく提供できたものと考えておりまして、今後とも県政に対する理解を深めていただけるよう、積極的な広報活動を行ってまいりたいと考えております。

次の欄の広聴活動事業でございますけれども、まず、県民との対話事業によりまして、知事とのふれあいフォーラムを12回開催しまして、知事が県内各地に出向き、県民の方々との意見交換を行いました。

また、出前講座を113回開催しまして、県民の方々からの希望に応じて、県職員が直接出向き、さまざまなテーマで県が取り組む事業等の説明を行っております。

さらに、県民の声事業では、電話やメールなど266件の御意見をいただいております。

これらの事業によりまして、県民の皆様さまざまな御意見を幅広く伺うよう努めたところでございまして、今後とも対話と協働によります県政の推進を図ってまいりたいと考えております。

主要施策の成果の説明につきましては以上でございまして。

最後に、監査における指摘事項についてでございます。

決算特別委員会資料に戻っていただきまして、36ページをお願いいたします。

指摘事項の1つ目の契約事務についてでございますけれども、県政番組の放送業務委託において、契約手続が大幅におくれており、留意を要するとの指摘を受けております。

具体的には、MR Tとの委託契約書につきまして、知事印の押印とその契約書の相手方の返送を行わないままに業務を執行していたというものでございます。

これに関しまして、また別冊で申しわけございません、歳入歳出決算審査意見書の3ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどの(2)定期監査において見受けられた財務会計事務の誤りについて、委託契約事務における進行管理の不徹底を原因とする事務処理が散見されたと。組織的な業務の進行管理の徹底、実態を踏まえた適切な対策が必要との意見をいただいております。

この再発防止策といたしまして、事業の進行

管理表を担当内で作成、共有しまして、所属内のチェック体制を一層強化しますことにより、適正かつ速やかな事務処理を徹底するよう課内全職員に周知したところでございます。

秘書広報課は以上でございまして。

○和田統計調査課長 それでは、統計調査課の平成28年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成28年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

統計調査課は、上から3段目のところでございます。

一般会計の決算額は、予算額3億3,478万円、これに対しまして支出済額3億2,837万416円でございます。そして、不用額は640万9,584円でございます。執行率は98.1%となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

当課の決算事項別の明細のうち、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

上から3段目の(目)統計調査総務費でございますけれども、不用額が154万2,628円でございます。この主なものとしたしましては、節の1つ目の給料のところでございますが52万7,608円、そして、その下でございますが、職員手当等76万4,354円でございます。これは職員の給料及び時間外勤務手当等が、当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

13ページをお願いいたします。

一番上の段、(目)委託統計費でございます。不用額が437万1,539円でございます。このうち主なものとしたしましては、節の上から2つ目でございますが、職員手当等76万9,340円、そして、その次の次でございますが、4つ目にあり

ます賃金96万595円でございます。これは統計調査に係る審査などの事務におきまして、時間外勤務手当や臨時的任用職員の賃金が、当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

次に、一番下の負担金・補助及び交付金106万7,093円でございますけれども、これは市町村を經由して行う統計調査に係る市町村交付金の返還分でございます。主に経済センサス活動調査の職員手当や調査員報酬等に執行残が生じたことによるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

一番上の段、(目) 県統計費でございます。

不用額は49万5,417円ございまして、執行率が86.2%となっております。このうち主なものといたしましては、節の上から2つ目の旅費の16万6,327円、その2つ下の役務費の17万165円でございます。主にこの2つが当初の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書をよろしくお願いいたします。

お手元の報告書の18ページをごらんください。

その他の1の(3) 各種統計調査の実施についてでございます。

施策推進のための主な事業及び実績のところの表をごらんください。

まず、1つ目の県民共有・確かな統計基盤づくり推進につきましては、統計データフェアとか、統計セミナーの開催を初めといたしまして、親子を対象といたしました統計グラフ教室や、あるいは統計グラフコンクールを実施してございます。このような幅広く県民を対象とした事業を行うことによりまして、統計の普及・啓発を図ったところでございます。

次に、2つ目の経済センサス活動調査でございます。これは、全産業における事業所等の経

済活動の実態、これを明らかにするため、平成28年の6月1日を調査日といたしまして、県内約5万5,000の事業所等を対象に実施したところでございます。

次に、3つ目の社会生活基本調査でございます。これは国民の社会生活の実態を明らかにするため、平成28年の10月20日、これを調査日といたしまして、県内に居住する世帯から約1,500世帯余りを対象に実施したところでございます。

この2つの調査結果、これにつきましては、総務省から順次公表されることとなっておりますので、本県関係分の統計資料を整備し、行政施策の基礎資料として活用してまいりたいと考えてございます。

次に、19ページをごらんください。

施策の成果等の主なものについて、④のところをごらんください。

統計調査を行う環境につきましては、近年の個人情報保護意識の高まりなどによりまして、年々厳しさを増してきております。

県民の統計調査に対する理解が深まって、そして正確な統計調査が実施できるように、引き続き普及・啓発活動等に積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

主要施策の成果についての説明は以上でございます。

最後になりますが、監査における指摘事項についてでございます。

委員会資料にお戻りいただいて、最後の36ページをごらんください。

1の指摘事項の項目の2番目の支出事務についてというところをごらんください。政策形成支援のための経済動向実態調査委託につきまして、支出負担行為が行われていなかったという指摘でございます。

そして、こちらにつきましては、お手元の平成28年度歳入歳出決算審査意見書をごらんください。3ページになります。

先ほどの秘書広報課と同じところですが、3ページの(2)のところの1行目の「特に」というところからでございますけれども、補助金交付事務や委託契約事務において、財務規則等の理解不足や進行管理の不徹底等を原因とする事務処理の誤りやおくれが散見されたと、このように指摘を受けておるところでございます。

統計調査課における監査につきましては、現年度監査でありましたので、監査後、直ちに支出負担行為を行い適正化するとともに、再発防止策として進行管理表を作成しまして、適切な事業執行スケジュールを課内で共有することにより、チェック体制を強化しまして、適正かつ速やかな事務処理を行うよう、職員に周知徹底を図ったところでございます。

統計調査課は以上でございます。

**○小倉総合交通課長** 総合交通課の平成28年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成28年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から4段目、総合交通課の欄でございますけれども、予算額が9億3,055万円、支出済額が8億9,994万1,087円、翌年度繰越額が301万2,000円、不用額が2,759万6,913円となりまして、執行率が96.7%、翌年度、つまり今年度の繰越額を含めると97%であります。

次に、16ページをお開きください。

目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて説明いたします。

真ん中のところ、(目)計画調査費であります

が、不用額が2,751万2,071円で、執行率が96.4%になっております。この不用額の主な内容ですが、下から2番目の負担金・補助及び交付金の2,579万7,222円となっております。これは、主に宮崎県物流競争力強化事業、それから、世界とともに成長するみやざき双方向交流拡大推進事業、これは航空の予算でございますけれども、これなどにおきまして、補助事業者数や補助事業者の実績が計画を下回ったということなどによるものであります。

決算事項の説明は以上です。

続きまして、平成28年度主要施策の成果について御説明をいたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の20ページをお開きください。

まず、「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の(3)地域交通の確保についてであります。

表の上段であります。地方バス路線等運行維持対策によりまして、広域的・幹線的なバス路線であります地域間幹線系統の維持のため、バス事業者に対しまして国と協調して運行費等への補助を行いました。

それと、バス路線廃止後に代替バスを運行する市町村に対し、補助を行いまして、地域の交通手段の確保に努めたところであります。

次の欄、地域公共交通ネットワーク活性化であります。これは地域の生活を支えるバス路線の維持を図るために、市町村等が行うバスの乗り方教室などの利用促進活動ですとか、コミュニティバスなどへの転換等の支援を行ったところであります。今後も引き続きバス路線の維持・確保に努めますとともに、利用者を増加させるための利用促進活動等を支援しまして、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワー

クの維持・充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、22ページをお開きください。

「産業づくり」の3、経済・交流を支える基盤が整った社会の(1)交通・物流ネットワークの整備・充実についてであります。

表の上段でございますが、鉄道活性化対策推進によりまして、日豊本線を初めとする県内鉄道の充実・強化に向け、利便性の向上などの課題について、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会などと連携を図りまして、国やJR九州に対する陳情・要望活動などを行っているところであります。昨年度もJR九州への要望の際に、沿線自治体の市長等に参加いただいて、地方路線の維持と沿線自治体の思いを、ともに伝えたとところであります。

次の欄、宮崎県地域鉄道活性化・利用促進支援によりまして、日南線、吉都線の利用促進を図り、鉄道沿線地域の活性化に資することを目的として、イベント列車の実施ですとか、沿線ガイドの作成などに取り組みますとか、それから平日臨時運行の海幸山幸、こちらを利用する団体等に対しまして補助を行ったところであります。

続きまして、次の段、特定鉄道等施設耐震補強でございます。これは南海トラフ地震など、強い揺れ、地震などが想定される地域にありまして、緊急輸送道路と交差する鉄道橋梁の耐震補強に要する経費を国と協調して補助しまして、災害発生時における緊急輸送道路の機能確保、保全を図ったところであります。

次に、宮崎県物流競争力強化でございますけれども、こちらは県内の港、それから貨物駅への荷寄せを支援することで、県外港から県内港へのシフト、トラック輸送から海上、鉄道輸送

へのモーダルシフトを促進するなど、物流効率化への取り組みを進めたところであります。

こちらは、執行残が1,200万円余生じております。これは国際情勢によるところが多いのですが、木材の輸出など、取引先の景況悪化などもありまして、需給調整が発生するということがございまして、こういったことで、最終的な輸出の輸送量が、当初の計画、見込みより大幅に減少してしまったことなどによるものであります。

この事業、当初の受発注の量や納品の時期が変更されることによって、事業者の計画と実際の年度末の実績に乖離が生じるケースもありますことから、定期的に事業者に対しまして実施状況報告を求めるなど、効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、長距離フェリーの話でございますが、宮崎県長距離フェリー航路利用活性化支援です。これによりまして、団体客利用促進支援、旅行関係者のモニターツアーによるPR支援を行いまして、航路の利用促進に努めたところであります。

今後とも、引き続き、官民で連携して設立した宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会などございまして、これを通じて利用促進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、23ページをお開きください。

表の一番上、「みやざきの空」航空ネットワーク活性化であります。こちらは宮崎空港発着路線の維持・充実を図るため、航空会社等への要望活動、国内線、国際線の利用促進を図るものであります。

その下、世界とともに成長するみやざき双方向交流拡大推進であります。こちらは国の交付金を活用して実施したものでありまして、官民

連携による韓国訪問団の派遣ですとか、修学旅行、ビジネスで利用する団体に対する支援を行いまして、利用促進を図ったものであります。

なお、こちら570万円余の執行残がございますが、直行便を利用する修学旅行を行う学校が、当初の見込みよりも下回ったことなどによるものであります。

その下の国際定期路線維持に向けた緊急対策であります。こちらは昨年度の補正の予算でございますけれども、熊本地震の影響によりまして一時的に減少した国際線の利用者を回復するため、グループ旅行、それからパスポートの取得支援を行うなど、県民の利用促進を図ったものであります。

次に、23ページの下、施策の進捗状況をごらんください。

その主なものを御説明させていただきますと、上から3つ目、宮崎空港路線利用者数でございますが、平成28年度、熊本地震の影響により、宮崎一台北線が減便となるなど、国際線利用者が減少しましたけれども、LCC関西線、ピーチが通年運行など、国内線の利用者、これは大きく増加したということによりまして、全体としまして9年ぶりに300万人を突破し、306万人となったところであります。

先日の常任委員会でもLCC宮崎一成田線ですとか、宮崎一ソウル線の冬期増便なども御説明させていただきましたが、こういったことを追い風に、国内線、国際線の利用促進にしっかりと取り組みまして、さらなるネットワークの充実を図り、目標達成に努めたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

最後、監査における指摘事項であります。

決算特別委員会資料、36ページにお戻りいた

だきまして、1番の指摘事項、3つ目でございます。

地域公共交通ネットワーク再構築支援事業補助金等について、交付決定事務のおくれているものがありました。こちらにつきましては、同じくお手元にあります平成28年度歳入歳出決算審査意見書の3ページの2の(2)にございますけれども、補助金交付事務や委託契約事務において、財務規則等の理解不足、進行管理の不徹底等を原因とする事務処理の誤りやおくれが散見されたと指摘を受けております。

我が課としましても、再発防止策として適切な事業執行スケジュール、進行状況を担当内でしっかり共有し、速やかな事務処理を行うよう職員に周知徹底を図ったところであります。

総合交通課は以上です。

**○奥中山間・地域政策課長** 中山間・地域政策課の平成28年度予算に係る決算状況等について御説明いたします。

初めに、お手元の平成28年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から5段目の中山間・地域政策課の欄でございます。

予算額5億2,738万6,000円に対しまして、支出済額が5億584万2,258円、不用額が2,154万3,742円となりまして、執行率は95.9%でございます。

それでは、18ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、18ページから19ページとなっております。

このうち目の執行額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

それでは、19ページをお開きください。

(目) 計画調査費の不用額2,143万3,459円で

あります。この不用額のうち主なものについて御説明をいたします。

表の上から5段目の欄の報償費の119万2,429円でございます。これは明日の地域づくり支援事業や宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業において、事業推進に係る外部専門家の招聘が予定より少なかったことなどによる執行残でございます。

次に、その下の段になりますが、表の上から6段目の欄の旅費284万2,597円であります。これは、みやざきジビエ普及拡大推進事業におきまして、みやざきジビエ普及拡大推進協議会の先進地視察に係る旅費が見込みを下回ったことや、移住・U I J ターン強化事業におきまして、移住相談員の県外セミナー等への参加回数が、予定よりも少なかったことなどによる執行残でございます。

次に、表の下から4段目の欄の負担金・補助及び交付金の1,472万9,013円であります。これは主に、ネットワークで明日に繋ぐ!「宮崎ひなた生活圏」モデル構築事業や宮崎県市町村間連携支援交付金交付事業等の事業主体であります市町村等におきまして、入札残や事業費の減額等が生じたことによります補助金の執行残などです。執行率につきましては95.0%でございます。

続きまして、平成28年度の主要施策の成果について御説明をさせていただきます。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の25ページをお願いいたします。

「くらしづくり」の1、安心して生活できる社会の(5)中山間地域の維持・活性化についてであります。

まず、地域の声を聴く!中山間地域振興計画フォローアップであります。この事業は、県内

7地域に設置いたしました中山間地域振興協議会におきまして、地域の実情や課題等について意見交換を行うもので、平成28年度は、集落活動のあり方等について協議を行ったところであります。

次に、中山間地域産業支援であります。中山間地域の活性化を促進するため、宮崎県産業振興機構内に中山間地域産業振興センターを設置いたしまして、地域資源を活用した取り組みに対する相談対応、あるいは中山間地域のニーズに応じたセミナー等を開催したところであります。

次に、新たな集落間連携等支援であります。この事業は、住民主体の元気な集落づくりに取り組む集落を「いきいき集落」として認定いたしまして、各種支援を行いますとともに、複数の集落が相互に連携・協力する集落間連携の取り組みに対する支援を行ったものであります。

次に、外部人材活用による集落活動支援であります。この事業は、中山間地域でボランティア活動を行う中山間盛り上げ隊を組織し、市町村や集落等からの依頼に応じて隊員を派遣するもので、平成28年度は延べ614名の隊員を派遣したところであります。

それでは、26ページをお開きください。

次に、ネットワークで明日に繋ぐ!「宮崎ひなた生活圏」モデル構築であります。この事業は、中山間地域における新たな交通・物流の仕組みづくりや農山漁村の所得安定・向上などに取り組む地域を支援いたしましたほか、経済構造分析の理解促進を図るため、市町村などを対象に研修会を開催したところであります。

次に、みやざきジビエ普及拡大推進であります。この事業は、本県におけるジビエ振興を図るため、関係団体で構成いたします「みやざき



ジビエ普及拡大推進協議会」を設置し、ジビエの諸課題について検討を行うとともに、処理加工施設への小規模機器等の導入支援、さらには宮崎市内におきまして、大型ショッピングモールにおいて消費拡大のイベント等を開催したものであります。

次に、28ページをお願いいたします。

(6) 連携・協働による魅力ある地域づくりと戦略的な移住等の促進についてであります。

まず、明日の地域づくり支援であります。この事業は住民と一体となった地域づくりを目指す市町村に対し、地域再生アドバイザーを短期派遣し、地域が抱える課題の分析や今後進むべき方向性について、具体的なアドバイスを行うとともに、地域づくりの取り組みに対する活動支援を行うものであります。

次に、宮崎縣市町村間連携支援交付金交付であります。この事業は、人口減少、少子高齢化等に対応した地域づくりのために、市町村が連携して行う取り組みに対し、交付金を交付し支援を行うもので、延岡市ほか17市町村に支援を行っております。

次に、移住・U I J ターン強化であります。この事業は、人口減少対策の一つの柱として、本県への移住等の促進を図るため、東京と宮崎に開設しております「宮崎ひなた暮らしU I J センター」を運営し、情報発信及び相談対応を行うとともに、市町村の移住施策に対する取り組みに対して支援等を行ったところであります。

次に、地価調査でございます。この事業は、県内の標準的な土地の標準価格を295地点において判定し、一般の土地取引の指標として提供を行ったところであります。

続きまして、30ページをお願いいたします。

「産業づくり」の2、活発な観光・交流によ

る活力ある社会の(2) 県境を越えた交流・連携の推進についてであります。

主な事業名は、県際連携地域資源活用強化であります。この事業によりまして、祖母・傾・大崩山系周辺地域でのユネスコエコパーク登録を目指す取り組みなど、県際地域の市町村が連携して実施する世界ブランドの活用に向けた取り組み等を支援したところであります。

主要施策の成果の説明は以上でございます。

最後になりますが、監査委員の決算審査意見書につきましては、報告すべき事項はございません。

中山間・地域政策課は以上であります。

○重黒木産業政策課長 産業政策課でございます。

当課の平成28年度決算について御説明いたします。

お手元の28年度決算特別委員会資料の5ページをお願いいたします。

上から6段目、産業政策課の欄でございます。

予算額6億3,024万4,000円に対しまして、支出済額5億2,020万74円、翌年度への繰越額が1,484万6,000円、不用額は9,519万7,926円、執行率は82.5%で、翌年度への繰越額を含めると84.9%となっております。

次に、20ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細は、20ページから21ページまででございます。

このうち目の不用額が100万円以上のもの、または執行率90%未満のものにつきまして御説明いたします。

21ページをお開きください。

1段目の(目)計画調査費でございますけれども、不用額が9,500万3,356円、執行率が80.3%となっております。これは、当課及び当課予

算を関係課に分任して実施しておりますフードビジネス等の各事業につきまして、事務費や補助金等に執行残が生じたものでございます。

主なものを申し上げますと、まず上から6段目の旅費につきましては、当課と関係所属において活動費として使っております普通旅費ですとか特別旅費、こういったものの執行残でございます。

次に、その3つ下の委託料につきましては、県内の大学・短大等で構成いたします高等教育コンソーシアムに委託して実施しておりました人材育成の事業ですとか、フードビジネス関係では、関係課に分任して実施しておりますコーディネーター等を設置いたしまして、販路開拓等を行う事業の執行残でございます。

次に、その2つ下の負担金・補助及び交付金でございます。不用額が7,500万円余と大きくなっておりますけれども、これは、みやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進事業におきまして、フードビジネスを初めとする成長産業分野の企業等59社に対して、新たな雇用を生むことを条件に、人件費ですとか、商品開発等の経費を支援した事業で生じた不用額でございます。

一旦、各企業へ補助額を交付決定した後に、年度中途に各企業に対しまして事業の進捗状況を確認いたしまして、不用額を2月に減額補正しておりますけれども、2月補正の作業を行いますのが12月でありまして、それ以降に各企業の事業内容に変更が生じたため、補助金に不用額が生じたというものでございます。

次に、翌年度繰越額でございますけれども、1,484万6,000円を計上しております。

これは厚生労働省の補助事業の採択を受けまして、平成28年度2月補正予算に計上いたしま

した、みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進事業でございます。事業実施の期間が不足することにより、予算を繰り越しているものでございます。

続きまして、平成28年度の主要施策の成果について御説明いたします。

主要施策の成果に関する報告書の31ページをお願いいたします。

まず、「人づくり」の(1)魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実についてでございます。

みやざき地方創生若者定着促進事業でございますけれども、下の施策の成果等にありますように、昨年度、若者の県内定着を促進し、地域や企業を支える産業人材の育成・確保を図ることを目的として、産学金労官からなります産業人財育成プラットフォームを設置したところでございます。

このプラットフォームを基盤といたしまして、高等教育コンソーシアム宮崎と連携を図りながら、インターンシップですとか、高校生や大学生を対象としたキャリア発見セミナーなど、若者の県内定着に向けた取り組みを行ったところでございます。

次の32ページをお開きください。

③のところでございますけれども、大学等の高等教育機関を活用した地域や産業の活性化を図るため、公募による卒業研究テーマなどの取り組みを進めるとともに、宮崎大学が宮崎市中心部に新たに設置いたしました「まちなかキャンパス」、こちらに産業人材育成コーディネーターを配置いたしまして、効果的な事業運営等を行ったところでございます。

さらに、宮崎県産業科学技術振興指針に基づきまして、関係機関で構成する宮崎県産学官ネッ

トワーク委員会を開催いたしまして、新産業創出に向けた意見交換等を行ったところでございます。

次に、33ページをごらんください。

「産業づくり」の産業間・産学金官連携による新事業・産業の展開であります。

主な事業としまして、まず表の一番上でございますけれども、みやざきフードビジネス推進体制構築事業であります。フードビジネス振興構想を推進するために、フードビジネス推進会議など、基盤となる全県的な推進体制等の整備を図ったものでございます。

次のフードビジネスブラッシュアップ支援体制構築事業につきましては、フードビジネス相談ステーションに寄せられる相談案件のうち、有望な案件を対象に商品化に向けた支援を行うものでありまして、パッケージデザインの開発ですとか、パンフレットの作成など、18企業に対して補助を行っております。

次のみやざき「食の魅力」再発見・情報発信事業は、本県の食の魅力を県内外に発信するために、県民が一推しいたします地元の飲食店等のメニューを投票形式で募集したものでございまして、得票数の多かったメニューを圏域別にまとめ、宮崎オススメブックとして観光客等に配布するとともに、ホームページ等での情報発信を行ったものでございます。

次のみやざき成長産業育成・雇用創出プロジェクト推進事業につきましては、厚生労働省のプロジェクト型補助金の採択を受けて実施している事業でありまして、28年度からはフードビジネスに医療機器、輸送機器、木材バイオマスを対象分野に加えまして事業を展開しております。

具体的にはフードビジネス相談ステーション

の運営ですとか、商品の開発のアドバイザー等の設置を通じまして、関係の企業等を支援するとともに、対象分野の企業等に補助を行いつつ、それぞれの企業が行う事業の拡大ですとか、人材育成の取り組みの支援などを行ったところであります。

また、商工団体や金融機関と連携して実施する体系的な人材育成プログラムであります、ひなたMBAを昨年度からスタートしたところでございます。

次に、34ページをごらんください。

みやざき「食による誘客」ビジネスモデル検討事業でございますけれども、フードビジネス振興構想の重点項目の一つであります「食による観光宮崎の新生」の実現を図るために、観光地や交通の結節点となる地点をモデルに、誘客に必要な機能や採算性などについて、基礎的な調査を実施したものでございます。

昨年度の取り組みは以上でございますけれども、このような取り組みによりまして、1次産品に付加価値をつけてビジネスにつなげていくというフードビジネスの考え方につきましては、県内に広く認知されて拡大に向けた動きが活発化してきているものと考えております。

引き続き各プロジェクトが着実に推進し、視野、裾野の広い食関連産業の成長産業化につなげてまいりたいと思います。

また、県内産業全体の振興はもちろんのこと、産業界共通の課題であります人材の育成・確保につきましても、産学金労官との連携のもと、さらには取り組みを進めてまいりたいと考えております。

主要施策の成果については以上でございます。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関しましては、特に御報告すべきことはございません。

産業政策課は以上でございます。

○二見主査 説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

ないですか、では私から行きます。

先ほど、統計調査課の御説明をいただいたところで思ったんですが、社会生活基本調査をされて、856万円の予算に対し、調査対象数が1,546世帯という御説明で、これはどういった調査内容なのかをお聞きしたいんです。

というのも、1,546世帯であれば、1世帯当たり5,600円ほどかかっているという感じなんですが、その中身について教えていただけますか。

○和田統計調査課長 この社会生活基本調査は、国の統計法に基づく基幹統計調査でございます。全国でいきますと約20万人が対象となっております。

そして、本県の場合は1,546世帯を対象にしまして、その世帯におります10歳以上の方が調査対象になります。

そして、どのようなことを調査しているかといいますと、生活時間をどういう形で過ごしていますか、例えば、この前の常任委員会で、通勤時間が全国で2番目に短いですよとか、このような結果がこの生活基本統計調査から出てまいります。

○二見主査 その方法はどのようなやり方ですか、大体アンケート用紙とかが届いて、それを返送するのが多いと思うんですけれども。

○和田統計調査課長 調査方法につきましては、これは国の統計調査でございますので、調査票が設計されまして、調査員さんが調査対象のところにその調査票を持っていきまして、調査票を出していただく形になってございます。

そして、調査世帯数は1,546世帯なんですけれども、実際、調査票を書く人は、10歳以上の方

が対象になりますので、その二、何倍ぐらいの人員数が調査数という形になります。

○二見主査 その委託は、どのようにされているんですか。調査員の方の募集なり、市町村にお願いしているのか。

○和田統計調査課長 基本的に国の統計調査については、調査員さんをお願いする場合は、市町村の推薦を受けたりして、そして、県の非常勤の職員という身分で調査に当たっていただいております。

統計法に基づく基幹統計調査でございますので、国費10分の10でその費用を賄っておるところでございます。

○二見主査 今回の調査で何人ぐらいがいらっしまったんですか。

○和田統計調査課長 調査員の数は、県内で131人の方に調査を実施していただいたところでございます。

○二見主査 わかりました。

ほか質疑ありませんか。

○松村委員 総合政策課、成果報告書の15ページの4番目の「ゆたかさ指標」というところです。客観的に「ゆたかさ指標」を発信していくということですが、豊かさは、基本的には何、誰と比べて豊かなのかという、豊かさの度合いが当然あると思うんです。Jターン、Uターン、あるいは宮崎県に観光客、いろんな方が来ていただくための一つの発信力にはなると思うんですけれど、県内外に豊かさを発信していくのに、水準的に宮崎が豊かでないとしたら、あんまり発信したくないですね。

宮崎県は豊かですよというところがあるわけでしょう、だから発信するんだと思うんですけれど、その豊かさの度合いは、客観的に基準を持ってというか、自分たちでしているんでしょ

うけれど、例えば東京は所得が多いけれど、こっちは少ない。でも、こっちは何とかだといって標準的にするんでしょうけれど、発信して、いわゆる「ゆたかさ指標」がどれだけの成果が出るかというときに、これはナンバー1なんですという、全国で総合の豊かさの順位がわかるのか。それで所得がびりでも、そんなのは関係ないよと、豊かさナンバー1だと言って、全国と競争できる指標なのか、そういうところをお聞きしたい。

**○松浦総合政策課長** この「ゆたかさ指標」と申しますのが、経済的なデータでいくと、うちの県は全国の中でそんなに高いわけではない、どちらかというところにいるんですけども、県民の皆様との会議を通じる中で、そういう経済的なものだけではなくて、自然とか人のつながりであるとか、それから時間がゆっくり使えるとかいうようないいところもたくさんあるよねという御意見も、たくさんいただいたところでもあります。そういう中で、豊かさというふうなことをある程度データで整理できないかということ、昨年度、検討をずっとしていたわけですけども、そういう中では、経済は当然豊かさの一つのカテゴリーとしてあると思うんですが、それ以外にいろいろ御意見をいただいた中で、人を育てていく力であるとか、それから時間を有効に使える。そういう豊かさであるとか、健康、自然、暮らしの便利さがどうかとか、それから安心といった面でどうかという7つの分野を設定いたしまして、それぞれの分野について、例えば、経済であればその経済をあらわすような要素についての統計データを5つぐらい出しまして、その全国的な偏差値を出した上で、それぞれの分野ごとの豊かさというものを出しているということでもあります。

全体としてそれを総合した形で偏差値として出しているんですけども、先ほど申し上げました7つの分野で総合いたしますと、昨年整理した中では、本県の場合が全国で10位というような状況でございます。

これをどういうふうに使っていくのかということもありますので、まずは県民の皆様にも、やはり経済だけではなくて、いろんな豊かさが考えられるんじゃないだろうかという議論をしていただく一つの材料にさせていただきたいという思いもあります。特に子供たちにもそういったところに目を向けてもらうようにつくっていききたい、普及をしていきたいというところがありまして、今、教育委員会と、副教材で使ってもらえないかとかいうようなところの取り組みを進めているところでございます。

昨年度作成したばかりですので、その普及についてはまだこれからの課題ではあるんですけども、いろんな視点から見たときには豊かさがあるんだよということをしつかり発信できるような形を、これからつくっていきたいと思っております。

**○松村委員** 10位という総合評価ですけど、これをつくったことが成果じゃないんで。今言われたように教育委員会とかいろんなところで、これをどうやって利用していくかということが一番大事なんだと思うんです。宮崎に来ていただく、戻っていただく、住んでいただくという意味では、県内の人もなんだけれど、外に向かってアピールしていかないと、宮崎県は住みやすさナンバー1ですよという項目だろうけれど、のんびりは嫌いだという人は来なくてもいいかもしれないけれど、のんびりがいいという人には来てもらうとか。所得なんか要らないという人は来てもらうし、所得がいいという人はやっ

ぱり東京に行くでしょうし。その選択肢としてある程度見える形なんで、ぜひこういうものをつくっただけじゃなくて、これからが本当の成果になってくると思うんで、ぜひ、また次の活用をよろしくお願いします。

○松浦総合政策課長 ありがとうございます。

私どもも、その点はこれからしっかりやっていくべき課題だと思っており、普及、認知をしていただけるような形をぜひつくっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 総合交通課の主要施策の22ページ、物流競争力強化事業はかなり不用額が出ておるわけだけれど。モーダルシフト等に対する補助ということですが、これは宮崎県の場合、やっぱり物流が消費地と相当遠いとか、いろいろ課題がある中で、強化していかんと宮崎県の経済振興はあり得んわけです。

そういう中では、不用額が出るのは、これは支援そのものの補助率が悪いからこういうことになるのか、何でこれだけ見込みが違ってくるのか。

○小倉総合交通課長 おっしゃるとおり、県全体で物流を強化しないといけない中で、ここまで執行残が残ってしまうのは、非常に使い方も含めて考えなきゃいけないところではあるんですが。実際、この理由としましては、先ほども少し述べさせていただきましたけれども、年度当初にいろんな事業者、荷主さんとかから——これは国際コンテナ等に対する輸出補助金になりますので、そういった計画が出てきたときに、年度末までに輸出し切れなかったということで、例えば台湾ですとかいろんなところで需給調整が発生するなり、海外における景気が悪化しているなどして、これで少し予想以上に下回って

しまったというところがあります。

そういう国際情勢の部分もありますので、本来であれば年度の途中でそういったところをある意味少し回収するというか、補助を下げるという形にして、ほかのところに回せるようにしていかなきゃいけないところなのかなと思っております。

昨年度、大きく減少の原因になってしまった業者に関しましては、今年度は余り過大な申請はしないようにという形で、少し下げているところではあるんですけども、いずれにしても年度途中でしっかり進行管理をして、できるならば、今の10月とかの段階で、ほかのインセンティブに回して、ほかの荷物を県外等から集めれるような形をとっていくべきとは思っています。

○緒嶋委員 ほかに回すのも、予算の有効活用という意味ではそれでいいけれど、いずれにしても物流競争力強化をしていかんことには、宮崎県の発展そのものはないわけだから、これをいかに高めていくかが、絶対必要だと思うんです。

コスト削減といってもなかなか容易じゃないけれども、やっぱり物流の利便性について支援をしていくことを高めていかんと、近畿とか関東の近辺が、生産したものを消費地に届けるのはコストがかからんわけだから。それをフォローしてやるのは、物流のそういうコストを、いかに県が行政の立場で支援してやるかということ以外に競争に勝つ手はないわけです。付加価値のあるものをつくるということも大切だけれど、こういうものの中でできるだけ支援をしてやると。そういう中で、やはり宮崎県の経済の発展を考えていくということを強めていかんと、不用額がこれだけ残るのは問題なので、そのや

り方を根本的に考えていかんと、私は宮崎県の経済の発展はないと思っております。

それと、宮崎県の鉄道の問題も課題が多いわけです。株式上場した以上は、採算性や株主に対する責任も会社としては出てくるわけです。

そういうことを考えた場合に、JRはやっぱり公共性があるし、これはぜひ残してもらわないかんけれども、向こうがそういう会社の採算性を考えた場合に、よほどの対策を立てていかんと。私も高千穂鉄道で大分苦勞してきたわけですが、これは将来的に宮崎県の総合交通の中では大きな課題になると思うんです。将来的な宮崎県の鉄道の存続は、今のような状態で可能かどうか、そこまで深刻に考えていかんとこれは大変なことになるんじゃないかと。鉄道はやむを得んということであればまた別だけれど、残したいということであれば、そのための対策を、それぞれの市町村とも十分連携をとって考えていかんと。結果として県は何をしていたのかと、逆に県の責任を追及されるようになるんじゃないかという気がしてならんわけです。そのあたりをどう考えておられますか。

○小倉総合交通課長 おっしゃるとおり鉄道の利用促進という点で、県も宮崎県内のローカル線で言えば吉都線、日南線のそれぞれの利用促進協議会に対して支援させていただくと。この予算項目で言えば、宮崎県地域鉄道活性化利用促進支援という形で、460万程度の予算をかけているところでございます。

委員がおっしゃるとおり、6月に輸送密度をJRが発表して以降、我々においても大変危機感を感じて、単に協議会に対する支援、協議会任せ、要するに地元任せではなくて、県においてもしっかり予算などもとりながら、取り組みを強化していかなきゃならないなと思っている

ところであります。

一般質問等でも答弁をさせていただいているところではありますが、これから、例えば三セク化、上下分離などという形になっていきますと、恐らく年に億単位での財政負担が生じてしまいかねない状況になるだろうという中で、利用促進がこの程度でいいのかというところもあるかなと思います。

我々としましても、次年度以降、官民一体となったというところで、いろいろ利用促進を図っていきたいと思っています。

特に、やはり学生などを初めとする地域の交通手段の確保という意味で、人口が減っていく中で、それを上回る、もしくはその同程度のインバウンド、もしくは県外からの利用も図っていかなきゃならないなというところが大きな部分かなと思います。

そういったところの取り組みを今後強化していかなければ、JRもなかなか目を向けてくれないのかなというようなどころもありますので、そこをしっかりと次年度に向けても強化していききたいなと思っています。

○緒嶋委員 我々もJRに毎年行っておるんですけれども、JRの感触がわからんですね。我々が10回も、15回も、20回もいつているわけです。それでも、答えは、こういう状態では線路の改修もなかなか容易ではありませんというような、高速化をもっと高めてくれと言っても、努力しますという言葉も出てこないぐらいです。それぐらい厳しいわけですので、相当これはどうするかということを真剣に考えていかんと、大変なことになるということは目にみえておるということを言っておきたいと思います。

それから、産業政策課、これだけの産業政策を進めていかなきゃ宮崎県の発展はないわけで

すが、これだけの不用額を出すということは、基本的に産業政策課は何をしていたのかと言ってもいいと思うんですが、これだけの不用額が出たことをどう考えられますか。

**○重黒木産業政策課長** 御指摘のとおり、非常に多額の不用額が出ているところでございます。

これにつきましては、実は昨年度の2月の補正予算でも、常任委員会からは厳しい御指摘を受けたところでございます。今年度の状況につきましては、予算額が大体3億9,000万ぐらいあるんですけども、今の時点で3億6,000万ぐらいは交付決定しておりまして、これを先ほどもちょっと言いましたけれども、昨年度は年に1回ぐらい調査して進捗状況を確認して、その後の対応を考えていたんですけども、今年度からは四半期に1回ぐらいは各企業の補助金の状況を確認していると。今年度は、今、予算枠いっぱい使ってますので、それで仮に余るようなお話が出てくれば、再募集して他の企業にまた回すなりして、広く県内全体の企業の方々がこの補助金を使って、産業の活性化に使ってもらえるように努力しているところでございますので、引き続き、御指摘を踏まえてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

**○緒嶋委員** いずれにしても、財政課は喜ぶかもしれないけれど、これは財政課が喜ぶような予算執行ではいかんわけであって。それぞれの各課が獲得した予算を執行していない、それも2月の段階では減額補正して不用額をできるだけ100万以下に抑えるというようなことをシステムの的にする中で、こういうのが出てくるということ自体が。本当はどこも不用額は100万以上はありませんというぐらいにするのがベストな予算執行になるわけです。

そういう中でこういうのが出てくるのが、事

情は言われるとおりでと思うけれども、ちょっと私はやっぱり課内の何らかの考え方、対策を立てていかなければ、毎年こういうような形になるのは、いかがなものかという気がします。

それと、もう一つですけれど、旅費の明許繰り越しはどういうものですか。44万か、明許繰り越しをするような旅費があるわけですか。

**○重黒木産業政策課長** こちらの事業は、下の委託料と同じ予算組みをしております、総額で1,480万余りの予算で、地域活性化プロジェクトということで。昨年度の2月補正で、情報関係の産業の支援をやるということで、それに我々職員が実際出向いていたりとかするときの活動費、それが国庫補助事業で国費なものですから今年度に繰り越してやっているということで、通常の旅費、活動費と同じように使っているというものでございます。

**○緒嶋委員** 常識的には、こういう使い方はいかがなものかと思うけれど、どんなものですか、これは正しい使い方と理解していいわけですか。

**○重黒木産業政策課長** 国の補助金の採択を受けて、国から全額翌年度に繰り越してよろしいという同意をいただいておりますので、特段問題はないと考えております。

**○緒嶋委員** だけど、一般的な県予算の県単事業なんかは認められんだろうと思うんです。こういうことが起こるのは、国が認めたからいいということで、それで理解するよりほかないと思うけれど、やっぱりこれは内部的にいろいろ考えるべきではないかなという気がしてなりません。

**○重黒木産業政策課長** おっしゃるとおり、県単事業であれば、通常こういった活動費的なものは繰り越しではなくて、一旦決算で不用額に落として、また新しく新年度に予算組みすると



というのが、基本的に正しいやり方だと思っております。

こちらにつきましては、御説明いたしましたように国庫補助事業なものですから、国庫予算を有効に活用するというので、国から許可を得てやっているものでございますので、どうか御理解いただきたいと思います。

○中野委員 産業政策課についてお尋ねします。先ほどの緒嶋委員の質問を繰り返すこととなりますが、不用額が極端に大きいということで執行率が82.5、総合政策部で一番大きいわけですよ。

この前も私は質問しましたが、13年後の人口を100万人にキープできるのかと。見通しがどうもそれは難しい。私の知り合いのそういう専門の人から、95万人を割るよというのを聞いてそれを質問したんです。2年前に計画を見直したわけですから、それがその後15年間を見通したときに——今からは13年後ですけども、100万はキープするという計画だから、その目的は達成しなければ大変なことになると思うんです。

その基本は、やはり産業だと思うんです。産業がないから人口がどんどん減っていく、働く場がないから減っていくんです。働く場があれば、幾らでも人口はふえる。過密と言われる東京は、いろんな働き場所があるから、まだいまだに増加しているわけでしょう。

ここはその逆ですから、そういうときに、産業政策とは何かということだと思うんです。

だから、いろいろな理由があって、執行率も先ほど言われましたように82.5%ということで低かったんだと思うけれど。

しかし、やはり年度内に使うということで決めた予算だから、100%を目指して、不足すればもっと補正を組んでもらうぐらいのことをしな

いと、私は13年後の人口、100万人はキープできないと思うんです。

そういうことを鑑みたときに、既に本年度中もいろいろと政策をされていると思うんですけども、これからの産業政策はどうあるべきかという課長の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

○重黒木産業政策課長 今年度から、フードビジネス推進課から産業政策課ということで名前も変わりました、これまでのフードビジネスに加えてほかの事業といいますか、医療機器とか輸送機器とかも含めて所管するよということ、今やっているところでございます。

御指摘のとおり今から人口減少を迎える中で、県内の産業の活性化をいかに図っていくか、それによっていかに働く場をつくっていくか、若者を地元に残していくかということでございますので、今回の予算につきましても、大きくは産業人財の育成・確保のための予算と、実際、産業を活性化するための予算と、大きく言うとその2つの予算組みで事業をやっているところでございます。引き続き、こういった国の補助事業等も活用しながら、産業全体の活性化を進めていくということと同時に、その産業を支えるための人材の育成・確保にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○中野委員 しっかりと取り組んで。人口だけで全てを評価するのはいけないとは思いますが、100万と目標を立てた人口をそこで食いとめて、食いとめた宮崎県の産業が活性化している社会を目指すところがあるわけだから、やはり100万以上が住んで生活できる社会を目指す、そのための産業はどうあるべきかということの政策を、本当に本腰を入れてやってほしいと思えます。要望しておきます。

○松村委員 27ページの中山間・地域政策課、みやざきジビエ普及拡大推進の欄で、県内の量販店でジビエの消費拡大イベントと書いてありまして、成果として来場者数300組って書いてあるんですけど。組というのは業者さんがお見えになったということですか、それとも一般の消費者か。組はどういう単位なのかなと思ったので、そこをお聞きしたい。

○奥中山間・地域政策課長 この300組という数字につきましては、この場所でシシ汁の振る舞いをいたしまして、その数が300組分というか、券を準備しておりましたので、御家族で1枚というような形でジビエのシシ汁を振る舞ったと。その来場者の数を一応300ということで、実際的人数的にはもうちょっと来場者は多かったと思うんですが、確認できる範囲でこの数字を上げております。

○松村委員 私もここに行ったんです。あいにくお天気が悪くて、テントの中で試食をさせてもらったんですけど、ちょっと残念でした。お天気のせいもあったし、イベントが下手だなと思った感じもします。

せっかく中山間地域からの女性の部隊とか、お見えになって準備をしていらっしやったんですけれど。ジビエはおもしろい食材だと思って、私も東京のレストランとか、扱っている店とか行ったこともあるんですけど、なかなか普及は難しいなと思いながら見ているところなんです。ジビエの普及は28年度からですか。その前からジビエの普及とか、ジビエに対しての取り組みは、何か具体的にやっていらっしやったんですか。

○奥中山間・地域政策課長 鳥獣害被害対策の一環として、利活用部会が少し前に立ち上がったんですが、予算をとってジビエの普及に取り

組むという活動をしたのは、平成28年度からでございます。

○松村委員 県外、特に鳥獣害の被害等の対策でいくと、結構、積極的にジビエ、鹿とかいろんなやつを取り組みをやっていらっしやいますよね。

もちろん県内の料理店の数とかも少しずつふえてきているというお話とか、あるいは都会に送っているという話も聞くんですけど、宮崎県でもせっかくそういう調理施設への補助とかもやっているわけで、取扱店がふえているのか、ふえてないのかが、ここの成果になるんじゃないかと思うんですけど。取扱店は、今、県内に何店舗あるんですか、あるいは県外に出荷されているジビエの肉というか、原料はどれぐらいあるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 ジビエの全体の販売量ですとか、そういった大枠はなかなかつかみ切れないというのがございまして、特にシシ肉につきましては、大方が自己消費され、また、撃ち方が悪いものは全部埋却されております。

鹿についても同様な状況でございますが、ただ、我々が調べた限り、ジビエを使っている販売店は一応35施設ということでございます。

○松村委員 もったいないなというところですよ。

我々も田舎だから、シシ肉とかを知ってる方から購入しますけれども、通常ではほとんど流通しないし、本当にジビエ普及ということをやろうと思えば、モデル的なお店とか、モデル的なルートとか、何かつくっていかないと。普及活動に300組のお客さんに来て食べてもらいましたよというだけでは、28年度の成果でいいのかなというところに疑問を持ちながら質問をしたところでした。また、これからどういう普及活

動をしていくのかなと思いつながりながら質問したところでした。

**○奥中山間・地域政策課長** ありがとうございます。

ジビエの肉につきましては、自然が相手と申しますか、家畜と違いまして、まず、年によってとれる量に違いがあるということが一つございます。あと、安心安全な肉にするまで、例えば、まず狩猟の段階から腹は撃っちゃいけないとか。例えば、2時間以内にはらわたまで出さないと、ちょっと食べられないとかという基本的なところがございます。あるいはまた、牛や豚とかそういった家畜と違いまして、いわゆる獣医師がきちんといて屠畜ができるようなものでもありませんので、これはとってきた人が処理加工業の免許を持っているということでさばいてしまう、そこにはどのくらい清潔で質のいい肉がとれるかということも、これからまだまだ検討していかないと、ということがございます。

御指摘のように、まずはジビエというその肉自体も、このイベントでアンケート調査をした結果を見ましても、ジビエという言葉自体も知らないという方もたくさんいらっしゃいました。山間部に行けば普通に食べられているものが、都市部ではまだまだ、特に宮崎県ではまだ認知度もこれからということでございますので、やはり普及啓発と、それと安定的に安心して食べられるような肉を供給できるような体制を、今、福祉保健部と農政水産部と一緒に取り組んでいるということでございます。

今、緒についたばかりでございますので、これから一生懸命頑張っていきたいと思っております。

**○松村委員** 何度も言ってもしょうがないんで

すけれども、既にヨーロッパとかでは確立しているわけですよね。

東京のレストランでも、結構高いんですけれど、ジビエの取り扱い専門の料理店とかある。あした品物が来なかったら、そのお店は潰れちゃうんですよ。でも、現実的にはそこはあるということなので、我々も負けちゃいけないわけです。中山間地の所得にもなりますし、せっかくあるネタをほったらかすともったいない。

ゼロからスタートではないわけなので、長年シシ肉も食ってるし、とれているわけだし、既に東京あたりではレストランとかいろいろやってるわけです。

だから、今から研究しますよ、こうしますよっていうのは大事なことなんだけれど、もう既にほかが走っていますよというところですよ。

だから、本気で産業にしようとしているかが見えないと、これも大した産業にしないんだらうな、とにかく取り組んどけばいいなというぐらいのイメージだったら。ジビエってあんまり、そんなにたくさんの量はないけれど、一つの産業になりますからね。

楽しみにしたいので、よろしく願います。答弁はいいです。

**○前屋敷委員** 総合政策課にお願いしたいと思っております。

11ページの東日本大震災の復興の活動支援なんですけれども、4団体の活動費として支援をしておりますが、NPOとかボランティアの団体のようなんですけれども、今どういう形で支援に入っておられるのか、年に何回か定期的に行かれるものなのか。その支援の活動の中身だとか、何人ぐらい行かれて、どうかかわりをされているのか御説明ください。

**○松浦総合政策課長** 東日本大震災の復興活動

の支援であります。4団体につきましては、それぞれの団体でやり方が違っております。やる分野も違っているところでもありますけれども、一つは大学生のボランティアという形で、岩手県に毎年行っているんですが、震災復旧のころからの復興活動、今は地域の自治会等での活動の支援であるとか、そのつながりをしっかり持ってもらえるような支援であるとかということについて、県内の大学生に行ってもらって、その体験をしてもらう。そして、宮崎で何かあったときに、しっかり自分たちでも対応できるようなものをつくってこういうような団体がございます。これは一般社団法人で「みやざき公共・協働研究会」というところがございまして、そこはそういうような活動をしており、毎年、時期を秋口ぐらいとか、夏場とかで決めて、大学生を送り込んでいるということでございます。岩手県の大学が中心になって、全国ネットでやっているものの宮崎県の取り組みとしてやっておられる団体でございます。

それから、地域のつながりがなかなかうまくつくれない、避難住宅から高台へ移転して、また新しい人たちがコミュニティをつくらなきゃいけないというようなところで、そういった地域でどういうところを考えていく必要があるのかとか、行政に対して、どういうアプローチをしていけばいいのかということをつくっていった、自立できるコミュニティ活動を支援をするのをやっておられますのは、NPOの「みんなのくらしターミナル」というところでございます。ここはその都度、必要に応じて出向いて行って、現地でそういった活動を支援をするようなことをされておられます。

それから、宮崎に避難をしてこられた方々がたくさんいらっしゃいます。その方々が孤立し

ないように、それから、かなり時間がたっているというようなことがありますので、場合によってはもとのお住いに帰るとかというようなことも起こっておるんですけども、そういう中で、帰っていったときに孤立してしまうというような現象も、かなりあるので、帰還された先でのそういった居場所をつくっていくことも含めた避難者の支援をされておられるのが「うみがめのたまご」でございます。

それから、もう一つ支援をしておりますが、昨年度は「宮崎商工会議所」が活動されたんですけども、実際被災をされた直後には、いろんな支援の方法を、商工団体としてされておられたということなんですが、5年、6年たって、改めて地元で商工業として復興をしてこられた中で、もう少し経済活動として広げていかなきゃいけないというような課題がおありになるようなところを呼んで、そういった話し合いをさせていただくとか、それから物産展をするとかの取り組みをされたところでございます。

昨年度までの取り組みについては、そういうようなことなんですけれども、先ほど御説明しましたように、現地の状況でかなり変わってきているところがありますので、その支援をすべき内容、分野というようなことも、ある程度考えていきながらやっていく必要があると思っております。今年度からは、少しそういったところも絞りながら、支援活動を考えていきたいということで今進めているところでございます。

**○前屋敷委員** 引き続きの支援は大事なことで、まだまだ完全に解決していない部分ですので、大いにできる限りの支援は必要だと思います。

29年度の予算もついて、年に1回のペースでずっとこの間、毎年、何らかの形で地元とのつながりも持ちながら活動を支援する。そういう

つながりがあるほうが、より大事なことだとは思いますが、そういう形で、また新たなニーズがあればそれに対応するような支援の仕方もされるのか。

**○松浦総合政策課長** 今の私どもの考え方として、これまで5年、6年支援活動を続けていく中で、どういったところが今困っているんだろうかということについては、民間団体の方を通じて、支援のニーズ把握等も行ってきているところがございます。

そういう中で、ある程度、想定される今後必要な分野が、先ほど申し上げましたように、新しいコミュニティをつくらなきゃいけない場合の支援でありますとか、避難者を帰還させるとか、場合によってはこちらに移住されるような状況にきてますので、そういったところにもう少し支援が必要なのではないかと。それから大学生のお話をしましたけれども、こちらでの人材を育成していくというような観点から、現地に行って支援を経験してもらおうというような形も必要なのかなと思っておりまして、おおむねこういう形がこれから必要というか、考えられるところかなと思っております。

これ以外に、何かそういった必要性があるかどうかについては、また考えていきたいと思っておりますけれども、おおむねこういう考え方の中で、支援のあり方を考えていく必要があると思っております。

いつまでも、ずっと続けていくべき話なのかどうかということも含めて、ある程度、現地での復興の状況を見ながら考えていく必要はあると思っております。

**○前屋敷委員** こういった団体だとか、個人的なボランティアで、さまざまな支援がかなり全国的にも進められてきたので、個人的な方への

支援は対象にはなっていないわけなので、こうしたボランティアの皆さん方が、いろんな経験もしながら支援ができることは大事なことです。県がいろんな方に広く支援をできるとよりいいんだろうけれど。

あと総合交通課でお願いしたいんですけど、バス路線の問題で、代替バスへの支援ということも予算がなされておりましたけれども、28年度にバス路線で廃止をした路線は、県内で何路線ぐらいですか。それにかわる代替バスというか、地元でいろいろ工夫をされて何らかの交通手段も考えておられるんでしょうけれど、通常の形で運行していたバス路線が廃止になったところは、どのくらいありますか。

**○小倉総合交通課長** 28年度で申し上げますと、いわゆるここで言う地域間幹線系統確保・維持補助——これは国庫補助を受けていたものですが、そこから、いわゆる事業経営がなかなかうまくいわずに国庫補助路線から、廃止、代替バス路線——県と市が補助しているものですけれど、こちらに移行しているものが2つございます。

**○前屋敷委員** 地域はどこですか。

**○小倉総合交通課長** 地域に関しましては、これは都城です。路線で言いますと、都城駅から霧島神宮に行くものと、あともう一個、中央待合所、観音さくらの里、雀ヶ野です。いずれにしても都城にある路線でございます。

**○前屋敷委員** あわせて、都城市の調査事業に対する支援ということで予算がついているんですけど、廃止になった路線とは別に、今、新たにそういう交通状況の調査をされているんですか。

**○小倉総合交通課長** こちらの調査事業は、もともと路線バスであったもので、基本的に市町

村が運営するコミュニティバスに運営を移行していくものに対して——地域の中で、地域公共交通網形成計画を作成して、路線から切り離してコミュニティバス、市町村で運営していくものを地元の協議会で決める、そういったものに対して、県から、それから国からも支援をする。調査費、いろんな乗降人員ですとか、どういところでそういうネットワークを張るべきだとかを調査するために、支援をしているというふうなことでございます。これを都城市で昨年度やったというところでございます。

**○前屋敷委員** 今の路線を廃止しないためには、乗り手といいますか、乗客をふやして路線を維持するということが大事なことですけれども、でも、なかなかそれは難しいんですよ。

ですから、地元の、特に高齢者たちの交通手段、公共的な路線を維持するという点では、やはり県も相当努力し、援助もしていく必要があるかなど。地元だけの負担、また、住民の人たちだけの負担では、なかなかそこは難しいと思いますので、ぜひ、その辺はしっかりつないでいけるように努力もしてほしいと思います。

**○小倉総合交通課長** おっしゃるとおり、基本的に保つべき複数市町村間をまたぐような路線とか、補助すべき路線に関しては、我々としてもしっかり補助すべき、欠損を補助していくということなんですけれども。それでも赤字欠損額がだんだん年間ふえてきて、国庫補助としても、県の補助としても非常に、結構、予算としても厳しくなっている中で、いかに効率化を。例えば、余りお客様が乗らないのに大型、中型バスで運行しているような路線に関して、バスを少し小型化していくとか。本日の新聞にも出てましたけれど、路線の再編といったことを地元との協議の中で実施していくとか、あ

とは客貨混載も一つの生産性の向上の対策ではありますけれども、できるだけコストを下げ、できるだけ現状で、今のバスの状態で収入も上げていくということの中で、欠損をできるだけ支援していける、路線を維持していけるような支援を引き続きやっていきたいと考えています。

**○前屋敷委員** よろしくお願ひします。

ちょっと後先になりましたが、16ページ、秘書広報課でお願いしたいんですけど。ここの広聴活動で県民との対話事業をされておられて、知事もフォーラムをし、また、県の職員の皆さん方も地域に出向いて、いろんな意見や要望を聞くという活動をされておられて、必要なことなんですけど、この知事とのふれあいフォーラム、12回されていますが、これはどういう形でされておられるのか。特定のいろいろな団体が対象なのか、その地域を特定して地元の皆さん方に広く呼びかけて、参加希望の方はこのフォーラムに参加して意見を言ったり、要望したりできるのか。どういう形態で進めておられるかをお聞かせください。

**○吉村広報戦略室長** 知事とのふれあいフォーラムは、28年度、12回やっております。

その内訳なんですけど、知事が直接市町村に出向いて、その市町村の住民の方とざっくばらんに意見交換を行ったのが6回ございます。

あと、残りの6回につきましては、特定の分野について、その分野の関係者の方を県庁にお招きして、その特定の分野について意見交換をざっくばらんに行うというものを6回、計12回開催したところです。

**○前屋敷委員** 私も先ほどお話ししたんですけど、市町村に出向いての懇談会、座談会というあり方なんですけれども、先ほど言いましたように広く公募して参加者を募るというやり方なの

か。というのは、知事にいろいろ要望したいとか、そういう話はよく聞くんですよ。

でも、なかなか直接県庁に来て会うことはできないということがあったりと。そういった意味では6回といえども、市町村に、地域に知事が出向かれて、県民の皆さんの直接のお話を聞かれるということですから、大変大事な活動だと思うもので、広くそういう形で募ることが大事ではないかなと思っているものですから、現状はどういうことで実施されておられるのか。

**○吉村広報戦略室長** 現状は1市町村当たり大体30名参加いただいて、ふれあいフォーラム開催しております、その30名に関しましては、市町村が選定して参加をいただいているところですよ。

限られた時間の中で、なるべく有効な話し合いができればということで、現在では、参加者については市町村に選定をお願いしております。

ただし、ふれあいフォーラムについては、一般の方の傍聴も可能にしておりますので、傍聴をできる体制にはしているところであります。

**○前屋敷委員** わかりました。

中山間・地域政策課でお願いいたします。

25ページの新規事業「新たな集落間連携等支援」で、複数の集落が相互に連携協力する集落間連携の取り組みを支援という事業が行われましたけれど、具体的にはどういった内容でこの活動が行われているのか、中身も含めてお聞かせください。

**○奥中山間・地域政策課長** 複数の集落が相互に連携する事業でございますが、これは単独の集落では、なかなか人手が不足してきていて祭りが開催されなくなったとか、あるいは草取り等の共同作業もできにくくなったというような声を受けまして、複数の集落で、例えば、28年

度でカラオケの大会をやったりとか、あるいは健康づくり体操を複数の集落でやったとかという例と、あとは複数の集落の女性で団体を組んで、地域づくりの県内の先進地の視察に行ったとか、そういう例でございます。

**○前屋敷委員** 交流も深めながら連携、連帯を目指しているということでしょうか。

それとあわせて、その下の中山間盛り上げ隊の派遣なんですけれども、年間94回ということで、延べ614人の方が参加をされているんですが、延べの数が600人ですから平均すると1回が六、七人になるんですが、派遣先というか、盛り上げ隊が行かれる集落は要望があるところに出向いて支援をするのか、それともこちらから、ここに行くこと決められて行くのか、どういう体制で行かれる、活動されておられるんですか。

**○奥中山間・地域政策課長** この盛り上げ隊の派遣に際しまして、市町村を通して県に要望を上げていただく仕組みになっております。

**○二見主査** ここでお諮りしたいんですけど、まだ質疑が続きそうなので、続きを午後からとしてもよろしいですか。お時間が来たものから。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時0分再開

**○二見主査** 分科会を再開いたします。

**○前屋敷委員** では、継続させていただきます。

中山間・地域政策課の主要施策の25ページ、中山間盛り上げ隊のことで御説明をいただきましたが、状況はここに述べてあるんですけど、派遣先といいますか、支援先はどのような状況なのか、押しなべていろんなところに広く行かれているのか、要望があれば同じとこ

ろに何回も行くのか、どういう状況でしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 基本的には先ほど申しましたように、要望は集落から市町村を通して県に上がってくるという仕組みでございます。

実際、その派遣先につきましては、多くの集落が継続してと申しますか、例えば、集落が1回、草刈りを頼んだ場合は、やっぱりその次の年も、祭りについてもどうしても手が足りないということで手を挙げていただきますので、次の年もということで、継続して要望されるというところが、若干多いと考えております。

○前屋敷委員 地域としては期待しておられるということですね。

○奥中山間・地域政策課長 最初、盛り上げ隊を頼むときまでは、よそ者を入れるということに大変抵抗があるところもあるんですが、1回うちの事業を使って盛り上げ隊と一緒に活動をされた集落については、非常に喜んでいただいておりますし、期待されているところでございます。

○前屋敷委員 派遣隊員の皆さん方は、登録をされておられると思うんですけど、現在、何人ぐらいが隊員として登録をされていますか。

○奥中山間・地域政策課長 登録隊員は704名でございます。

○前屋敷委員 わかりました。

あわせて、次の26ページなんですけれど、この新規事業のネットワークで明日に繋ぐ、というのの実績の説明欄に、経済構造分析の理解促進を図るための研修会を2回開催をしておられるようなんですけど、地域にお住まいの皆さん方を対象に研修をされておられるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 この経済構造分析に係る研修会につきましては、基本的に各市町

村におきまして地域経済循環、これを推し進めるために研修会を開催しております。

いわゆる地域の中で地産地消を進めて、なるべくお金を地域で回しながら、そして外からのお金を稼いで、地域の所得を上げていこうと。そういう地域循環のシステムを各市町村で作り上げていこうという趣旨でございまして、参加者につきましては、市町村、それから金融機関、農林水産団体、大学等に参加いただいております。

○前屋敷委員 2回の開催ですが、どのくらいの方々が参加しておられるんですか。

○奥中山間・地域政策課長 昨年度からやっているんですけど、通常は、1回、大体50名ぐらいでございます。ただ、もう一回は、地方創生に係る講演会とタイアップでやっておりまして、その回につきましては200名ということでございました。

○前屋敷委員 わかりました。もう一点だけいいですか。

このページの一番下の表、中山間地域産業振興センターの商品開発の件で、目標値が5件になっているんですけど、この3年間の数字が出されていますが、毎年5件、目標達成ということになっているんですけど、この5件はそれぞれ毎年内容が違う5件なのか、同じところで、今、到達が5ということの意味合いなのか、その辺を。

○奥中山間・地域政策課長 この中山間地域産業振興センターにおける新規商品開発等の販路拡大の支援件数でございますが、この件数につきましては、新規商品開発支援の件数を毎年2件、それから販路拡大の件数を毎年3件、計5件ということで目標をつくってまして、それで中山間産業振興コーディネーターの方にいろいろ



る活動していただいております。

この5件の件数につきましては、毎年目標を5件としておりますので、毎年違うということでございます。

○前屋敷委員 わかりました。ありがとうございました。

○中野委員 この監査意見書の3ページですが、(2)の財務会計事務の誤りというところで。

その中の誤った金額を支出したというところもあったんですか、それはなかったですか、なければいいけれど。

○松浦総合政策課長 この監査の指摘の中にありましたのは、事務がおくっていたということでありまして、金額そのものは間違っただけでなかったということのようでございます。

○中野委員 総合政策課では誤った金額を支出したというのはなかったわけですね。

○松浦総合政策課長 総合政策部の各課で指摘を受けております内容について、事務手続がおくれた部分はあるようではございますけれども、金額そのものが間違っていたわけではないようでございます。

○中野委員 ただ、決裁を受けずに誤った金額を支出したと簡単に書いてあるけれど、どこかの部局であったんでしょうね。考えようじゃ大きな問題ですから。決裁を受けずに誤った金額を出したとなれば、余り極端なことを言うといけません、まさかと思って聞いてみました。

○緒嶋委員 16ページの広聴活動、知事との対話事業とかフォーラム、これは市町村課も、それこそ、みやざき円陣プロジェクトとかやっておるわけですね、知事が中心で当然両方やっておるわけだが。この問題は対話と協調により県政の推進を図ると、施策の成果についても書いてあって、市町村課もそういうことを書いて

あるけれど、問題は知事に直接いろいろその地域の課題とか、要望とか出されるわけだが、そのことがどれだけ後で政策につながるかが一番大事だと思うんです。

何回もふれあいフォーラムをやっても聞きっぱなしで、その後のフォローアップをして、県政の中でその地域の課題解決につながらんと意味がないと思うんです。各部にそれぞれの地域課題について、こういうことの見解が出たよと、知事が秘書広報課か、また、市町村課を通じて各部に伝えられると思うんですが、問題はその伝えられたものがどういう形で政策に反映されるかと、そこまで結ばんと。ただ、このふれあいフォーラムだけでは意味がないが、具体的に政策として進展したものがあるわけですか。

○吉村広報戦略室長 今、委員御指摘のとおり、話を聞くだけで聞きっぱなしではいけないので、まずは生の声をじかに知事が聞く、また同席していただいている市町村長さん、あと地域選出の議員さんにも一緒に聞いていただいて、問題意識を共通で持つというところが、このふれあいフォーラムのスタートになっております。

その上で、出された意見につきましては、今、委員から御指摘があったように、関係部局にまずはつないで、次期予算が必要なものについては予算化をするなり、事業を新たに構築する。

また、すぐ現状の予算で対応できるような事項については、すぐに対応しているというような状況です。ただ具体的に県民の声が、即、施策の構築につながったというものは、なかなかまだ出てないという状況でございます。

○緒嶋委員 今は2期目だから、地域、地域で何回も回数を重ねられておると思うんです。

だから、それが活かされて成果としてあらわれるのが、地域の皆さんにとっては一番ありが

たいことだから、それをやはり毎回毎回同じことを知事に言うようでもいかんし、少しずつでも前進したなら前進したことを地域住民に伝えないといかんと思うんです。それが現場主義でもあるし、県民と直接意見を交わすのは、知事にとっても一番ありがたいし、住民にとっても、さっき言われたとおりがたいわけだから、それが物になるように県政の推進を図るということだと思うんです。

もちろん知事も自覚されておるだろうと思うので、やっぱり地域の課題を解決するのが政治でもあるわけだから、そんなくが何とかという人もおるけれど、そんなくがなければ地域は振興しないわけなので、そういう点を含めて十分回数を重ねるごとに成果が上がるように、今後とも考えていただかないと。こういういろいろなすばらしいフォーラムなどをやっても、物にならないでは私はいかんと思っている。なかなか難しい大きな問題もあります。

しかし、本当、身近な問題で、それは何とかなりますというのは、知事の判断でもできることは多いと思う。だから、知事が各部に、これは早くやってくれとかという指示をすることも必要だと思うんです。各部に回すだけではなくて、知事がこういうことは急いで何とか対応しようとかいう行動をとられることは重要なことだと思うんですが、直接、知事が各部にそういう指示をされることがあるわけですか。

**○吉村広報戦略室長** 私も4月からなものですから、全て確認しているわけではないんですけど、過去には知事も喫緊の課題だと認識しているようなものについては、直接各部局に指示を出されることもあります。あと、このふれあいフォーラムだけではなくて、同じ欄に県民の声という事業がありまして、県民の方からファッ

クスとかメールでいただいている意見もございます。

これらにつきましても、全て知事に上げて、知事にもこういう声があるんだというのをあわせて認識していただいて、地域住民が今持っている課題は、十分認識をしていただいているつもりでございます。

**○緒嶋委員** 我々も知事に直接いろいろお願いをすることもあるけれど、そういう住民の声を直接聞いて、それを具現化するというか、そういう姿勢が一番重要じゃないかと思います。また、知事の行動力とそういう姿勢に対する県民の評価も上がるわけだから、今後ともぜひそれを進めてほしいなと思いますので、強く要望しておきます。何か、総合政策部長、ありますか。

**○日隈総合政策部長** 緒嶋委員のおっしゃるとおりで、回るだけではどうしようもないんですけども。昨年度、私は福祉保健部だったんですが、知事のふれあいフォーラムが都城であったときに、ちょうど二見主査からも後で御意見いただいたんですが、例えば、国民健康保険の診療報酬の審査会は医師会のお医者さんたちが多くいんだけど、薬剤師のバランスもとってほしいというような御意見が都城の薬剤師会からありました。二見主査からも御質問いただいたんではないかと思えますけれども、帰ってきて、知事からどうなっているんだという話もありまして、国民健康保険連合会とも協議して、これはやっぱりもう少しふやしたほうがよかろうという判断で、薬剤師会の枠を1名増という形でバランスがとれるように図った例もございます。

できることはすぐ対応しようと、また、事業化になると予算等もありますので、翌年度に向けてまた検討していくということを含めて、改善すべきは改善する、あるいは意見を取り入れ

ることができるのであれば、それはまたやっ  
ていくということで、常に県民との協働等を推  
進しておりますので、できる限りそういう声を  
聞きながら、今後とも進めていきたいと思いま  
す。よろしく願いいたします。

○緒嶋委員 総合政策部長が言われたとおり、  
そういう形の中で県政が進んでいくことが、一  
番県民にわかりやすい県政であるし、物がスピー  
ディーに進むということは大変重要なことだ  
と思います。そういう形でやっておられるとい  
うことは十分理解をしましたけれども、今後と  
も積極的にそういう思いで行動をとってもら  
うのがいいと思いますので、よろしく願いま  
す。

○中野委員 統計調査課にお尋ねします。

19ページ、成果等というところの④に、統計  
調査環境は、個人情報保護意識の高まり等を背  
景として厳しい状況にあるが、引き続き普及啓  
発活動等を着実に推進していくと。曖昧な書き  
方ですが、この統計調査をする中で、正確な統  
計をあらわすことができないような統計があっ  
たものかどうかをお尋ねしたいと思います。

○和田統計調査課長 統計調査課で行って  
おります統計については、曖昧なものはないと認  
識してございます。正確なものだと考えており  
ます。

○中野委員 厳しい状況になっていくとい  
うことで、将来の調査を懸念する文言だと思  
うんです。

何か、調査をする上で、将来は非常に大  
変だという統計はどういうものがあるんです  
か。何かあったから、ここにこういう文言が  
入ったと思うんですけれども。

○和田統計調査課長 まず、個人情報保護  
意識の高まりは、非常に抽象的な表現なんです

けれども、例えば、オートロックマンション  
というところで訪ねていけないとかがふえて  
きてございます。

それと、世帯によっては共働き世帯です  
と、昼間はいないということで、調査員が  
お伺いしても対象の方にお会いすることが  
できないということで、夜になることも  
あるんですけども、非常に調査をする  
環境は厳しくなっておるのが、調査員  
さんとの意見交換とかでもお話を伺  
っておりますので、このあたりをきち  
んとやっていかないといけないの  
かなと考えております。

○中野委員 統計は非常に大切なもの  
ですから、環境が厳しくなっても正確な  
統計表をつくっていただきたいと。もし  
統計上、誤りがあったり、あやふやな  
統計では、昔から言われる羅針盤の  
ない船と一緒に、これからの政策を  
打ち出せないわけですから。

大変だとは思いますが、ぜひ、その  
辺のことを含めて取り組んでいただ  
きたいと思います。要望しておいま  
す。

○松村委員 33ページの産業政策課  
のフードビジネスブラッシュアップ事  
業、この商品開発支援で18企業に支  
援したということですけども、成果  
として、ヒット商品が何かできました  
か。

○重黒木産業政策課長 こちらは、フ  
ードビジネス相談ステーションに寄せ  
られた案件のうち、比較的小規模な  
というか、下の国庫補助事業の対  
象にならないような小規模なものを  
対象にして補助をしているという  
ものでございます。

ヒット商品というところまで言  
っていいのかわかるところまでは、  
ちょっとなかなか微妙なところ  
なんですけれども、代表的なもので  
言えば、例えば、お菓子類がちょ  
っと多かったりとか、あるいは  
新しくサワラの缶詰をつくったり  
とか、そういつ

たものが非常に多くなっております。

割と小規模なものですので、ヒット商品をつくるというよりは、まずこれをとりあえずやってみて、それを次のステップに向けて試作品みたいなものをつくって、それを売っていこうという側面が強いのかなと思っております。

**○松村委員** これは商品開発の入り口を支援するというぐあいの取り組みなのかなと、今、お聞きした感じではありました。

ゴボチとか宮崎発のおもしろい商品も出てくるでしょうし、やっぱりフードビジネスは、商品づくりも大きな柱になります。せっかくある原材料をどうやって生かしていくかだと思うので、このあたりはまた別の事業もあるのかもしれないけれど、商工あるいは農政も連携して、引き続き次年度事業に行けるような成果だったと思いますので、またよろしく願いしておきます。

**○重黒木産業政策課長** おっしゃるとおり、いろんな地域の産品を生かしてフードビジネスにつなげていくという取り組みが非常に重要でして、ほかにもフードビジネス相談ステーションで相談を受けて、次のステップに行くとか、あるいはフードオープンラボで試作品をつくって支援していくとか、いろんな事業がありますので、そういった事業をケースに応じて紹介しながら、地元産業の振興に資するように取り組んでいきたいと考えております。

**○二見主査** ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○二見主査** それでは、以上をもって第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時21分休憩

午後1時24分再開

**○二見主査** 分科会を再開いたします。

これより生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行います。

平成28年度決算について各課の説明を求めます。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 生活・協働・男女参画課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の28年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から7段目、生活・協働・男女参画課の欄をごらんください。

予算額4億4,064万1,000円に対しまして、支出済額4億3,392万3,845円、不用額671万7,155円、執行率は98.5%であります。

次に、22ページをお開きください。26ページまでが当課の決算事項の説明資料となっております。

それでは、目の不用額が100万円以上のもの、または執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

25ページをお開きください。

(目) 県民生活費で、不用額が170万3,008円です。この不用額のうち主なものは、中ほどの旅費82万6,875円と需用費42万5,002円です。ありますが、これは主に消費生活センターの事務費の執行残であります。

次に、26ページをごらんください。

(目) 児童福祉総務費で、不用額が369万2,563円です。この不用額のうち主なものは、下から4段目の委託料278万9,453円ですが、これは主に女性の活躍推進に関する研修会の運營業務委託の入札による執行残であります。

決算事項の説明は以上であります。

続きまして、28年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の35ページをお開きください。

「人づくり」、3の(1)男女共同参画社会の推進についてであります。

主な事業の1つ目、男女共同参画センター管理運営委託として、拠点であります当該センターの管理運営を特定非営利活動法人「みやざき男女共同参画推進機構」に委託し、県民への啓発や相談事業等に取り組みました。

次に、2つ目の新規事業「女性の多様な働き方応援」として、国の交付金を活用し、企業、関係団体、行政が一体となって設立された「みやざき女性の活躍推進会議」が行う女性の多様な働き方を進めるための講演会や研修会の開催支援などに取り組みました。

36ページをお開きください。

主な事業の3つ目、性暴力被害者支援センター設置として、性暴力に遭われた方やその家族などに対する支援を行う性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」を開設し、相談やカウンセリングなどの支援を実施するとともに広報・啓発に努めました。

今後とも市町村や関係機関との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現や女性の活躍に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、38ページをごらんください。

(2)のNPOや企業、ボランティア等多様な主体による社会貢献活動の促進についてであります。

主な事業の1つ目、改善事業「協働による未来みやざき創造」として、県との協働事業の提

案を公募し、NPO等多様な主体との協働を推進しました。

2つ目の改善事業「みやざき県民協働支援センター」においては、協働の推進やNPO運営等の支援拠点として、活動支援スペースの提供や研修の開催、NPO運営、法人設立等の相談対応などを実施しました。

今後とも、多様な主体による社会貢献活動を促進するため、相談、研修、情報提供等の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、40ページをお開きください。

「くらしづくり」、1の(1)安心して快適な生活環境の確保についてであります。

主な事業の1つ目、消費者行政活性化として、国の交付金を活用し、メディア等による広報・啓発や市町村が行う相談・啓発事業への支援を行いました。

主な事業の2つ目、消費生活相談窓口充実・強化として、国の交付金を活用し、消費生活相談員の人材を養成するための研修や、県内各地域における共同窓口充実・強化に向けた市町村意見交換会を開催いたしました。

主な事業の3つ目、消費生活相談員等設置として、12名の専門相談員を配置し、多様な相談者への適切な助言などに取り組みました。

今後とも、県民が安心して消費生活を営むことができるよう、相談体制の強化及び啓発事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

42ページをお開きください。

2の(1)安全で安心なまちづくりについてであります。

県民一人一人が防犯意識を高め、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりが推進される社会を目指し、犯罪のない安全で安心なまちづく

りの促進として、学校等へのアドバイザー派遣や県民のつどいの開催等により、県民の意識啓発等に取り組みました。

今後とも、市町村、関係機関・団体との連携を図りながら、地域安全活動の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

43ページをごらんください。

(2)の交通安全対策の推進についてであります。

主な事業の交通安全対策啓発として、各季節ごとの交通安全運動期間を重点に、メディア等を活用した効果的な広報・啓発に取り組ましました。

本県は、脇見や安全不確認等の漫然運転による事故が多く、交通事故死者のうち高齢者が7割を占めている状況から、脇見、ぼんやり等の漫然運転追放、高齢者の交通事故防止の運動を基本に掲げ、啓発等に取り組んでまいります。

最後に、監査における指摘事項であります。

申しわけございませんが、委員会資料を再度お聞きいただきたいと思っております。

最後の36ページをお願いします。

4行目の収入事務につきまして、配電線電柱敷の行政財産使用料について、調定が大幅におくれているものがあったという指摘でございました。これは消費生活センターにおいて、行政財産使用料の調定が大幅におくれているものであります。

再発防止策として、調定期限、金額等を記載した一覧表を作成し、複数の職員で確認するようにし、適正かつ速やかに事務処理を行うよう職員に周知徹底を図ったところであります。

生活・協働・男女参画課は以上であります。

○川口みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の歳出決算状況等について御説明いたしま

す。

恐れ入りますが、決算特別委員会資料の5ページにお戻りください。

上から8段目、みやざき文化振興課の欄であります。

予算額66億8,259万4,000円に対しまして、支出済額は66億6,896万4,167円であり、この結果、不用額は右の1,362万9,833円、執行率は99.8%でありました。

続きまして、資料の28ページをお開きください。

当課の決算事項別明細は31ページまでとなっておりますが、このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

資料の30ページをお開きください。

ページ下段の(目)観光費につきましては、不用額が103万4,847円となっておりますが、このうち主なものとしましては、下から5段目の旅費の不用額59万5,561円であります。これは経費節減等に伴う講師の特別旅費の執行残によるものであります。

続きまして、31ページをお開きください。

(目)事務局費につきましては、不用額が1,091万5,712円となっておりますが、このうち主なものとしましては、下から3段目の負担金・補助及び交付金の不用額837万6,868円であります。

このうち685万2,200円につきましては、私立高等学校等就学支援金の不用額であります。本支援金は保護者の授業料負担の軽減を図るため、保護者世帯の収入状況に応じて支援金を交付するものでありますが、生徒の転入・転出や退学、収入状況による交付額の変更等による見込みが、予定を下回ったことによるものであります。

決算事項の説明は以上であります。

次に、平成28年度の主要施策の成果について

御説明いたします。

平成28年度主要施策の成果に関する報告書の44ページをお開きください。

未来を担う人材が育つ社会の魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実であります。

下の表の主な事業及び実績であります。まず、私立学校振興費補助金は、私立学校の教育の振興と経営の安定化、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立高・中・小学校の計24校に対して、人件費等の経常的経費の一部を補助したものであります。

次に、2つ下の私立高等学校等就学支援金は、先ほどの説明と重複いたしますが、保護者の授業料負担の軽減を図るため、生徒・保護者世帯の収入状況に応じて支援金を交付したものであります。

続きまして、45ページをごらんください。

奨学のための給付金は、授業料以外の教育費に充てるため、生活保護及び市町村民税所得割が非課税の世帯に対して、世帯状況等に応じて給付金を交付したものであります。

これらの事業により、保護者の経済的負担の軽減や学校教育環境の充実、教職員の資質向上、教育活動の充実等を図ったところであります。今後も引き続きこれらに取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、46ページをお開きください。

生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会の文化の振興であります。

下の表の主な事業及び実績であります。宮崎国際音楽祭開催につきましては、第21回を迎え、今まで音楽祭にお越しいただいたことのない方にもおいでいただくための3つの新企画を実施するなどにより、来場者数は過去最高の2万689人でありました。

また、あわせて第22回音楽祭の準備を行ったところであります。

次に、その下の県立芸術劇場管理運営につきましては、同劇場の維持・管理やホール及び練習室の貸館事業を行ったところであり、年間利用者は25万971人でありました。

次に、2つ下の県立劇場大規模改修につきましては、施設の老朽化に伴い、安全面や緊急性、修繕内容等を検討し、計画的に実施しているところであり、平成28年度は空調設備の改修やコンサートホールのカーペットの張りかえ等を行ったものであります。

続きまして、47ページをごらんください。

下から2つ目の新規事業「伊東マンショ肖像画展開催」につきましては、イタリア、ミラノで発見されました伊東マンショ肖像画をマンショに関するほかの歴史資料とともに展示する展覧会や、関連イベントを県立美術館において開催し、展覧会には1万2,096人の方にお越しいただきました。

今後も、引き続き文化の鑑賞機会や創作発表の機会の充実を図るとともに、文化活動を支える環境の整備等を進めることにより、多くの県民が文化に親しみ、「ゆたかさ」を実感できる社会づくりを推進してまいりたいと考えております。

続きまして、50ページをお開きください。

活発な観光・交流による活力ある社会の観光の振興であります。

下の表の主な事業及び実績であります。上から2つ目の改善事業「神話の源流～はじまりの物語」ブランド磨き上げ」につきましては、地域において県民みずからが神話伝説、伝統文化、史跡等を活用して企画実施する取り組みに対し、支援を行ったほか、「神話の源流みやぎき」

のブランド確立を図るため、首都圏や関西の大学と連携した講座等を開催したものであります。

次に、2つ下の新規事業「神話のふるさとみやざき」魅力づくり推進につきましましては、古墳講座の開催や九州国立博物館において神楽公演したものであります。

今後の中長期的視点に立ち、「神話の源流みやざき」ブランド定着を図るため、これまでの取り組みを継続しながら、イメージ戦略やターゲットを絞った戦略的な情報発信に努めたいと考えております。

主要施策の成果の説明は以上であります。

次に、歳入歳出決算審査意見書についてであります。

お手元の平成28年度歳入歳出決算審査意見書の4ページに、財産管理事務について、県や関係団体において、県が所有する公用車を車検切れのまま運行したとの指摘を受けたところでございます。

これは指定管理者へ貸し付けた車両について、適切に管理されているかの確認を怠っていたものであり、この指摘を受けまして、指定管理者に対する指導の徹底と課内のチェック体制の強化を図ったところでございます。

みやざき文化振興課の説明は以上であります。

**○工藤人権同和対策課長** 人権同和対策課の決算状況等について御説明いたします。

お手元の平成28年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

上から9段目、人権同和対策課の欄をごらんください。

予算額1億3,115万円に対しまして、支出済額は1億3,001万1,249円で、不用額は113万8,751円、執行率は99.1%となっております。

次に、32ページをお開きください。

当課の決算事項別の明細であります。

このうち目の不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。

(目) 社会福祉総務費の不用額113万8,751円です。その主なものとしましては、中ほどにあります旅費32万1,266円がありますが、これは昨年起きました熊本地震の影響で中止、あるいは日程が変更となった会議や研修会があったことなどに伴いまして、旅費の執行額が見込みを下回ったことによる執行残であります。

また、その2段上の賃金17万1,030円につきましましては、臨時的任用職員につきまして、任用期間が当初の予定より短くなったことなどに伴う執行残であります。

続きまして、平成28年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の主要施策の成果に関する報告書の52ページをお開きください。

多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会の(3)人権意識の高揚と差別意識の解消についてであります。

一人ひとりが尊重されるみやざきづくり人権啓発推進事業では、人権啓発強調月間及び人権週間において、子供を主な対象とした夏休みふれあい映画祭の開催やテレビ・ラジオスポット広告の放送など、集中的な啓発を行いました。

また、じんけんハートフルフェスタ2016の開催、それから人権に関する作品募集、啓発資料の作成配布のほか、スポーツ組織や若者、NPO・企業と連携協働して、さまざまな人権啓発に取り組み、人権尊重の機運の醸成を図ったところであります。

53ページをごらんください。

宮崎県人権啓発センター事業では、県民が主体的に人権啓発研修に取り組むためのリーダー



となる人材の育成を図るため、人権担当者養成講座や県民人権講座など、各種講座を開催したほか、講師の派遣、研修用の視聴覚教材の貸し出し等を行い、啓発研修の推進に努めたところであります。

今後とも一層の工夫を凝らしながら、人権意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

最後に、監査委員の決算審査意見書に関して、特に報告すべき事項はありません。

人権同和対策課は以上でございます。

○蕪情報政策課長 情報政策課の決算状況等について説明いたします。

お手元の平成28年度決算特別委員会資料の5ページをお開きください。

一番下から4段目の情報政策課の欄のところでございます。

予算額15億3,662万5,000円に対しまして、支出済額は13億2,533万7,790円、翌年度繰越額は1億7,795万6,000円で、不用額は3,333万1,210円、執行率は86.2%となりますが、翌年度への繰越額を含めると97.8%となります。

次に、目の不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

34ページをお開きください。

まず、(目)企画総務費の不用額2,907万1,389円ですが、繰り越しとなりました県庁LAN設備更新及びネットワーク分離システム設置工事の繰越額も含めると、執行率は97.9%となります。この不用額の主なものは、まず下から6段目の需用費244万9,287円ですが、これは年度末の異動等に伴う各所属の県庁LAN設備の移設等についての内容が、想定よりも少なくなったことによる執行残であります。

続きまして、下から4段目の委託料1,397

万4,789円ですが、これは国の補正に伴い繰り越しを行いましたセキュリティクラウド構築業務委託の執行残等によるものであります。

また、下から2段目の工事請負費1,097万円ですが、これは県庁LAN設備改良等の工事の入札執行残によるものであります。

次に、35ページをお開きください。

(目)の計画調査費ですが、不用額が425万9,821円で、執行率は18.2%となりますが、携帯電話等エリア整備事業が繰り越しとなったことによる繰越額を含めると96.6%となります。この不用額の主なものは、下から4段目の委託料415万5,293円ですが、これは宮崎情報ハイウェイに係る災害復旧のための費用が不要となったことによるものであります。

続きまして、平成28年度の主要施策の成果について御説明いたします。

お手元の平成28年度主要施策の成果に関する報告書の55ページをお開きください。

1、安心して生活できる社会の(4)情報通信基盤の充実及び利活用の促進についてであります。

主な事業、携帯電話等エリア整備であります。これは携帯電話等のサービスが提供されていない地域において、サービスを提供するための施設を整備する当該市町村に対し、国及び県が補助を行うもので、これにより住民生活の利便性向上に加え、防災、救急面での不安の解消を図ったところであります。

平成28年度は、椎葉村1地区、13世帯を対象に事業を実施しました。積雪等により現場作業のおくれもあり、今年度に事業の繰り越しを行っておりますが、年度当初の4月中には事業を完了しております。

以上が主要施策の成果についてであります。

最後に、監査委員の決算審査意見に関しましては、特に報告すべき事項はありません。

情報政策課の説明は以上であります。

○二見主査 説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○岩切副主査 資料の36ページの指摘事項、消費生活センターとみやざき文化振興課で、車の管理だとか、敷地内に電柱があつて、その分が九電からもらえるということを、うまく事務の担当の方が認識していなかったということだろうと理解しているんですが、そういうものがこれから先どういうふうフォローされていくのか。

大分、庶務・経理に対応する職員は少なくなっているんで、うまく引き継がれてないと、1年に1回ぐらいの仕事になると思いますので、また、車検などは2年に1回なので、年度が変わりでそれをうまく引き継げないと、また忘れるということになりそうな心配があるんですが、どういう改善をしたのかを何か御存じであれば教えてください。

○弓削生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の場合は、九電の電柱敷ということでございました。

これにつきましては、今後の取り組みといたしましては、これやはり見落としがちですので、1人の職員で担当というよりも複数の職員で確認をするようにいたしまして、ほかにもちょっと何件かございますので、調定時期、金額等を記載した一覧表を作成いたしました。

それで、複数で確認しまして、事務処理を行うように徹底を図るというようなことでございます。

○川口みやざき文化振興課長 公用車の車検切れの関係なんですけれども、講じた措置の内容

ですが、当課及び指定管理施設、劇場の室内に車両管理情報、車検満了日、法定点検日、任意保険満了日を掲示するとともに、当課みずから定期的に貸し付け車両の管理状況を確認するなど、公用車の適正な管理について徹底を図ったところでございます。

○岩切副主査 例えば、県庁の各所属で電柱敷地料とかをいただける所属などがあれば、総合的にどこかがまとめて管理しているとか、県有車両を1カ所で管理しているとか、実務はそれぞれの所属にお願いするとしても、そういう改善を何か県庁全体でされたという動きはないんですか。

○弓削生活・協働・男女参画課長 今のところ、それぞれの所属できちんと管理していくというようなところですよ。

○松浦総合政策課長 車両の管理についてのお話でありますけれども、全体的には物品管理調達課が情報は持っておりますので、毎年度この時期に車検が来ますよ、点検が来ますよというふうな情報は、各所属に行くような形での事務の改善はされているところでございます。

○中野委員 関連、今、総合政策課長が言われたとおりでと思いますが、これは1カ所で発生したのにも関わらず、またぞろぞろと発生したわけですから。

最初は小林土木事務所で発生しましたよね、やっぱり人ごとと思っているから、こういうのが発生するから、それを管理するのは物品管理調達課ですかね。ああいうところで1人の担当を設けて、全部を電算、コンピューターで管理すれば物すごくいいと思うんです。

これは個人でもついつい忘れちゃいますよ。免許証も切れたり、車検も切れたりするのは、日常茶飯事と言うといけません、県庁職員も経験者

がたくさんいると思うんです。公の機関だってあると思うんです。

それをやっぱりするためには、本当に集中して全てのそういうものを管理するシステムにしたほうが、みんな職員も楽だと思うんです。

いついつ切れますよと言って注意を促して、何日までに車検をしなさいとか、そして、それをまた前日、直近にも言って、しまったという報告が来なければ、しまったかと再度確認して、慌てて行くとか、そういうシステムにすれば、本当に間違いのない。車検切れで一番問題なのは保険切れですから、自賠償等が切れて補償しないといかん、その保険が切れていれば、生のお金を補償しないといかんわけでしょう。そういうために保険という制度もあって、車検期間と同じ期間だけの補償の保険ですから。

取り組まれているというような話でしたから、そんなふうにして、職員のそういう重みというか、そこから開放してあげて、交通事故等の被害者を救うという面からも、ぜひお願いしておきます。

**○緒嶋委員** 携帯電話等のエリア整備。これは今のところ宮崎県内でも携帯電話の会社がいろいろあるわけですが、まだ携帯電話が通話できない地域というか、世帯というか、そういうのはどのくらいあるわけですか。

**○蕪情報政策課長** こちらの主要施策にあります、施策の進捗状況のところがございますが、この28年度末時点で205世帯となっております。

実を申しますと、今年度当初とか各年度当初に、市町村に本当に入らないところはどこかということで追跡調査をしておりますが、実は28年度中に西都市とかいったところで、また54世帯ふえておりまして、そういった意味で、現況では252世帯が入らないというような状況になっ

ておるところございます。

**○緒嶋委員** 平成30年が目標値200というのは、どういう意味になるわけですか。

**○蕪情報政策課長** 200という世帯については、年度当初のところを見ながら、取り組む各市町村——実際、設備を自前でつくろう、みずから汗をかいてつくろうという市町村の意向等を聞きながら設定した値でございます。状況的にふえておりますけれども、新たに発見されました西都市とかについても、当該自治体でみずから率先して解消したい意向もございますので、この目標値については、そのまま目指していこうと考えているところでございます。

**○緒嶋委員** これはまだ200世帯が残るということですか、どうなるんですか。200世帯は、30年度にやりますということ、どういう意味かな。

**○蕪情報政策課長** 残念ながら、200世帯残るということでございます。

ただし、この時期になりますと、状況的には今整備しているところについては、一つ一つ鉄塔を建てていると、すごい経費がかかってしまうし、点在しておる状況もございまして、なかなか今の事業の進捗のやり方では、解消が難しいところでございます。

ただ、今、技術動向もございまして、電波を中継する基地の小型化とか、増幅する機械とか、新たな技術の開発も進んでおりますので、そういったところを見ながら、解消が進むようにという方向では検討していきたいと考えております。

また、一部のキャリアにおいては、衛星と一般の携帯電話がつながるような仕組みを考えようということで、その実証にも取り組んでいるところもございますので、そういった技術動向も見ながら、解消が図っていただけたらなと考えて

いるところでございます。

○**緒嶋委員** いずれにしても、みんながどこで生活しても通話ができるのが理想なわけで、できるだけ100%通話のできない地域がないように、これは住民福祉の原点みたいなもんですね。今の情報化社会の中で、電話の通信ができないというようなことではちょっと問題だと思うので、1年でも早くそういう未提供世帯がないように。今言われた市町村があるわけですので、解消に向けて、市町村とともに努力することが必要だと思います。いろいろ技術の革新とか、進歩もあって、まだいろいろ知恵も出てくるのかと思いますので、ぜひ、それを頑張ってもらいたいということを要望しておきます。

○**岩切副主査** 携帯が繋がらないということですが、このあたりは有線の電話も繋がっていないんですか、全く情報断絶なんですか。

○**蕪情報政策課長** 固定電話につきましては、実はユニバーサルということで、全世界帯につながることを国で定めておりまして、固定電話のときにはそのための経費が電話料金に上乗せされているということで、全国、通信会社が必ず設置しなければならないという状況になっており、固定電話については全世界帯入るという状況でございます。

○**中野委員** 今年度やったかな、前年度やったかな、緒嶋委員から同じような質問があって。そして未提供の世帯は少なくなっているような話をえびのでしたら、いや、そんなことないよということで、えびのにもあると言われたんです。

さっき252世帯と言われましたよね、これは本年度の事業が終了したのが252世帯ということですか。29年度は40世帯が解消されるわけでしょう。そうすると、212世帯残るということですか。

それと、えびのにもありますか。

○**蕪情報政策課長** まず、252と申しましたのは、今年度の5月に市町村を含めて再調査させていただいたところの結果でございます。

今年度実施しますところで、ここに29年度中にはということ、次のページに書いておりますが、1市1町1村4地区で実施ということで、40が解消されますので、差し引き212世帯になろうかなと考えておるところです。

えびの市は、未提供地域はないという報告を受けております。

○**中野委員** 私も相談を受けた人を忘れてしまって、今、思い出して質問しているところで申しわけないんですが、あると言われたんです。

それで、この未提供世帯という捉え方は、私なら私の家でかかるか、かからんかということですか。

○**蕪情報政策課長** この調査は各家庭というか、家の中で入らないところを、今、拾い出しているということございまして、全てのエリアの中で電波が届かない地域が存在することは事実でございます。

○**中野委員** それでかからない地域があるということですね。

しかし、各世帯でサービスが受けられないという、この捉え方、またおかしいですね。携帯は野外にいても、かけることができるのが携帯だったはずよな。今は若者が固定電話を持たずに携帯だけでということで、皆さん自宅からもかけるとは思いますが、我々も自宅にいるときにかかたりする機会も多いけれど、その世帯、その家にいないとかからないという、家が対象という捉え方、またおかしいような気がします。

海はどうか知りませんが、山とかで遭難とか、そういったときに携帯を持っておればどこにい

るとわかるんでしょう、搜索のときに携帯を持っていったからどの地点におったとか、それで、防災ヘリか何かで見つかったとかいう話がありますよね。

だから、野外区域はどうだという捉え方で未提供を把握するというにはならんわけですか。何か捉え方が矛盾しているような気がするけれど。

**○蕪情報政策課長** 確かに御指摘のとおりでございます。携帯電話がどのエリアに入るかという状況はあるんですが、未提供の家庭がないかということとまず潰そうということで、世帯で今回把握をさせていただいているところでございます。

もう一つ問題がありまして、入らないエリアにつきましては、各通信事業者側にとっても、どこまでがきちんと入っているかという状況を把握するのがすごく困難でございます。その都度、入らないところに行ってその状況を把握するという状況下にあります。やむを得ず入らない世帯がどこにあるかということで、今、指標にしているところでございます。委員おっしゃるとおり、実際、救急の問題とか、防災の体制のところの問題点があるのを認識しておりますが、まずは世帯を潰そうということで取り組んでいるところでございます。

**○中野委員** これは国が15分の10を負担するわけですよね。全て行政がお金を出してするわけですよね。

今、人工衛星を打ち上げて、来年の春ごろまで打ち上げたので、ナビも何ミリか何センチかの狂いしかないというのが出てますよね。

そういう時代なのに、何で携帯ができんとですかね。GPSもあってどうのこうのというのに、そっちに国もお金を使ってやれば、物すご

く将来的にお金を使う必要はないような気がするけれど。

人工衛星とつながったらどこだって直結だと思うんです。大きな洞窟に入ってりゃどうかわかりませんが、そっちが国全体でも安上がりでできそうな気がするけれど、何かGPSとかナビとか、ああいう人工衛星を打ち上げられている、そういう人工衛星等でカバーできないものなんですか。

**○蕪情報政策課長** 確かに衛星を使った衛星電話ということであれば、全世界全て入るわけなんですが、衛星電話の事業者は特別な経費をかけておいて、今、高額な経費がかかるということで、なかなか一般家庭には普及してない状況でございます。

ただ、現在のキャリアの中の一部なんですが、衛星をちょっと低いところで飛ばしながら、普通の携帯電話でも通話できるような技術開発の実証に、今、取り組んでいるところでございます。この部分については国も力を入れて助成をしていると伺っておりますので、そういった体制が整うものとは考えておるところでございます。

**○中野委員** 今は時代が物すごく進んで盗聴電話、もうああいう仕掛けをせんでもいいんだそうです。今は話した言葉が壁にぶつかって、それを捉えてちゃんとキャッチすれば情報をとれる時代になって、機器というか、衛星を含めたものでしょうか、そういうのができるように開発されて実用化されて、インテリジェンスの世界では進んでいると。

だから、変なところで話し合いをすると、それが全部盗聴されていますよというのを、某大手国営放送局の幹部から聞きました。恐ろしいと思いました。そのぐらい進んでいるんです。

だから、携帯電話なんかは、いとも簡単にできそうな気がするんだけど、開発してください。お願いしておきます。

**○松村委員** 生活・協働・男女参画課で、NPOの法人についてお聞きしたいんですけども。NPO法人は、数としては、今、県内横ばいのような数字ですけど、事業を廃止するところもあれば、新たに新設するところもあると思うんですけど、このNPO法人の動きと伺いますか。それと、もう一つはNPO法人は設立は昔は県でしたけれど、今は市町村に設立の届け出は移っているんですね。

NPO法人の人格というか、事業内容というか、それは県では把握できないのか、それとも、今度、新たにNPOの運営、財政基盤を支援するということがあるので、県でNPO法人の財務内容とか、全部把握できているのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** まず、NPO法人の設立、解散等の動きということでございますが、こちらの表がございます。38ページの実績値、28年度中の数字で申し上げますと、認証が22あって、解散が5件あったり、取り消し——3年以上、事業報告書を出さないと取り消しがありまして、ほかの県からの転入ということで、基本的には設立が多くて解散も幾つかしていったりというような動きで、平成27年は減っていますが、基本的に全国件数は緩やかに増加している傾向にございます。

あと、次に市町村移譲ということでございますが、これについては13市町村に権限移譲しております。市は全部移譲しておりまして、それで、そこにおいて設立の認証だとか、13事務ございまして、主だった事業は全部移譲しているところでございます。

それで、県がその設立されたNPO法人等を含めて把握しているかということでございますが、これについては、基本的には事業報告書が出されまして、事業の内容だとか、決算だとかというところは、全部、県に写しがまいます。そして、県でNPOポータルサイトというインターネットサイトに掲載しておりますので、県民に広く公開をしている状況でございます。

**○松村委員** あと、NPO法人自体が経営体としては非常に弱いというか、脆弱だということもあって、会社でいくと自己資本と言うんですか、こういうところは何て言うか知らないけれど、いわゆる寄附行為を受けやすくするような取り組みをされてましたよね。

実質的にNPO法人の財務状況は、どういう感じなんですか。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** NPO法人の財務状況、数年前に調査したことがございまして、収入が500万未満のNPO法人が約4割ということでございます。かなり財政的には厳しい法人が多い。

また、一方では介護保険等の関係で、1億円以上とか非常に収入がございましてNPO法人もございまして。二極化というところでございます。

あと寄附の関係でございまして、統計等によりますと約1%の収入ということでございまして、NPO法人、アメリカ等でございましてかなり寄附額が多い。いわゆる宗教の違いとかもございまして、寄附が多い事情がございまして、日本については、なかなかそれがまだ進んでいかないということで、過去に、委員おっしゃったように、寄附文化の醸成ということで、県の事業としてサイトを立ち上げたりしたこともございまして。

そういう中で、今、動きがありますのは、イ

ンターネットを通じてクラウドファンディングと言われるもの等がかなり広まってきましたので、県のNPOの協働支援センターにおいて、そういう研修会なり、寄附いわゆる財務をどう高めていくか、それをかなりのメインテーマとしておりまして、そういう研修会等を実施しているところでございます。

**○松村委員** NPOって地域の中で一生懸命頑張っている団体が多いと思うんですけど、なかなか経営面とかは厳しいですよ。ボランティアだけではなくて、NPOでもちゃんと人件費とかもしっかりやって、ある程度組織してやってほしいんですけど、現実からいくなかなか会社といいますか、法人だから会社ですからね。成り立つのかなというところも数多く見られるので、そういう寄附とかいう形で、財務的にある程度NPO法人がしっかり法人としてできるような体制ができるといいですよ。

それと、もう一つは、いわゆるNPO法人というと、いかにも正義感のあるような法人に見えるんですけど、隠れみものとして悪質なNPO法人というか、これまで認定を取り消したとか、そういうことはありますか。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 一時期といいますか、NPO法が平成10年に成立してから、設立するいろんな動きがある中で、NPO法人の名を語ればというようなところで、そういう悪質なといいますか、そういう動きが都市部を中心に行われていることは承知しているところでございます。

本県については、そういう傾向は、都市部よりは少ないのかなということでございます。

また、監督の関係でございますが、近年はありませんで、過去において介護関係の不正受給等がございまして、基本的にはその法律を管轄

するところの処分ということで、その後に県で行うということです。例えば、平成22年に串間市のNPO法人が代表者逮捕等がございまして、不起訴にはなったんですが、その後、解散したいということで、NPO法については認証の取り消しというようなことになったと。あと、平成23年には宮崎市のNPOの法人が介護支援費の不正受給で、詐欺で逮捕ということで、これは法人が自主解散をされた。その2件ぐらいだというふうに。

**○松村委員** 出だしのころは、ちょっといろいろ話もありましたけれど、最近は何も聞かないなと思っていたんですけど、十分管理あるいは指導体制もできているのかなという気もします。何よりもまず、NPO法人が余りにも経営環境というか、経営体としては脆弱だなと感じていますので、またよろしく御指導をお願いしたいと思います。

**○緒嶋委員** みやざき文化振興課、私学学校の振興費補助、この国の定額補助、これは1人当たり幾らということであるわけですか、これはどういうふうに理解するの。

**○川口みやざき文化振興課長** これは国が定める生徒1人当たりの標準額が示されていて、それに生徒数を乗じた額が総額になっています。国の補助はそのうちの14%が定額で補助されていると、残りの86%は県費負担になっているんですけども、それは交付税措置がされるということになっております。

**○緒嶋委員** 計算すると金額として1人当たり幾らになるとですか。

**○川口みやざき文化振興課長** 高校で申しますと、これ、単純に平均なんですけれども、学校当たりで申しますと、高校が1校当たり2億2,800万程度になります。

これを生徒数で割りますと、高校ですと、1人、32万4,627円になります。

○緒嶋委員 国の交付税措置もされておるということであれば、これは他県と比較して変わらんとということになるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 他県も同様でございます。

○緒嶋委員 そうすると、下の私学高等学校の授業料減免補助金、これは国と県が2分の1ですが、県単という意味は何ですか。

○川口みやざき文化振興課長 平成28年度に制度がちょっと拡充されてまして、市町村民税5万1,300円未満についても対象になるようになったんですけども、これについては半分しか見ないということで、その分を県単で見ているということになっております。

○緒嶋委員 国庫補助が減額された分を県単で上乘せしておるとということですか、どういう意味。

○川口みやざき文化振興課長 メニューがあって、国庫が入っているのは家計急変と風水害被災という2項目だけでありまして、それが実際は実績がゼロ人になっております。

一応、国庫と入っているんですけども、ほとんどが県の事業、県負担分だけになっております。

○緒嶋委員 それなら国庫って書く必要はないじゃない。

○川口みやざき文化振興課長 制度上、そのメニューの中に、国2分の1の項目が入ってまして、その分を若干なんですけれども入れております。

○緒嶋委員 それは国に対して実際はそれだけなら、県がもっと出してありますって書くほうが正しいんじゃないの。

○川口みやざき文化振興課長 減免補助金の制度の一体的な制度の中に、国の2分の1の補助がありますけれども、実際は先ほど言いました風水害と家計急変だけが対象になっておりまして、実績はなかったんですけども。

○緒嶋委員 やっぱり事実がわからんと、これは国が2分の1出したんだらうと我々にとらざるを得んわけです。あなたたちはわかっておるかしらんけど、我々に対しての説明にはなつらんよ。

もう一回、実際このお金は2,365万5,000円、これは国の金がどれぐらいか、県の金がどれぐらいかを分けて表示してください、じゃないとわからん。

○川口みやざき文化振興課長 全て県のお金になっております。

○緒嶋委員 それなら、国庫の2分の1は書く必要はない。

○川口みやざき文化振興課長 予算を編成するときには、国2分の1、こういった補助制度のもとに組んでいるという意味で書いていることと思います。

○緒嶋委員 それは国は喜ぶかしれんけれど、10割県費という中で、こういう表示があること自体がちょっとおかしいのではないかと思うんだけど、そういうことであれば。

○日隈総合政策部長 大まかに私から御説明いたしますと、まず私学の場合は、公立学校と同じように、就学支度金ということで、県立高校も私学も大体月額で1万円ぐらい出ます。

例えば、授業料が私学の場合は5万円だとすると、1万円は出ますので、残り4万円を負担するわけなんですけれども、一定の低所得者については、ここの部分を減免補助金で見ましようという国庫補助が当たります。生活保護とか、



かなり低い方たちはそこが当たるんですけども。その上ぐらいの、例えば、市町村民税が5万1,300円ですかね、その水準以下のところのゾーンについては、所得に応じて国庫が半分だけ補助しましょうと。要するに、4万円だったら2万円だけ補助しましょうというようなゾーンがありますので、ここのところを県費で少し継ぎ足して、授業料を見てあげようというのを県単で若干見ているというような制度が、ここに書いてあるというような内容です。

**○緒嶋委員** だけど、これは全部県費って言われたから、国からは全然入っておらんというような理解を我々はすることになると思うよ。

**○川口みやざき文化振興課長** 委員に誤解を与えるというところがありますので、ここはまた財政課ともちょっと協議させていただきたいと思います。

**○緒嶋委員** 課長たちを困らせるために質問しているわけではなく、やっぱり事実は事実として我々は知りたいわけです。そういうことですので。

**○前屋敷委員** 生活・協働・男女参画課でお願いします。

36ページの表の下、それから37ページにも御説明あるんですけど、みやざき女性の活躍推進会議、これは27年度から立ち上がった会議なんでしょうか。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 27年の10月に設立しております。

**○前屋敷委員** これは企業数で198社。企業という数なんですね。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 企業数でございます。会員企業数と言います。

**○前屋敷委員** 27ページにもうたってありますけれども、女性の多様な働き方を実現するとい

う意味では、それぞれの企業の実態だとか、どういう環境を整えば、より女性が働きやすいかとかを大いに論議していただくような場ではないかなと思ってるんですけど。女性だけの力ではできないし、企業も男性も一緒になって、そういう家庭的な問題も含めての論議を活発に進めていく会議だと思うんです。

行政も加わっているようなんですけど、県からもどなたか担当が入っておられて、そういう実態というか、しっかりつかんでそれを生かすというようなシステムになっているわけですか。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** これについては立ち上げるときから、いわゆる準備段階から含めて県と企業、あと団体が一緒になって設立したわけでございます。設立した後につきましては、私どもの生活・協働・男女参画課が事務局ということで参画しておりまして、企画員という方を募って、実行委員みたいな方々と連携しながら、この会議の運営を進めているということでございます。

**○前屋敷委員** 女性のいろんな要望とかはこういう形で反映されるんですか。企業の皆さんが集って会議を開かれるんですけど、それぞれの会社、企業で問題になっているようなところが出されて、それをどう改善していくことにつながるんですか。

**○弓削生活・協働・男女参画課長** 27年の10月に設立以来、まず、会員の企業を広めましょうというのが一つ、もう一つはふやしていきましょうと。さらに研修会・講習会等を通じまして、会員企業さんたちのいわゆる経営者の方であるとか、役員の方であるとか、女性の職員、男性でもよろしいんですが、そういう方を募りまして、研修会ということで、こちらに実績で書い

でございます、28年度でいけば3回、509人ということで、研修会を開催したりしているところでございます。これについてはテーマということで、28年度は職場風土の醸成であるとか、ワークライフバランスとか、女性の能力開発だとかというところで、3回の中で、県外の会社の社長さんとか、コンサルタントの方をお招きして講演をします。その後にワークショップとか座談会とか、いらっしゃった方々をグループ分けして、いろんな意見交換会をする。女性が働きやすい職場環境ということで、そういう取り組みを広めていくという意識醸成を、今、図っているところでございます。

**○前屋敷委員** ぜひ多くの企業も参加をし、認識も深めていくという点では、県の役割が大きいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一件いいですか。

みやざき文化振興課でお願ひしたいんですけど、48ページの施策の進捗状況の中ですが、日ごろから文化に親しむ県民の割合という数値が示されてきているんですけど、この数字はどのような形で掌握をされるんですか。

**○川口みやざき文化振興課長** 毎年行う県民意識調査の結果になっておりまして、28年度の県民意識調査は、県内在住の18歳以上を対象に、住民基本台帳から3,500人を抽出し1,540人、全体の44%から回答があったものでございます。

その中の質問の1項目として、これがあるところでございます。

**○前屋敷委員** 調査の仕方はわかりましたけれど、数値がだんだん下がっているところが、非常に気になると思ひますか。文化といってもなかなか経済的なものもかかわってくる部分もありますので、生活が苦しいと、どうしても芸術

文化、そういうところに割く割合も少なくなってくるということなので、実態をつかむという意味では大事な数値かなと思ひているところで

**○中野委員** 人権同和対策課長にお尋ねします。

名前は人権同和対策ですが、人権のことは全部説明がありましたが、同和についてのことが全く触れてないわけですが、最近同和に関しての差別の事案というものは、全く発生していないわけですか。

**○工藤人権同和対策課長** いわゆる差別的な発言でありますとか、そういったものは起こっているものもございませぬ。

それで、その実績の中に書いてないがというところがございますけれども、各種の研修会がありますとか、そういったものの中には、いわゆる部落差別でありますとか、そういったものも、講師の方をお招きして必ずテーマとして入れているところがございます。

**○中野委員** 同和差別の云々は、今もあるということですか。

**○工藤人権同和対策課長** ございませぬ。ネット上とかでも、いろんな書き込みとか、そういったものがかかり見られるところがございます。

**○中野委員** それから、えせ同和というのが一時とやかく言われましたよね、そっちは今は発生してないんですか。

**○工藤人権同和対策課長** 昔に比べれば、確かに件数としては減ってまいやうかと思ひますが、最近でも調査等をいたしますと、いわゆる高額な図書の販売とかの電話がかかってくるなりとか、そういった事例がございませぬ。

**○中野委員** せつかく人権同和対策課だから、えせ同和も含めて、何かこういう成果と言うといけませぬが、何かそういうのを文言にあらわ

すことは何もできなかったものですか、書いてあるんですか。

ほかの何とかでは説明がしてあるような話でしたけれども、なぜここにあらわれないんですか。

○工藤人権同和対策課長 済みません、確かに講座とかそういった中には入っていると先ほどもお話しましたが、その言葉は入っておりませんですね。

○中野委員 さっきもちょっと触れられましたが、この同和対策の事業というか取り組み、その辺のことはずっと取り組まれてきているわけですね。少しでもいいですから、その取り組みの状況を説明していただけないですか。

○工藤人権同和対策課長 先ほど申し上げましたとおり、各種研修の中では部落差別とかそういったものをテーマにしたのもやっております、さらに啓発資料とかにつきましても作成をして、お配りしているところでございます。

また、職場研修とかそういったものにつきましても、必ずこの同和問題についてのお話もさせていただいているところでございます。

○中野委員 具体的にここの53ページに、主な実績内容というところで、養成講座云々という研修とかありますよね。それはどれがそれを含んでいるんですか。

○工藤人権同和対策課長 まず、上からいきますと、人権担当者養成講座につきましては3日間やりまして、7つのテーマ等でやっておりますけれども、この中にも人権同和対策課の職員が講師になってお話をしている部分がございます。

それから、飛びまして県民人権講座ですけれども、これが28年度、7回、県内で実施しておりますけれども、その中で、9月30日につきましては、同和問題をテーマにして、三重県の

方を講師にお招きして実施しているところでございます。

それから、啓発研修の講師派遣は、センターの非常勤職員等が講師になって出向くものなんですけれども、これの中でも、やはりそういったものをテーマにして研修をさせていただき方もしております。

視聴覚教材につきましては、この同和問題をテーマにした教材も多数取りそろえているところでございます。

○中野委員 いろいろ取り組まれているようですが、人権同和対策課とあるのに、同和という字が一つも出てこないんですが、やはり意識的にこれに書かれていないものですか。

○工藤人権同和対策課長 いえ、そういうことではございませんで、うちの課が取り扱っております、いわゆる人権のテーマがほかにも多数ございまして、それをまとめて人権担当者云々とか、そういった言葉でまとめさせていただいているところでございます。

○中野委員 この同和対策も、言われて40年ぐらいになりますよね、スタートしてから。

同和対策とあるわけだから、人権だけに埋もれないような取り組みを、また、いろんな報告をするときに、そこに埋もれてあらわれないことがないようにしてほしいと思いますが、要望しておきます。

○工藤人権同和対策課長 おっしゃるとおりでございます、私どもの課の、いわゆる各人権のテーマの中で、この同和問題は当課が推しとしてやっておりますので、ここについてはその専門の課として取り組んでまいりたいと思います。

また、こういう報告の中でも、そういったことを考えさせていただきたいと思います。

○中野委員 次に、みやざき文化振興課長に要望しておきます。

51ページが一番末尾の、施策の成果等というところに、記紀編さん記念事業については、今後も中長期的視点に立って戦略的な情報発信に努めるとありますから、またことしも含めて「神話の源流みやざき」ということで一生懸命取り組まれておるわけですが。

一般質問でも言いましたが、ここに記紀編さん1300年の記念事業ですから、その記紀の内容にのっとった事業をぜひ取り組んでほしいと。

古事記だけで言えば、質問しましたように3巻のうちの1巻のその一部が日向神話だけですから、ほか2巻もあるわけですから、ぜひそのことを要望しておきます。

○二見主査 ほかによろしいですか。この後、総括がありますけれどもいいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上をもって第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時41分休憩

---

午後2時45分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及び、それに対する委員の質疑が終了しましたが、総合政策部の決算全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 全般にはよろしいですか。

それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

---

午後2時48分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成28年度決算について執行部の説明を求めます。

○福嶋会計管理者 会計管理局でございます。

会計管理局の平成28年度の決算の概要について御説明を申し上げます。座って説明をさせていただきます。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

まず、会計管理局全体について御説明をいたします。

表の一番下の欄をごらんください。

予算額が5億3,078万6,000円に對しまして、支出済額が5億2,660万9,469円でございます。

この結果、不用額は417万6,531円、執行率は99.2%となっております。

次に、課ごとの状況を御説明いたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、会計課の決算状況についてであります。

表の一番下の欄をごらんください。

予算額4億3,194万7,000円に對しまして、支出済額が4億2,811万1,893円、不用額は383万5,107円、執行率は99.1%となっております。

目における不用額が100万円以上のものにつきまして御説明をいたします。

中ほどの(目)会計管理費をごらんください。不用額が359万7,901円となっております。そのうち主なものは、この表の下から4段目の役務費でありまして、不用額が242万480円となっております。

これは、主に収入証紙の売りさばき人に対しまして支払う売りさばき手数料が、見込みを回ったことによる執行残でございます。

なお、目における執行率が90%未満のものはございません。

次に、資料の3ページをごらんください。

物品管理調達課の決算状況についてであります。

表の一番下の欄をごらんください。

予算額9,883万9,000円に対しまして、支出済額が9,849万7,576円、不用額は34万1,424円、執行率は99.7%となっております。

目における不用額が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはございません。

以上、会計管理局の決算の概要につきまして御説明をいたしました。主要施策の成果に関する報告書への掲載、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○二見主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

○中野委員 先ほど役務費が242万少なかったということで、収入証紙の売りさばきが減ったから、その分だけの手数料がなかったという説明でしたよね。

収入証紙は計画からすると売り上げが、大分少なくなったんですか。計画どおりにはいけないということですか。

前年対比での伸びは、下回っているのか、上がっているのか。

○青山会計課長 27年度と比較いたしますと、まず収入証紙の売り渡し額ベースでいきますと、27年度が27億5,000万ですけれども、28年度が27億4,300万で約800万ほど減少しております。

これに対して3.24%の手数料を支払いますので、その手数料の減が予算額ベースになります。25万6,000円になります。

○中野委員 売り上げからすると、800万減ですから余り変わりませんね。

800万といえども、下がったのは何か理由があるんですか。

○青山会計課長 この下がった理由が、収入証紙で取り扱っている使用料、手数料が693件、非常にたくさんありまして、中での増減はあるんですけれども、全体では若干減少したということになります。

○中野委員 この収入証紙は、普通、県民はどういうところで必要なんですか。一番多いのは何ですか。高校入試とか、ああいうときにも何か収入証紙を買って、それを添付しないと入学手続きができないとか、いろいろありますよね。一番多いのを例として教えてください。

○青山会計課長 28年度で一番多かったのは、食鳥検査の手数料になります。

食鳥検査で4億4,700万になります。

○中野委員 収入証紙の将来の売り上げ展望、見通しは、どんな方向になるんでしょうか。

○青山会計課長 この5年間で見ますと、一番多いときが27億8,000万、一番少ないときが27億をちょっと超すぐらいで、余り大きな変動はございませんで、当面、使用料、手数料の取り扱い状況が変わらなければ、この状況が続くのかなとは思っております。

○中野委員 県の歳入の大きな財源になっていると思うんですが、その27億円を売るために経費は幾らかかっているんですか。

○青山会計課長 その経費に相当する分が、3.24%の手数料ということになります。

○中野委員 それだけでいいわけですね。

ならば、売り上げれば売り上げるほど、かなり収入になりますね。

○青山会計課長 失礼しました。ちょっと補足

させていただきますけれども、経費としましては収入証紙を印刷する費用が必要ですので、2年に1回印刷しておるんですが、その分が28年度に900万程度支出しております。

○中野委員 その金額は幾らなの。

○青山会計課長 959万8,000円になります。

○中野委員 よか商売ですね、法律で収入証紙を使うのが限定されているんでしょうけれども、印紙は印紙で、あつちは国ですがね、国に要望して、印紙を張らなけりゃならんものを収入証紙に変えるとか、そういう国への要望とか、都道府県でまとまって要望するとか、そういうことはないわけですか。せっきくの収入財源ですから。

○青山会計課長 印紙は国費の収納で使うものですけれども、収入証紙につきましては、それぞれの使用料、手数料を所管している課が現金でとる場合もありまして、現金がいいのか、収入証紙がいいのか、それぞれの所管課で判断して、証紙がいい場合は証紙を使っているということで、現金でとっている部分もございます。

○二見主査 ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

---

午後2時58分再開

○二見主査 分科会を再開します。

それでは、平成28年度決算について執行部の説明を求めます。

○原田人事委員会事務局長 それでは、人事委員会事務局の平成28年度決算の概要について御

説明申し上げます。

お手元に配付しております決算特別委員会資料をおめぐりいただきまして、表の一番下の合計の欄をお願いいたします。

平成28年度の予算額1億3,562万1,000円に対しまして、支出済額は1億3,426万9,815円でございます。この結果、不用額が135万1,185円、執行率が99.0%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はございませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

2つ目の(目)事務局費の不用額が108万3,360円となっております。その主なものは職員手当等の不用額42万2,492円ではありますが、これは時間外勤務手当等の執行残であります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、また、決算審査意見書に記載された審査意見及び監査における指摘事項はございません。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○二見主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

それでは、私からいいですか。

職員手当の残業等が少なくということなんですけれども、大体何時間ぐらい削減することができたかはわかりますか。

○佐野総務課長 この手当につきましては、年度末に実施をいたしました就職ガイダンスにおきまして、事務局のほか、他部局の職員の応援を要請しまして、そのための時間外勤務手当を見込んでおりましたが、振替休日としていただきましたことで、その分が執行残になったというものでございます。

○二見主査 わかりました。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

---

午後3時2分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成28年度決算について執行部の説明を求めます。

○奥野監査事務局長 監査事務局の平成28年度の決算の概要について御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料をごらんください。

1枚めくっていただきまして、監査事務局の予算執行状況につきましては、1ページの一番上の(款)総務費の欄をごらんください。

予算額は2億1,502万4,000円、支出済額は2億1,379万2,564円、不用額は123万1,436円、執行率は99.4%となっております。

主な内容について御説明いたします。

まず、上から2段目の(項)総務管理費でございます。

これは外部監査に要する経費でございます。

次に、中ほどの(項)監査委員費であります。これは次の段の(目)委員費と2ページの一番上の(目)事務局費であり、監査委員及び事務局職員の人件費及び運営費でございます。

なお、目の中で執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものはありません。

また、主要施策の成果及び監査結果につきましては、特に報告すべき事項はございません。

以上でございます。よろしく御審議のほど、よろしく願いいたします。

○二見主査 執行部の説明が終了しましたが、委員の皆様から質疑はございませんか。

○中野委員 この委員費は、全て4人の監査委員に関する経費になるんですか。

○奥野監査事務局長 そうです。

○中野委員 報酬と給料の違いって、どんなふうな分け方をしておるわけですか。

○奥野監査事務局長 報酬と給料ですが、報酬が議会選出の委員のものになります。

給料は識見員が2人——例えば、県のOBの方とか、宮銀のOBの方とかが識見員ということになっております。常勤のために給料という扱いになっています。

○中野委員 OB監査委員は給料になるわけ。

報酬は議会選出の2人分だけということですか。

○奥野監査事務局長 そのとおりでございます。

○中野委員 議員だから報酬という言葉を使っているわけ。

○奥野監査事務局長 非常勤ということで、報酬というのを使っております。

○中野委員 我々議員は報酬、これ、前、給料になっていませんでしたかね。全部報酬でもらってますかね。それと、給料はあとの2人分ですね。よくわかりました。また聞くかもしれません。

○門内監査第一課長 今、おっしゃられたとおりなんですけれども、給与につきましては、常勤の監査委員の給与ということで、常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例で定まっております。

報酬につきましては、非常勤の監査委員の報酬ということで、執行機関としての委員会の委員または委員の報酬及び費用弁償に関する条例で、それぞれ定まっているところでございます。

○緒嶋委員 事務局費の報償費って、これ何に対して報償費を出すわけ。

○奥野監査事務局長 事務局費の報償費ですが、この主なものは工事検査で県のOBの技術者の方に同行をお願いしております、その方が来られて、例えば、事務局の職員の工事検査の研修をしてもらうとか、あるいは実際の実地監査のときに同行して、いろんな指導、助言をいただくと、そのための報償になっています。

○緒嶋委員 なるほどね。

監査事務局でちょっと専門的でわかりにくいときに、その手助けをしてもらうということかな。

○奥野監査事務局長 そういう外部の専門家の活用をしているということでございます。

○中野委員 また委員費のところ、今度は職員手当も、これは監査委員に対する手当なんですか。

○奥野監査事務局長 これは常勤の監査委員、識見員の期末手当になっております。

○中野委員 勉強不足で申しわけありません。

常勤の監査委員は職員という位置づけになっているわけですか。

○奥野監査事務局長 特別職の常勤ということになっております。

○二見主査 ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 では、以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時9分休憩

---

午後3時11分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、平成28年度決算について執行部の説明を求めます。

○甲斐議会事務局長 議会事務局の平成28年度決算の概要につきまして御説明いたします。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

一番上の段の(款)議会費でございます。予算額11億3,107万3,000円に対しまして、支出済額11億2,320万249円、不用額が787万2,751円あります。執行率は99.3%となっております。

次に、目における予算の不用額が100万円以上のものにつきまして御説明いたします。なお、執行率が90%未満の目はございません。

まず、上から3段目の(目)議会費であります。不用額は314万301円であります。主なものといたしましては、中ほどの旅費の159万3,025円、下から2つ目の使用料及び賃借料の110万5,384円あります。これは本会議開催に伴う応招旅費等の執行残及び委員会の県内外調査に係る借り上げバス代等の執行残であります。

2ページをお開きください。

一番上の段、(目)事務局費であります。不用額は473万2,450円あります。主なものといたしましては、下から4つ目の委託料の65万3,047円、下から2つ目の工事請負費の91万7,160円あります。

これは本会議・委員会速記反訳委託料等の執行残及び議会棟の突発的な修繕に対応するための経費等の執行残であります。

そのほか、主要施策の成果に関する報告書及び決算審査意見書及び監査における指摘事項等については該当ございません。

説明は以上でございます。よろしく御願いたします。

○二見主査 執行部の説明が終了しました。質



疑をお願いします。

○中野委員 お尋ねします。

まず、1ページから、ここの(目)議会費の職員手当等というところ、これは誰に支払う手当なんですか。

○小田総務課長 職員手当等についてでございますが、こちらにつきましては議員の期末手当でございます。

○中野委員 それから、次のページ、(目)事務局費の一番上ですが、報酬、これは誰に支払う分ですか。

○小田総務課長 報酬でございますけれども、事務局に勤めております非常勤職員\*6名おりますけれども、非常勤職員に対する報酬でございます。

○中野委員 非常勤職員。

そうすると、議員は職員、職員は報酬、何かさっきの監査委員と違うな。

1億2,616万7,000円という予算の額、この給料は議員に支払う、俗に我々が言う報酬のことですか。

○小田総務課長 議員のいわば給料は、1ページの議会費の報酬が議員への報酬ということになります。

職員につきましては、2ページの給料というところが、いわゆる常勤の職員、議会事務局職員に対する給料ということになります。

ちなみに、先ほど事務局費の報酬が非常勤職員、その下の、上から5つ目に賃金がございますけれども、この賃金につきましては、臨時職員等の仕事に対する対価として支払うものでございます。

○中野委員 結局、1ページでいけば、我々のもらう分は報酬、そして職員手当のところ、いわゆるボーナスをもらうときは我々は職員にな

るわけですか。

○小田総務課長 いわゆる名称の区分がこうなっておりまして、職員手当という区分の中で、議員の期末手当がこの中に入ってくるということだと思っております。

○中野委員 それから、2ページの非常勤職員の報酬。我々議員も報酬でしょう。でも、非常勤職員は報酬になるんでしょう。どうもすみ分けがいまいわかりませんが。

○小田総務課長 いわゆる報酬と給料の違いでございますけれども、報酬は非常勤職員に対して支出されるものということで、この非常勤職員には議員もしくは各種委員会の委員等が該当してくるということになります。

それから、給料につきましては、常勤の職員、我々でありますとか、県庁の常勤の職員に対して支払われるのが給料という整理になっております。

○中野委員 報酬は非常勤の者に支払うものを報酬、給料は常勤の者に支払うときになるんですかね。

年末調整のときに、源泉徴収票をもらいますよね。甲斐局長になってから、もともとは給料という欄で処理していたのが、報酬に変わりましたよね。様式も変わりましたが中身も変わったんですよね。賢明なる甲斐事務局長の判断で変わったかどうかわかりませんが、あの書き方が変わってるんですよ、昨年から変わりましたよ、よく見てみなさい。

だから、私は報酬というものが何なのか、職員云々って何なのか、給料とは何なのかわからんとです。先程の監査事務局のときも、わからなかったから質問して、そのときはわかったような気持ちになったけれど、議会事務局になっ

※次ページに訂正発言あり

たら、また先程の説明とは違うような書き方がしてあったから。

しかし、総務課長は大したもんだ、報酬とは非常勤の者に支払うもの、給料とは常勤の者に支払うものという明快なる定義を説明されました。

そのことがあれば、何か理解できたような気がします。ただそうなれば、我々の期末手当が職員手当になったりまた矛盾も感じますが。と同時に、年末に我々も源泉徴収票をもらいますが、あの書き方も今度はどうなるのかなという思いもしました。

過去のもの等を含めてよく整理して、本年度分はやってください。

○甲斐議会事務局長 恐らく明細の書き方としては、従来と変わっていないかと思うんですけども、任命権者の責任で証明するという事。議員への証明も、議会事務局の名での証明になったところがございます。

○中野委員 それは変わりました、さすが甲斐局長だと思いました。

あれも調べて、我々は二元代表制の中でチェックする側なのに、チェックする側が給料として知事からもらっていたんですね。これはどういうもんかなと思って衆議院と参議院に聞いたんです。そしたら、あそこは事務局の幹部職員の名で、それぞれ衆議院は衆議院のそこが支払う、参議院は参議院が支払うということにずっとなっていましたよ。

そのことが、去年から甲斐事務局長になってから、そんな取り扱いをされましたよね。聡明なる決断だったなと思いました。私はずっとおかしい、おかしいとずっと事務局に言ってきたんですよ。検討します、検討しますだったけれども、検討がされたんだと思いますが、なかな

か変更されなかったんですが、昨年から変更になったんですよ。

そのこと等を含めて、我々が申告をするときに、今度は給料云々があつて、申告書の書き方もまたいろいろあるんですよ。あれは全国共通版だから、ちょっと注意しながら書いていますが、我々は報酬の位置づけのところに書いておりますけれど。ただ期末手当分は職員手当、そこがどうもしっくりきませんが。

○小田総務課長 なかなかちょっと答えが見つからないところではありますけれど、目の中の節の区分けの中に整理して金額が振り分けられていると考えております。その辺はちょっと私も勉強不足なところがありますので、調べたり、研究してみたいと考えております。

○二見主査 暫時休憩します。

午後3時25分休憩

---

午後3時26分再開

○二見主査 分科会を再開します。

○小田総務課長 済みません。先ほど、私、事務局の報酬の中で、非常勤職員の数を6名と言ったと思いますが、7名の誤りでございました。訂正させていただきます。

○緒嶋委員 28年度の工事請負費2,562万。昨年度、何をこんなに工事をされたのか。

○小田総務課長 この工事請負費につきましては、委員会室の放送設備の更新を28年度行っておりますが、この経費でございます。

○緒嶋委員 これだけかかったわけですか、2,653万も。

○小田総務課長 この金額が全てでございます。

○松村委員 政務活動費はどこの項目に入るんですか。議会費の中ですか。

○小田総務課長 政務活動費につきましては、

議会費の1ページの一番下でございますけれども、負担金・補助及び交付金の中に含まれております。

○松村委員 そうかなとは思いましたけれど、不用額、政務活動費って結構返還があったんじゃないかな。

○小田総務課長 この負担金・補助及び交付金の中には、政務活動費の交付金を初め、全国議長会でありますとか、九州議長会の負担金とか、あとは全国共済会への負担金等が含まれた金額、その合わせたものについての不用額ということでございます。政務活動費の返還額につきましては、28年度分は雑入で29年度、今年度に受け入れをしております。

○松村委員 ということで議会費にはあらわれてこないということですね。一般会計の雑入で入ってくるということを理解いたしました。

○前屋敷委員 そしたら、28年度の歳入で雑入がどの程度あったんですか、見ればわかると思いますが。

○小田総務課長 済みません、数字を確認しますので、お時間を頂戴いたしたいと思います。

○二見主査 暫時休憩します。

午後3時31分休憩

---

午後3時36分再開

○二見主査 分科会を再開します。

○小田総務課長 28年度、雑入で受け入れたものの、トータルの金額が1,604万6,304円ございまして、そのうち政務活動費の返還分、27年度分の政務活動費を28年度に雑入で受け入れた分でございますけれども、これが1,489万6,136円ございます。

それから、ちなみに28年度分の残余が1,904万6,000円でございますけれども、これは今年度の

雑入で受け入れるということになるかと思っております。

○松村委員 返納額がふえているんですね。

○小田総務課長 返還額は、年によって若干多いときがあったり、少ないときがあったりということで、一定はしておりませんが、その年によって数字的には変動があるという状況だと思っております。

○二見主査 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後3時38分休憩

---

午後3時40分再開

○二見主査 分科会を再開します。

まず、採決についてであります。あした10月5日の13時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、以上で本日の分科会を終了いたします。

午後3時41分散会

平成29年10月5日(木曜日)

---

午後0時59分再開

---

出席委員(6人)

主	査	二見康之
副主	査	岩切達哉
委	員	緒嶋雅晃
委	員	中野一則
委	員	松村悟郎
委	員	前屋敷恵美

欠席委員(1人)

委	員	河野哲也
---	---	------

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	原田一徳
総務課主任主事	日高真吾

---

○二見主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、これより採決に入りますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、挙手により採決を行います。

議案第11号の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○二見主査 挙手多数。よって、議案第11号については、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。

主査報告の項目及び内容について、御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後1時0分再開

○二見主査 分科会を再開いたします。

それでは、主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見主査 では、以上で分科会を終了いたします。

午後1時0分閉会